

令和 7 年 第 3 回定例会

青木村議会議録

令和 7 年 9 月 3 日 開会

令和 7 年 9 月 19 日 閉会

青木村議会

令
和
七
年

第三回
〔九月〕定例会

青
木
村
議
會
會
議
錄

令和7年第3回青木村議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月3日)

○議事日程	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	3
○開会の宣告	4
○議事録署名議員の指名	4
○会期決定	4
○村長挨拶	5
○報告第1号及び報告第2号の上程、説明	12
○議案第1号の上程、説明	13
○議案第2号の上程、説明	38
○議案第3号の上程、説明	41
○議案第4号の上程、説明	45
○議案第5号の上程、説明	46
○議案第6号の上程、説明	49
○社会福祉協議会会計決算の報告	51
○監査報告	53
○議案第7号の上程、説明	55
○議案第8号の上程、説明	56
○議案第9号の上程、説明	57
○議案第10号の上程、説明	58
○議案第11号の上程、説明	59
○議案第12号の上程、説明	60
○議案第13号の上程、説明	61
○議案第14号の上程、説明	62
○議案第15号の上程、説明	63

○議案第16号の上程、説明	63
○議案第17号の上程、説明	64
○請願第1号の上程、説明	68
○請願第2号の上程、説明	70
○散会の宣告	72
○社会福祉協議会会計補正予算（第1号）の報告	73

第 2 号 (9月9日)

○議事日程	75
○出席議員	75
○欠席議員	75
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	75
○事務局職員出席者	76
○開議の宣告	77
○議事日程の報告	77
○一般質問	77
宮澤政美知君	78
宮入典子君	88
塩澤敏樹君	95
松本淳英君	112
松澤広海君	121
金井とも子君	125
○総括質疑	135
○委員会付託	136
○散会の宣告	137

第 3 号 (9月19日)

○議事日程	139
○出席議員	140
○欠席議員	140

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	140
○事務局職員出席者	141
○開議の宣告	142
○議事日程の報告	142
○委員長審査報告	142
○報告第1号の質疑	145
○報告第2号の質疑	145
○議案第1号の質疑、討論、採決	146
○議案第2号の質疑、討論、採決	148
○議案第3号の質疑、討論、採決	148
○議案第4号の質疑、討論、採決	149
○議案第5号の質疑、討論、採決	150
○議案第6号の質疑、討論、採決	150
○議案第7号の質疑、討論、採決	151
○議案第8号の質疑、討論、採決	153
○議案第9号の質疑、討論、採決	154
○議案第10号の質疑、討論、採決	155
○議案第11号の質疑、討論、採決	155
○議案第12号の質疑、討論、採決	157
○議案第13号の質疑、討論、採決	158
○議案第14号の質疑、討論、採決	159
○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	160
○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	162
○議案第17号の質疑、討論、採決	163
○請願第1号の質疑、討論、採決	169
○請願第2号の質疑、討論、採決	171
○閉会の宣告	172
○署名議員	173

令和7年9月3日（水曜日）

（第1号）

令和7年第3回青木村議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和7年9月3日（水曜日）午前9時開会

- 日程第 1 議事録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第 1号 健全化判断比率について
- 日程第 4 報告第 2号 資金不足比率について
- 日程第 5 議案第 1号 令和6年度青木村一般会計決算の認定について
- 日程第 6 議案第 2号 令和6年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第 3号 令和6年度青木村介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第 4号 令和6年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第 9 議案第 5号 令和6年度青木村簡易水道事業会計決算の認定について
- 日程第 10 議案第 6号 令和6年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 11 議案第 7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 8号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 9号 青木村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 10号 青木村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 11号 青木村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第 16 議案第 12号 青木村簡易水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 13号 青木村公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 14号 第6次青木村長期振興計画の計画期間の変更について
- 日程第 19 議案第 15号 監査委員の選任について
- 日程第 20 議案第 16号 教育委員会委員の任命について

日程第21 議案第17号 令和7年度青木村一般会計補正予算について

日程第22 請願第 1号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の
請願について

日程第23 請願第 2号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・
「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書につい
て

日程第24 一般質問

出席議員（9名）

1番	小林 久美子 君	2番	松澤 広海 君
3番	北澤 久美子 君	4番	宮澤 政美知 君
5番	宮入典子 君	6番	松本淳英 君
7番	塩澤敏樹 君	8番	平林幸一 君
10番	金井とも子 君		

欠席議員（1名）

9番 坂井 弘君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫 君	教育長	沓掛英明 君
参事 兼 総務企画課長	稻垣和美 君	商工観光移住 課長	小林利行 君
住民福祉課長	小根沢義行 君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管理監	高柳則男 君
建設農林課長	奈良本安秀 君	保育園長	成沢亮子 君
建設農林課 長補佐 兼 上下水道道 推進監 兼 上下水道係長	小林義昌 君	建設農林課 長補佐 兼 農業振興係長 兼副防災危機 管理監	上原博信 君
建設農林課 長補佐 兼 建設係長	横沢幸哉 君	税務会計課 資産税係長	小山明之 君

住民福祉課 課長補佐兼 地域包括支援 センター長	早乙女 敦君	総務企画課 担当課長兼 事業推進室長	塩澤和宏君
総務企画課 企画財政係長	金井大介君	住民福祉課 保健衛生係長	上原加代君
住民福祉課 住民福祉係長	津田直樹君	総務企画課 庶務係長	増田佳樹君
商工観光課 移住商工観光移住 係長	宮澤俊博君	総務企画課 課長補佐兼 務係長	依田哲也君
代表監査委員	内藤賢二君		

事務局職員出席者

事務局長 稲垣和美 事務局員 依田哲也

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（平林幸一君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和7年第3回青木村議会定例会を開催します。

なお、9番、坂井弘議員より本日の会議について欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

◎議事録署名議員の指名

○議長（平林幸一君） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

会議規則第115条の規定により、3番、北澤久美子議員、7番、塩澤敏樹議員を指名します。

◎会期決定

○議長（平林幸一君） 日程第2号、会期決定について議題にします。

お諮りします。

去る8月27日、議会運営委員会において、本定例会の会期は本日3日から22日までの20日間と決定されましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は9月22日までの20日間と決定しました。

日程について、事務局より日程表をお配りします。

日程について申し上げます。

本日3日は開会、議案説明のみで散会といたします。4日から8日までは議案審査及び休日のため休会、9日火曜日は一般質問と令和6年度一般会計及び特別会計、企業会計の決算についての総括質疑、委員会付託を行います。10日水曜日は議案審査のため休会、11日木

曜日は社会文教委員会の委員会審議、12日から17日までは議案審査及び休日のため休会、18日木曜日は総務建設産業委員会の委員会審議、19日金曜日は委員長報告・審議・採決、22日月曜日は審議・採決の日程といたします。

◎村長挨拶

○議長（平林幸一君） ここで村長より挨拶があります。

北村村長。

○村長（北村政夫君） おはようございます。

本日、令和7年第3回青木村議会9月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さんには御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今年の夏も各地で3年連続記録更新の猛暑でございました。7月の全国平均気温は平年より2.89度高く、統計開始以降で最も暑くなりました。8月5日には、群馬県の伊勢崎市で41.8度を記録し、観測史上最高気温を更新いたしました。また、降水量が記録的に少ない地域もありまして、農作物にも深刻な影響が出ております。

今年の激しい気温上昇の主な原因は、地球温暖化を起因といたします6月のトリプル高気圧の影響で、日本周辺に急速に熱が蓄えられたことだと言われております。9月以降も猛烈な暑さは収まりません。

青木村でも異常な暑さとなり、様々な対策を講じました。まず、広報あおきの6月号、7月号の熱中症への注意喚起の記事を掲載いたしました。6月号では、「梅雨の時期編」といたしまして、湿度が高い時期の予防対策を、7月号では「暑さ本番編」といたしまして、熱中症の症状と対応を掲載いたしました。

また、高齢者の熱中症予防のため、民生児童委員の皆さんにお元気訪問を実施していただきまして、70歳以上の高齢者及び高齢者世帯を対象に全部で285名の方を訪問いただき、多い委員さんは1人で24人も担当していただきました。お疲れさまでした。

屋外で働く多い農業関係者には、熱中症予防や対応につきまして、チラシを農業委員会の委員の皆さんを通じまして配布し、注意を喚起した、努めたところでございます。

教育関係では、村営プールの営業を1週間延長いたしまして、児童センターの遊戯室への空調設備の設置、武道館へのスポットクーラーの設置を行いました。道の駅あおきでも、市

場にテントを張る、そして、ぶらっと家あおきで不特定多数の人に涼んでいただけるなど、暑さ対策を講じたところでございます。

令和の米騒動として注目されている米の問題につきましては、日本の食料の安全保障において極めて重要な問題であります。村の農業の中核をなす稻作は、最重要課題でございます。

政府は、米の増産にかじを切りました。青木村の今後の水田農業につきましては、国の動向を注視しつつ検討を続けてまいります。国に対しましては、一日も早く新たな米政策を確立し、具体的な内容の公表をお願いしたいと考えております。

特産品のタチアカネにつきましては、昨年夏の長雨と猛暑による記録的な不作となり、収量が少なかったため、今年は初めてタチアカネの春まき夏収穫に挑戦をいたしました。4月24日から播種を、7月17日から収穫を行いました。おかげさまで、生育は順調で4.5トンもの収量があり、道の駅あおきや村内のそば屋さんにお届けすることができました。

80回目の終戦記念日を迎えた8月15日、全国戦没者追悼式が日本武道館で開かれ、天皇皇后両陛下や石破茂首相、戦没者遺族らが参列し、約310万人の戦没者を慰靈いたしました。石破首相は、「戦争の惨禍を決して繰り返さない。進む道を二度と間違えない」と決意を述べられました。

正午に参列者全員で1分間の黙祷をささげた後、天皇陛下が「戦中、戦後の苦難を今後とも語り継ぎ、私たち皆で心を合わせ、将来にわたって平和と人々の幸せを希求し続けていくことを心から願います」とお言葉を述べられました。役場でも職員全員で黙祷をささげたところでございます。

今年は戦後80年ということもありまして、テレビ、新聞などでも多くの特集が組まれ、改めて平和の尊さを考える機会がたくさんありました。さきの戦争を経験した人は、現在日本人口の1割で、私も数少ないその中の1人となりました。

世界では、今なお、ロシアのウクライナ侵攻、イスラエルのガザ侵攻など、戦争が続いています。戦争によって失われた多くのかけがいのない命、ひどい食料難、言葉では表せないほどの深い悲しみや苦難を今も生きる私たちは、次の世代に伝えていく使命があります。日本の、そして世界の恒久的な平和のために、不断の努力を惜しんではありません。

あおきネットワーク整備事業についてでございますが、このネットワークは緊急時の情報伝達手段の多重化を図りまして、村民の皆さんが暮らしに役立つ便利な情報が受け取れるなど、青木村独自の情報インフラであり、村内全体をカバーする仕組みとなっております。

8月より東郷、戸殿地区など第二校区での工事が始まっております。8月末現在で、現在

720世帯の工事が完了し、10月末には青木、村松地区など第三工区で工事が始まります。これに伴いまして、平成23年4月からスタートいたしました現情報電話は、9月30日をもつて終了をいたします。

また、10月にはお出かけ先であおき電話やあおきチャンネルと同様の村の情報が受け取れるスマートフォンアプリ「あおきナビ」のサービスがスタートいたします。無料でどなたも利用ができますので、多くの皆さんに御利用をいただきたいと思います。10月1日に利用開始のセレモニーを実施予定でございます。事業費11億円を超える村の重点プロジェクトでありますので、村民の皆さんとの御協力をいただきながら、確実に事業を実施してまいります。

資源循環型施設の建設についてでございますが、上田地域広域連合及び上田市は、これまでの資源循環型施設建設対策連絡会との対話を積み重ねを踏まえまして、6月6日、建設決定に関する基本協定を締結いたしました。四半世紀の懸案に区切りをつけることができ、苦渋の選択をいただきました地元の皆さんには衷心より御礼を申し上げます。

本年度から事業者選定の準備を進め、2031年度中の稼働を目指します。建設費は現時点で229億円ですが、各市町村の建設費負担はごみの焼却量によるところから、村民の皆さんにはさらなるごみの減量に努めていただきますようお願いをいたします。村といたしましても、ごみ減量を村民運動として取り組んでまいります。

7月12日、青木小学校の自転車クラブが長野運動公園総合体育館で行われました第58回交通安全子供自転車長野県大会で、見事優勝を遂げました。この大会は、道路標識や交通標識を問う筆記試験及び信号機や横断歩道、障害物を使っての自転車の運転技術や右左折の合図の正しさを競う協議会であり、日頃の訓練の成果を十分発揮しての青木小学校開校152年目の大快挙となりました。

8月6日には、東京で開催されました全国大会に出場いたしました。各都道府県代表の42チームが熱戦を繰り広げました。残念ながら入賞はできませんでしたが、青木チームは5年生3人、4年生1人の構成ですから、来年度のリベンジを大いに期待しております。

道の駅あおきは、お盆期間中8,041人のお客様を迎えて、約1,000万円の売上げがありました。途中、天候不良の日もありましたが、過去最高に近い盛況でありました。

8月31日、青木村総合防災訓練が行われました。最近、国内では大雨や地震などが連続しており、村民の皆さんの関心が高まる中での実施となりました。現在、全村で工事中のあおきネットワークなどを活用して、「誰一人残さない」を合言葉に、地区の避難所で非常時に使用できるWi-Fiを使った情報連絡等、複数の連絡手段で伝達する訓練を行いました。

改めて、あおきネットワークの効果を確認することができました。

9月の第3月曜日は、多年にわたり社会に尽くしてこられました高齢者を敬愛し、長寿を祝う敬老の日であります。村では、今年も敬老祝賀事業といたしまして、9月8日に訪問し、お祝いをさせていただきます。対象は、米寿88歳46名、白寿99歳、3名、100歳5名、101歳2名、102歳3名、112歳1名の皆さんとなっております。112歳の青木区の宮沢たけ子さんは、県下一番の高齢者となりまして、村からも表彰状をお渡しいたします。

千曲バス青木線は、これまで運賃低減事業を行ってまいりました。10月1日から上田市と共同で行う利便増進事業へと移行いたします。今まで千曲バス株式会社の企業努力で青木線の運行は維持されてきましたが、運転手不足や燃料費の高騰、利用者の減少等の課題があり、この運行が厳しくなっております。そこで、事業者が今後も継続して路線を維持運行していくことを目的といたしまして、国から支援を得るため、事業を変更するものでございます。この路線維持のため、これからは村民の皆さんに1人1年5回、青木線に乗っていただけるよう村民運動を始めたいと思っております。

8月28日、村商工会と共に第2回青木村企業合同就職説明会を文化会館講堂で開催いたしました。企業12社が集まり、就職相談者22名が人事担当から説明を受けました。企業の入材確保と就職支援につながるよう引き続き事業を推進します。

それでは、さきの6月定例会閉会後から本日までの主な行事について報告をいたします。

6月18日、大鹿村へ公共事業の視察に行ってまいりました。リニア工事の残土は、地滑りの地区の押さえ盛土や道路改良工事など、公共事業に活用され、土砂運搬のトラックが地元との協定どおり、安全に運行されている様子を視察いたしました。

6月19日、県庁でガソリン価格の適正化等に関する検討会がありました。第2回となるこの会議で、S S過疎地で後継者不足が課題となっている当村の状況を発言してまいりました。

8月2日、青木村夏祭りは天候にも恵まれ、大勢の村民の皆さんに参加していただき、盛大に開催することができました。暑い中、各地区のみこしや踊り、義民太鼓や吹奏楽によるアトラクションなど、元気よく盛り上げてくれました。東信地区で金賞を取りました青木中学校吹奏部の演奏に聞き入ったところでございます。花火大会には、商工会の皆さんを中心に460万円もの御寄附を頂きまして、1,000発の豪華な花火によります夜の饗宴を楽しんでいただきました。

さて、本9月定例会は決算議会でありますので、まず令和6年度の青木村決算状況について申し上げます。

一般会計についてでございますが、歳入総額40億9,107万5,306円、歳出総額38億6,454万7,468円、歳入歳出差引額2億2,652万7,838円、繰越明許費繰越額2,490万円でございます。実質的な収支につきましては、2億162万7,838円の黒字となりました。

特別会計について申し上げます。

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計については、いずれも黒字決算となり、健全な財政運営が行われました。

公営企業会計についてでございますが、簡易水道事業会計、特定環境保全公共下水道事業会計については、両事業ともプラスの利益余剰金を計上することができました。

一般会計につきまして、歳入について申し上げます。

1、村税は前年度より42.7%増の1億9,952万9,000円増の6億6,602万2,000円、企業誘致によりまして、法人住民税や固定資産税が増となりました。

2といたしまして、地方交付税につきましては、前年度より2,630万9,000円の減、17億2,234万1,000円、歳入の合計構成比は42.1%となっており、依存財源として高い状況にあります。

3といたしまして、国庫支出金は前年度より1,484万8,000円減の2億6,397万円でした。

4、寄附金は前年度より1億8,519万5,000円減の3,784万6,000円でございました。

5の村債は、前年度より3億5,870万円増の4億190万円でございました。

次に、主な歳出について申し上げます。

1、総務費は13億854万6,000円で、歳出構成割合は33.9%でした。

2の民生費は8億4,621万8,000円で、歳出構成割合は21.9%でございました。

3の農林水産業費は2億5,597万6,000円で、歳出構成割合は6.6%でした。

4、土木費は3億2,804万4,000円でございまして、歳出構成の割合は8.5%でした。

その他、主な事業内容につきましては、決算付属資料をご覧いただきたいと思います。

積立金につきましては、公共施設整備基金へ1億円、情報通信関連事業基金へ4,000万円、また、一旦は取り崩しました財政調整基金は同額を積み戻し、さらに6,000万円を積み立て、ピーアンドディコンサルティング様より義民太鼓の海外遠征費用として頂きました寄附金2,000万円を地域づくり基金へ積み立てました。

さらに、その他3、基金への積立てを行い、基金現在高は27億2,999万2,000円となり、前年度比2億3,963万3,000円の増となりました。

次に、健全化判断比率及び資金不足率について申し上げます。

健全化判断比率並びに公営企業の経営状況を判断する資金不足比率につきましては、法律に基づき算定した結果、実質黒字比率、連結実質赤字比率、将来負担率、資金不足比率は算定されませんでした。また、実質公債費比率は7.9%で昨年度比0.2%の減となりました。

この減となりました要因につきましては、税収の大幅な増による一般財源の増及び下水道事業債の一部償還終了による準元利償還金の減が大きな要因でございます。

今後の見通しでございますが、令和6年度、7年度に情報通信関連の緊急防災・減災事業債を約11億円発行いたしまして、その償還が令和10年度から始まります。また、公共施設照明LEDに係ります脱炭素化推進事業債の発行や、簡易水道管路耐震化工事によります簡易水道事業債を継続的に発行していることから、令和10年度以降、比率は上昇することが予想されます。

次に、経常収支比率について申し上げます。

経常収支比率とは、使途を制限されない経常的な収入に対する経常的な支出の割合でございます。この比率が低いほど自由に使える財源でございまして、財政にゆとりがあることを示す指標でございます。

令和6年度の経常収支比率は76.9%でございまして、前年度比3.5%の減となりました。減の要因といたしましては、物価高騰による経常的物件費や人件費が増加する中でも、それを上回る税収がありまして、経常的な収入が増えたためでございます。

次に、財政力指数について申し上げます。

財政力指数につきましては、3か年平均で0.24、対前年度比0.02増となりました。県内市町村の財政力指数の平均は0.32であり、平均より0.08低い状況でございます。

財政全体としては、比率は全て国の定めた制限基準を大幅に下回る比率であり、財政状況及び公営企業の経営状況とも健全な財政運営がされております。令和6年度全体といたしまして、健全財政と判断できる決算とすることができます。

議員の皆さんのお協力に感謝を申し上げます。

特別会計、公営企業会計につきましては、担当課長から説明をさせていただきます。

去る9月1日に、村監査委員の内藤賢二代表監査委員、金井とも子監査委員から、令和6年度青木村各会計の歳入歳出決算につきまして意見書をいただきました。この審査に当たりまして、両監査委員には長い間時間をかけまして、貴重な審査をいただきましたとともに、適切な御意見をいただきました、誠にありがとうございました。

今後は、いただきました御意見を職員ともども真摯に受け止めまして、村民サービスと住

民の福祉の向上につなげてまいる行政運営に努めてまいります。

次に、一般会計第2号補正予算は、歳入歳出それぞれ7,268万2,000円を追加いたしまして、総額33億7,560万5,000円とするものでございます。

今回の補正予算におきます一般会計の主な事業について申し上げます。

まず、歳入についてであります、地方交付税といたしまして、バスの運行支援の補助金としまして240万円の増。

2といたしまして、重点支援の地方交付金といたしまして、2,000万円の増。

3といたしまして、元気づくり支援金として196万7,000円の増。3といたしまして、松林の健全化関係でございますが、1,402万6,000円の増。

4といたしまして、青木運輸倉庫様より、こども自転車全国大会出場の記念ポロシャツの作成費用といたしまして、20万円の増。

繰越金であります、2,732万8,000円の増でございます。

雑入といたしまして、慶太伝の売上分198万円の増がございました。

次に、歳出について主なものを申し上げます。

まず、1といたしまして、テレビつきの公用車NHK放送受信料180万円の増。

2といたしまして、こども自転車全国大会出場経費として33万7,000円の増。

4といたしまして、慶太翁の伝記であります「慶太伝」立志編2,000冊の増刷に163万9,000円の増。

4といたしまして、村内の稻作に係る基盤強化に係る事業といたします、これを予定いたしまして500万円の増。

5として、千曲バス青木線の運賃低減事業終了に伴う負担金の減といたしまして468万3,000円の減。変わりまして、この千曲バス青木線の営業赤字分を上田市と青木村で補助することといたしまして、320万円の増でございます。

7番といたしまして、定額減税に伴う不足給付金1,874万円の増。

農業の関係でありますけれども、竹の粉碎機の購入に246万5,000円の増。

9といたしまして、松林の健全化に対しまして2,099万5,000円の増。

それから、中学校の給食室の空調施設の整備につきまして328万9,000円の増でございます。

以上、補正予算の内容を説明させていただきました。

詳細につきましては、教育長及び担当課長から説明をさせますので、御審議の上、御議決

いただきますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（平林幸一君） 村長の挨拶が終わりました。

◎報告第1号及び報告第2号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第3、報告第1号 健全化判断比率について、日程第4、報告第2号 資金不足比率についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

稻垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稻垣和美君） それでは、報告第1号について御説明を申し上げます。健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度の健全化判断比率について別紙のとおり報告する。

令和7年9月3日提出、青木村長、北村政夫。

裏面をお願いいたします。

令和6年度健全化判断比率報告書。

実質赤字比率については、普通会計を対象とした標準財政規模に対する実質赤字の比率となりますが、赤字が生じていないため、比率は算定されませんでした。

次に、連結実質赤字比率については、公営企業会計を含む全ての会計を対象とした標準財政規模に対する実質赤字の比率となりますが、資金の不足が生じていないため、比率は算定されませんでした。

次に、実質公債費比率については、普通会計が負担する標準財政規模に対する元利償還金及び準元利償還金の比率となります。実質公債費比率は、公営企業債の償還に対する繰出金を含めた実質的な標準財政規模に対する割合でございまして、過去3年間の平均値であります。

準元利償還金である簡易水道事業会計に係る起債の据置き期間が終了し、元金の償還が始まっていますが、一方で、税収の大幅な増による標準税収入額の増及び下水道事業債の一部償還完了による準元利償還金の減によりまして、単年度では6.9%で、前年度より2.2%の減となり、指標となる3か年平均では、前年度より0.2%減の7.9%となりました。

続きまして、将来負担比率につきましては、公社や第三セクター等の出資法人に係るもの

全てを含め、地方債、職員の退職金、連結実質赤字など、普通会計が将来にわたり負担すべき実質的な負債額に対しまして、地方交付税で措置される見込額や財政調整基金積立金をはじめとする充当可能財源等額が将来負担額を上回ったため、将来負担比率は算定されませんでした。

なお、下段の国の基準数値は、早期健全化基準を記載しております。いずれの数値も早期健全化基準値を下回り、良好な状態でございます。

以上、報告第1号について御説明を申し上げました。

続きまして、資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度の各公営企業における資金不足比率について、別紙のとおり報告する。

令和7年9月3日提出、青木村長、北村政夫。

裏面をお願いいたします。

令和6年度資金不足比率報告書。

公営企業の経営状況を判断する比率であり、青木村で対象となる会計は、簡易水道事業会計、特定環境保全公共下水道事業会計の2会計であります。

いずれの会計におきましても資金不足額は生じていないため、比率は算定されない結果となっております。

なお、備考欄に記載されている金額は、おののの会計における事業の規模、営業収益の額から受託工事収益の額を差し引いた額となっております。

以上、報告第2号について御説明を申し上げました。

◎議案第1号の上程、説明

○議長（平林幸一君）　日程第5、議案第1号　令和6年度青木村一般会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

高柳会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（高柳則男君）　それでは、議案第1号　令和6年度青木村一般会計決算について御説明申し上げます。

決算書の目次の次のページ、一般会計、特別会計、歳入歳出決算総括表をお開きください。

令和6年度青木村全会計の総括表でございます。各会計の収入済額、支出済額の構成割合について御説明申し上げます。

歳入の収入済額の構成割合は、一般会計78.4%、国民健康保険特別会計8.9%、介護保険特別会計11.2%、後期高齢者医療特別会計1.5%、収入済額合計52億2,110万8,236円は、前年度対比プラス8.4%、4億537万9,288円の増になります。

次に、歳出でございますが、支出済額の構成割合は、一般会計77.6%、国民健康保険特別会計9.2%、介護保険特別会計11.6%、後期高齢者医療特別会計1.6%、支出済額合計49億8,152万1,559円は、前年度対比プラス9.3%、4億2,301万8,763円の増になります。

2ページをお開きください。

歳入の総括表でございますが、一番左の款の収入済額の構成割合を申し上げます。

村税16.3%、不納欠損額は92万5,202円、収入未済額は1,345万183円でございます。地方譲与税1.0%、利子割交付金の構成割合は出てまいりません。配当割交付金0.1%、株式等譲渡所得割交付金0.1%、法人事業税交付金0.2%、地方消費税交付金2.5%、自動車税環境性能割交付金0.1%、地方特例交付金0.5%、地方交付税42.1%、分担金及び負担金1.1%、不納欠損額115万9,200円は別荘管理費負担金分、収入未済額744万3,080円は保育料と別荘管理費負担金分でございます。使用料及び手数料1.9%、収入未済額1,597万3,318円は通信放送サービス利用料と住宅使用料でございます。

4ページにまいりまして、国庫支出金6.5%、県支出金4.7%、財産収入0.2%、寄附金0.9%、繰入金4.9%、繰越金5.8%、諸収入1.3%、村債9.8%でございます。

歳入合計40億9,107万5,306円、前年度対比プラス12.9%、4億6,591万4,910円の増でございます。

6ページをお開きください。

歳出の総括表でございますが、一番左、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

議会費1.0%、総務費33.9%、民生費21.9%、衛生費6.2%、農林水産業費6.6%、商工費3.3%、土木費8.5%、消防費4.2%、教育費9.1%。

8ページにまいりまして、災害復旧費0.6%、公債費4.7%、予備費は支出ございませんでした。歳出合計38億6,454万7,468円、前年度対比プラス14.1%、4億7,831万8,396円の増でございます。

歳入歳出差引残額は、2億2,652万7,838円、執行率は79.7%、歳入総額に対します残高割合は5.5%になります。

12ページをお開きください。

歳入の決算事項別明細書でございますが、節の収入済額を中心に申し上げてまいります。

款1 村税、個人住民税所得割の増加や法人住民税及び固定資産税の増加により前年度対比プラス42.7%で、1億9,952万8,435円の増でございます。現年課税分及び滞納繰越分の合計での徴収率ですが、項1村民税98.8%、収入未済額は25万8,912円の増でございます。

項2 固定資産税、徴収率97.2%、収入未済額は86万1,157円の減。

項3 軽自動車税、徴収率92.0%、収入未済額は3,450円の増。

項4 村たばこ税、収入済額で前年度対比マイナス3.9%、96万8,627円の減。

項5 入湯税、前年度対比プラス4.9%、8万3,050円の増。

村税全体での徴収率は97.9%でございます。

款2 地方譲与税、前年度対比プラス9.2%、363万円の増。

項1 地方揮発油譲与税は前年度より9万8,000円の減。

項2 自動車重量譲与税は前年度より2万8,000円の増。

14ページにまいりまして、項3森林環境譲与税は設置から6年目となりますが、前年度対比プラス36.6%、370万円の増でございます。

款3 利子割交付金、前年度対比プラス43.9%、5万8,000円の増。

款4 配当割交付金、前年度対比プラス40.7%、99万9,000円の増。

款5 株式等譲渡所得割交付金、前年度対比プラス90.5%、220万6,000円の増。

款6 法人事業税交付金、前年度対比プラス8.2%、51万9,000円の増。

款7 地方消費税交付金、前年度対比プラス1.3%、130万6,000円の増。

款8 自動車税環境性能割交付金、前年度対比プラス27.3%、70万8,000円の増。

16ページにまいりまして、款9地方特例交付金、定額減税減収補填交付金が皆増となり、前年度対比プラス434.4%、1,721万円の増でございます。

項1 地方特例交付金は前年度対比プラス595.2%、1,698万8,000円の増。

項2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、固定資産税の償却資産に対する特例措置に係る補填交付金で、前年度対比プラス20.0%、22万2,000円の増。

款10地方交付税は前年度対比マイナス1.5%、2,630万9,000円の減。内訳は普通交付税で税収が伸び、算定基礎となる基準財政収入額が伸びたため、3,298万円の減、特別交付税は667万1,000円の増でございます。

款11交通安全対策特別交付金は、収入ございません。

款12分担金及び負担金、前年度対比マイナス7.4%、353万735円の減。

項1分担金、目1農林水産業費分担金39万4,625円は、東郷地区中村水路の改修工事に伴う受益者負担金でございます。

項2負担金、目1総務費負担金。

18ページにまいりまして、節2地方創生推進交付税事業実施負担金55万円は、小県ご当地蕎麦協議会の実施事業に充てたもので、長和町からの負担金でございます。

目2民生費負担金、節1社会福祉費負担金96万9,000円は老人保護措置費入所者負担金。

節2児童福祉費負担金及び節3滞納繰越金は保育料で、収入合計では前年度より54万5,473円の増となっております。収入未済額は現年分・滞繰分合わせて96万2,080円で、前年度対比29万8,023円の減でございます。

目3衛生費負担金、節1保健衛生費負担金4万3,781円は、未熟児養育医療受給者負担金。

節2上水道費負担金992万5,986円は、企業会計化した会計の人件費について一般会計で支出したものへの負担金分でございます。

目4節1土木費負担金1,348万2,000円は別荘管理費負担金で、収入未済額は171万3,600円でございます。節2公共下水道費負担金は、先ほどの上水道費負担金と同様、企業会計の人件費分でございます。

款13使用料及び手数料、前年度対比マイナス1.7%、131万2,061円の減。

項1使用料、目1及び節1の総務使用料、村営駐車場使用料の内訳は、個人分5名、9万4,500円、青木区商工会それぞれ3万4,365円となっております。村営バス運行収入は、前年度対比15万3,060円の増。節2現年度分高速情報通信サービス使用料は、前年度より通信サービスで48万5,880円の減、放送サービスで9,000円の増。節3滞納繰越分高速情報通信サービス使用料は、前年度より通信サービスで12万4,606円の増。放送サービスで4万4,480円の減。

収入未済額の内訳は、現年度分が68万2,390円で、6万4,620円の減、滞納繰越分が408万6,004円で、30万144円の増でございます。節4光ケーブル使用料は前年度より5万5,176円の増。

目2商工使用料、節1観光施設使用料、キャンプ場使用料は前年度より31万7,600円の減。

20ページ、昆虫資料館使用料は5万6,570円の増。ふるさと公園あおき使用料が6,000円、合計18.2%の減。

目3土木使用料、節1住宅使用料と節2滞納繰越分は、教員住宅・校長住宅・村営住宅・

若者定住促進住宅に係るもので、前年度対比で40万6,744円の減。収入未済額は現年度と滞繰分合計1,120万4,924円で、前年度対比プラス2.1%、22万7,344円の増。節3別荘施設使用料は、別荘のテニスコートに係る使用料でございます。

目4教育使用料、節1保健体育使用料114万290円は、総合体育館等の使用料で、前年度より20万5,918円の増。節2会館使用料27万8,607円は、前年度より4万6,462円の増。節3美術館使用料141万41円は、前年度より82万2,327円の減。

目5衛生使用料、節1保健センター使用料5,250円は、男性の料理教室に係る使用料。

項2手数料は、前年度対比プラス4.1%、9万1,970円の増。

目1総務手数料、節2戸籍住民基本台帳手数料は、前年度より8万6,520円の増。節3総務管理費手数料、広告宣伝通信手数料は、情報電話の広告宣伝に係るもので、前年度より2,000円の減。

目2衛生手数料、犬の新規登録手数料9頭分、注射済票交付手数料221頭分、一般廃棄物処理業等許可申請手数料は10件分でございます。

目3土木手数料は、備考欄のとおりであります。

款14国庫支出金、前年度対比マイナス5.3%、1,484万8,426円の減。項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金、介護給付訓練等給付費負担金は200万6,780円の増。

22ページにまいりまして、介護保険低所得者保険料軽減負担金は52万8,880円の減。節2児童福祉費負担金、児童手当負担金は823万9,553円の増。節3保険基盤安定負担金につきましては、国保税の軽減分のうち2分の1を国で見ていただくもので19万3,418円の減。

目2衛生費国庫負担金、節1保健衛生費負担金、未熟児療育医療事業負担金は15万3,069円の増。前年度まで収入のありました新型コロナワクチン接種体制確保事業費国庫負担金は、事業の終了により皆減でございます。

目3災害復旧費国庫負担金、節1公共土木施設災害復旧費は、令和5年度からの繰越事業分で、道路橋梁分として2,135万7,000円の収入になっております。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費補助金、備考欄になりますが、1つ目が社会保障税番号制度システム整備費補助金490万7,000円は、中間サーバープラットフォームに係るもの。2つ目、デジタル田園都市交付金（地方創生推進タイプ）432万7,500円は、地域資源を生かした関係人口等の拡大創出による村づくりプロジェクトに係るもの。3つ目、地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー分）2,144万5,000円は、令和5年

度からの繰越事業で、主に物価高騰対策のための生活応援券配布事業、保小中給食費軽減事業、中小事業者経営継続支援金事業に係るもの。4つ目、社会保障・税番号制度システム整備費補助金518万1,000円は、令和5年度からの繰越事業で、マイナンバーカードへのローマ字表記や戸籍への読み仮名対応に係るシステム改修分。5つ目、地方創生臨時交付金低所得者世帯支援分1,066万円は、主に住民税均等割非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯などへの給付金が主なものでございます。6点目、地方創生臨時交付金（低所得世帯支援枠分）1,134万円は、令和5年度からの繰越事業分で、主に住民税均等割非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯などへの給付金が主なものでございます。7つ目、児童手当制度改正補助金職員分13万7,000円は、制度改正に伴うシステム改修分。最後、8つ目、重点支援地方交付金（低所得者世帯支援枠令和6国補正分）3,193万1,752円は、物価高騰等対応分で、定額減税の令和6年度精算分が447万2,000円、令和5年度精算分が1,619万9,752円、令和6年度補正分概算払いが1,126万円となっております。

節2村営バス運行管理費補助金は、地域公共交通確保維持事業補助金で30万円の増。節3マイナンバーカード交付事務費補助金は、143万4,000円の減。

24ページにまいりまして、節4デジタル基盤改革支援補助金377万3,000円は、本年8月25日に移行しました自治体システム標準化に係るもの。

目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金、介護保険事業費補助金は43万1,000円の増。障害者地域生活支援事業補助金は1万5,000円の減。地域少子化対策重点推進交付金8万8,000円は、新たに新設となりました。障害者自立支援給付審査支払システム改修補助金は7万3,000円の増。

節2児童福祉費補助金、前年度の子育て世帯生活支援特別給付金事業の終了により、322万3,000円の減。児童手当制度改正準備事業補助金137万7,000円は新たに新設となり、皆増となっております。

目3衛生費国庫補助金は、前年度より639万1,506円の減。このうち、新型コロナワクチン接種体制確保事業の終了により、335万7,000円が皆減になっております。

節1保健衛生費補助金、合併処理浄化槽設置補助金13万8,000円は、7人槽1基分の補助、疾病予防対策事業補助金は21万円の増、母子保健衛生費国庫補助金は3万7,000円の減、一体化事業国庫補助金は2万5,506円の減、出産子育て応援交付金は321万円の減。

目4土木費国庫補助金、節1土木費補助金、道路メンテナンス事業補助金252万9,000円は、橋梁補修の設計業務に係るもの。

目 5 教育費国庫補助金、特別支援教育就学奨励費補助金は14万2,000円の増、私立幼稚園施設利用給付金は4万5,608円の減、子どものための教育保育給付交付金と学校情報機器活用支援整備費補助金は、新たに新設となったものでございます。

目 6 商工費国庫補助金、U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金は1名分に係るもの。前年度収入のあった農林水産業費国庫補助金は、繰越事業の終了により、3,796万円が皆減となっております。

項 3 委託金。

26ページにまいりまして、目 1 総務費委託金、節 2 選挙費委託金637万4,930円は、衆議院議員選挙に係るもの。

目 2 民生費委託金は、備考欄のとおりでございます。

款15県支出金、前年度対比プラス4.2%、782万7,663円の増。

項 1 県負担金、目 1 民生費県負担金、節 1 社会福祉費負担金3,337万9,076円は、介護給付訓練等給付費負担金が315万6,182円の増、介護保険低所得者保険料軽減負担金で26万4,440円の減が主なもの。

節 2 児童福祉費負担金、児童手当負担金は45万8,224円の減。節 3 保険基盤安定負担金は、税の軽減分のうち4分の1を県で負担いただくもので、国保分と後期高齢分合わせて21万6,366円の増。

目 2 衛生費県負担金は、新たに未熟児養育医療事業負担金が新設となっております。

項 2 県補助金、目 1 民生費県補助金、節 1 社会福祉費補助金は、価格高騰特別対策支援事業の終了により、279万9,000円が皆減となっているものが主なものでございます。

節 2 児童福祉費補助金は218万4,000円の増、乳幼児児童医療費給付補助金が118万円の増。28ページにまいりまして、児童クラブ運営補助金が63万5,000円の増、子ども・子育て応援市町村交付金と保育料軽減事業補助金は、新設により皆増となったものでございます。

目 2 衛生費県補助金は、出産・子育て応援交付金が52万1,000円の減、がんアピアランス助成事業補助金は、新たに新設となったものでございます。

目 3 農林水産業費県補助金、節 1 農業費補助金は265万448円の増で、備考欄の一番下、地域計画策定推進事業補助金と地域発元気づくり支援金が新たに新設されたことによる増が主なものでございます。

節 2 林業費補助金は、保全松林健全化整備事業補助金が563万9,600円の増が主なもの。

30ページにまいりまして、目 4 土木費県補助金、節 1 住宅費補助金は備考欄のとおりでご

ざいます。

目5教育費県補助金、節3教育総務費補助金は、子どものための教育・保育給付交付金が新たに新設となりました。

目6商工費県補助金、節1商工費補助金、U I Jターン就業・創業移住支援事業補助金は1名分。

項3委託金、目1総務費委託金は、前年度収入のあった県議会議員選挙費委託金の減により、291万5,197円の減が主なものでございます。

目2民生費委託金と目3農林水産業費委託金は、備考欄のとおりでございます。

款16財産収入、前年度対比マイナス1.8%、16万6,049円の減。

項1財産運用収入、目1財産貸付収入は、中部電力やN T T東日本への電柱敷地料及び占用料に係るものが主なものでございます。

目2節1利子及び配当金は、基金の運用益でございます。

32ページにまいりまして、項2財産売払収入、目2不動産売払収入、節1土地売払代金は、行政財産の用途廃止に伴う土地売却代金でございます。

款17寄附金、前年度対比マイナス83.0%、1億8,519万4,630円の減、項1寄附金、目1一般寄附金では、一般寄附金が1億8,637万5,630円の減、ふるさと応援寄附金が388万1,000円の増。

目2民生費寄附金は、収入ございません。

目3教育費寄附金、節1図書館費寄附金は、株式会社ピーアンドディコンサルティング、青木運輸倉庫株式会社、株式会社キャステクから、節7社会教育費寄附金は、美術館分として1名の方から御寄附を頂いたものでございます。

款18繰入金、前年度対比プラス3,753.6%、1億9,481万円の増で、情報通信ネットワーク等高機能化促進事業整備委託料の前払金の財源として、財政調整基金から2億円を取り崩したものでございます。

款19繰越金、前年度対比マイナス27.9%、9,240万4,746円の減、繰越明許費分の繰越金が1億1,349万5,000円の減になっております。

款20諸収入、前年度対比プラス4.4%、217万8,467円の増、項1延滞金加算金及び過料、目1延滞金は備考欄のとおりでございます。

項2村預金利子、歳計現金の短期運用に係る利子分でございます。

項3貸付金元利収入は、備考欄の勤労者生活資金融資預託金元金が長野県労働金庫上田支

店への預託金、商工預託金元金は八十二銀行三好町支店と上田信用金庫川西支店へ750万円ずつ預託しているものでございます。

項4 雜入、目1 雜入。

34ページにまいりまして、節1 市町村振興協会交付金は、市町村振興宝くじの売上げからの市町村へ配分されるもので、2万6,397円の増、節2 消防団員退職報償金は242万7,000円の減、節3 雜入の備考欄、一番上の雑入752万3,640円の内訳につきましては、別途お手元に配付いたしました資料のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

また、備考欄上から2番目、発電施設売電料以降につきましても、御覧のとおりでございますので、省略とさせていただきます。

項5 受託事業収入、目4 土木費受託事業収入、節1 別荘事業受託収入は、別荘の草刈り費に係るものでございます。

21村債、前年度対比プラス830.3%、3億5,870万円の増、項1 村債、目1 地域活性化事業債、節1 国土保全対策事業債は、当郷区中村農業用水路改修工事分、目2 脱炭素化推進事業債。

36ページにまいりまして、節1 脱炭素化推進事業債3,580万円は、公共施設照明LED化、場所は村図書館総合グラウンド、児童センターの工事分、目3節1 緊急防災減災事業債3億4,820万円は、情報通信ネットワーク等高機能化促進事業に係るもの、目4 公共施設等適正管理推進事業債、節2 ユニバーサルデザイン化事業債460万は、小学校トイレの洋式化工事に伴うもの、目5節1 臨時財政対策債は、普通交付税の不足分を補填するもので、520万円の減、目7 災害復旧事業債、節1 補助災害復旧事業債560万円と節2 単独災害復旧事業債110万円につきましては、令和5年度からの繰越事業で、いずれも青木の森1号線の災害復旧工事に係るものでございます。

目17節1 一般補助施設整備等事業債の620万円は、新しい地方経済生活環境創生交付金事業分で、全額翌年度へ繰越となつたため、収入はございません。

以上、一般会計の歳入合計は、当初予算額が30億6,700万円、補正予算額がプラス17億2万円、繰越事業費繰越財源充当額が8,319万9,000円、予算現額計が48億5,021万9,000円、調定額が41億3,002万6,289円、収入済額が40億9,107万5,306円、不納欠損額が208万4,402円、収入未済額が3,686万6,581円となっております。

続きまして、38ページをお開きください。

歳出の事項別明細書になります。

説明につきましては、右側に示されております備考欄の項目の内容を中心に、主なものについて御説明申し上げますが、よろしくお願ひをいたします。

款1議会費、前年度対比マイナス1.0%、41万3,315円の減、項1目1議会費、節1報酬から節4共済費は、議會議員の皆さん10名分の会員費が主なもの。節9交際費、議長交際費及び後ほど出てまいります村長交際費の内訳につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりでございますので、説明のほうは省略とさせていただきます。節10需用費、印刷製本費は、議会だよりの印刷代。節12委託料、議事録の作成に係るもの。節18負担金補助及び交付金、補助金78万5,108円は、政務活動費に係る補助でございます。

款2総務費、前年度対比プラス70.3%、5億4,003万2,412円の増。

項1総務管理費、目1一般管理費、節1報酬、備考欄の報酬は、産業医1名の報酬。節2給料は特別職1名、一般職員9名、会計年度任用職員フルタイム2名、再任用職員5名分。節3職員手当等から40ページへまいりまして、節4共済費につきましては、給料・報酬に伴うもので、この後も出てまいりますが、特別なことがない限りは説明のほうは省略させていただきますので、御承知おきをお願いいたします。節9村長交際費の内訳につきましては、先ほど申し上げましたとおり、お手元に配付しております資料のとおりでございます。節12委託料と節13使用料及び賃借料は、電算システムに係る保守業務や使用料が主なものでございますが、ほかに役場宿直業務委託料が333万8,830円、コピー機及び印刷機の使用料などで215万5,756円が主なもの。節18負担金補助及び交付金、負担金は自治体情報セキュリティーカラウド利用負担金130万8,026円、高度情報通信ネットワーク負担金88万2,420円、長野県市町村職員互助会負担金66万6,105円が主なもの。補助金は地区運営補助金283万8,720円、職員の構成福利費補助金128万2,090円、職員の中型免許取得補助金25万9,650円が主なもの。

目2文書広報費、こちらは広報紙の発行や例規集等参考図書等の管理に係る費用で、節10需用費印刷製本費は広報あおきの印刷代、節11役務費、通信運搬費は役場の電話料、郵送料など。節12委託料、地区文書連絡員の委託料142万8,400円、例規システム委託料264万円、例規データ更新等に係る業務委託106万1,500円が主なもの。

目3財政管理費、節10需用費は、予算書及び決算書の印刷代。

目4会計管理費。

42ページにまいりまして、節11役務費、手数料は口座振込に係る手数料と指定金融機関への公金取扱手数料。

目5財産管理費は、前年度対比プラス59.0%、1億6,455万5,678円の増。節10需用費、光熱水費は役場庁舎等の管理に係るもの、修繕料は役場庁舎設備に係る修繕のほかに、リフレッシュパークに係る修繕81万4,216円が主なもの。節11役務費、保険料は村有建物災害共済分担金455万8,876円が主なもの。節12委託料、庁舎の清掃管理業務委託料342万1,157円、電算システム標準化等に伴う電算機器設定業務委託324万50円、公共施設警備業務委託料157万9,736円が主なもの。節13使用料及び賃借料、賃借料は運動公園、村営住宅等の公共施設用地の借上料が主なもの。節18負担金補助及び交付金、負担金は青木村及び上田市共有財産組合負担金227万6,000円、番号制度中間サーバープラットフォームの利用負担金524万8,500円。節24積立金は、財政調整基金へ積戻し分が2億円、利子分が665万1,576円、減債基金へ1,041万7,000円、公共施設整備基金へ1億円、五島慶太翁顕彰事業基金へ21万5,000円、地域づくり基金へ2,000万円を積み立てたものでございます。

目6企画費、地域おこし協力隊やふるさと納税に関する支出等でございますが、前年度対比プラス33.9%、996万151円の増、節1報酬から節4共済費までは協力隊員3名の人工費。

44ページにまいりまして、節7報償費は、ふるさと応援寄附金の返礼品代が主なもの。節11役務費通信運搬費は、ふるさと応援寄附金返礼品の送料が主なもの。節12委託料は、地域防災計画更新委託料、ふるさと寄附金はウェブサイト運用業務及び配達業務に係る委託料が主なもの。節13使用料及び賃借料、賃借料は、公用車のリース代が主なもの。節18負担金補助及び交付金、負担金は上田地域広域連合の負担金が766万7,000円と企業人材派遣制度負担金600万円が主なもので、補助金は村民活動支援事業補助金6件分でございます。

目7諸費、前年度対比プラス13.2%、102万1,674円の増、節1報酬、青少年補導員6名の報酬、節10需用費、修繕料は道路反射鏡修繕工事28万4,900円が主なもの。節14工事請負費は、カーブミラーの設置4か所に係る工事。節17備品購入費は、コミュニティ助成事業で、10地区の公民館へ石油ファンヒーター、冷蔵庫、テーブル、ガス調理器、発電機等の購入が主なもの。節18負担金補助及び交付金、補助金は、防犯灯電気料補助金35万6,000円、夏祭り補助金250万円、住宅用太陽光発電導入補助金92万4,000円が主なもの。

○議長（平林幸一君） 提案者の説明の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時40分よりとします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時40分

○議長（平林幸一君） 会計管理者、お願ひします。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（高柳則男君） それでは、引き続きよろしくお願ひいたします。

44ページの目8からになりますけれども、情報通信サービス事業費からになります。

前年度対比プラス627.4%、3億5,206万6,209円の増。

節1報酬から、46ページにまいりまして、節4共済費までは、会計年度任用職員、フルタイム職員2名分、パートタイム職員1名分の人物費が主なもの。節12委託料は、情報通信ネットワーク等高機能化促進事業整備委託料で3億3,110万円、サーバー保守委託料957万円が主なもの。節13使用料及び賃借料、使用料は光ファイバーケーブルの電柱添架料300万2,579円が主なもの。節14工事請負費は、情報通信センター設備更新工事126万8,850円、宅内工事113万5,090円。節24積立金4,000万円は、情報通信施設等整備基金の積立てで、年度末残高は1億3,150万円でございます。

目9地方創生プロジェクト事業費、前年対比プラス12.1%、158万4,974円の増。五島慶太未来創造館を拠点とした取組及びタチアカネソバのPR事業に係る支出が主なものでございます。節7報償費は、五島慶太翁の日制定式・懇談会などや秋田県大館市との防災協定に係るもの。節9旅費は、同じく大館市への行政視察や協定締結式、東急との連携研修に係るもの。節12委託料は、五島慶太翁の「慶太伝」制作委託料と執筆等に係る委託料、村農産物等PRやご当地そばPR番組制作業務委託料が主なもの。

48ページにまいりまして、節14工事請負費は、五島慶太翁ゆかりの地等の案内看板設置工事代。節15原材料費は、東急関連のイベントで使用したタチアカネソバの玄ソバ代が主なものでございます。

目10地方創生臨時交付金事業費、前年度対比マイナス37.0%、1,565万6,885円の減でございます。節13使用料及び賃借料、使用料は小・中学校のポケットルーター使用料が主なもの。節18負担金補助及び交付金、負担金2,132万8,025円は保・小・中給食費等軽減事業に係る負担金、補助金142万480円は村外の幼稚園、小・中学校等へ通われているお子さんへの給食費相当分の補助金、支援金279万円は担い手農業者経営継続支援金で30事業者分。節22償還利子及び割引料、返還金は令和5年度地方創生臨時交付金に係る返還金。

目11新しい地方経済生活環境創生交付金事業につきましては、全額令和7年度へ繰越しと

なったため、支出はございません。

項2村営バス運行管理費、前年度比プラス9.1%、222万1,939円の増で、目1運行管理費、節1報酬、委員報酬は地域公共交通会議委員7名分の報酬。会計年度任用職員、パートタイムは、代替運転手の報酬。節2給料は、会計年度任用職員、フルタイム、運転手3名分。

節10需用費、50ページにまいりまして、光熱水費はバスタークニナルに係るもの。節12委託料は、公共交通評価検証業務委託料41万8,000円が主なもの。節18負担金補助及び交付金、負担金752万1,000円は運賃低減バス運行事業の負担金、補助金100万円は路線バス運行継続支援事業補助金でございます。

項3徴稅費、前年比マイナス7.0%、404万7,533円の減。

目1税務総務費、節1報酬は、会計年度任用職員、パート3名分。節2給料は、一般職員3名分、会計年度任用職員、フルタイム2名分。

52ページにまいりまして、節18負担金補助及び交付金、負担金は地方税共同機構負担金33万8,171円が主なもの。節22償還金利子及び割引料、償還金は、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税に係る還付金。

目2賦課徴収費、節10需用費の印刷製本費は、各種納付書や申告書、封筒の印刷代が主なもの。節11役務費、手数料は、指定金融機関等への口座振替手数料が主なもの。節12委託料、地方税共通納税サービス利用に係る委託料149万6,000円、固定資産課税基礎資料異動更新委託料447万7,000円、固定資産税システムデータ移行業務委託料301万4,000円、電算処理委託料1,003万4,129円が主なもの。節13使用料及び賃借料、賃借料は家屋評価システムのリース料。

項4戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節2給料は、一般職員2名分の人物費。節12委託料は、戸籍住民基本台帳システム等の電算処理業務委託料。繰越しの委託料は令和5年度からの繰越し事業で、戸籍情報システムの読み仮名対応に係る電算委託料。節13使用料及び賃借料、賃借料は総合戸籍システム機器のリース料766万8,100円、住基ネットワーク機器のリース料95万1,280円。

目2マイナンバーカード交付事務費、54ページにまいりまして、節3職員手当、節10需用費、節11役務費とも交付事務に係る支出でございます。なお、令和6年度末の交付率は84.65%でございます。

目3証明書コンビニ交付事業費、節12委託料159万7,200円は、コンビニ交付システムの利用料でございます。

項5選挙費、目1選挙管理委員会費、節1報酬、選挙管理委員4名分。

目2選挙啓発費は支出ございません。

目5衆議院議員選挙費、令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の準備から執行に係る経費で、内容は備考欄のとおりでございます。

目6村長・村議会議員選挙費は特段申し上げることはございません。

56ページにまいりまして、項6統計調査費、目1統計調査総務費は、前年度対比プラス385.0%、71万8,994円の増。令和6年度は、農林業センサス統計調査を実施しております。

項7目1監査委員費、節1報酬、監査委員2名分でございます。

56ページの款3民生費、前年度対比プラス4.4%、3,595万2,380円の増。

項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節1報酬、委員報酬は、男女協働参画計画策定委員12名、民生・児童委員、福祉委員17名分。節2給料、一般職員3名、会計年度任用職員、フルタイム1名分。節7報償費、出産祝い金で、内訳は15名分、前年度より2名の減。

58ページにまいりまして、節18負担金補助及び交付金、負担金は社会福祉協議会負担金428万7,000円が主なもの。節24積立金は、福祉事業基金への積立金で、年度末残高は2,128万5,734円。節27繰出金、国保特別会計への繰出金で、前年度より159万9,713円の減。

目2障害者福祉費、節11役務費、手数料は、福祉医療費事務取扱手数料120万3,102円が主なもの。節12委託料は、電算処理委託料160万5,560円、上小圈域成年後見支援センター運営業務委託料52万6,959円が主なもの。節18負担金補助及び交付金、負担金は障害者自立生活支援センター業務委託に係る負担金325万円が主なもの。節19扶助費、移動支援事業給付費106万3,440円、障害者医療給付費1,498万1,780円、障害者介護給付訓練等給付費1億2,984万4,575円が主なもの。節22償還金利子及び割引料、令和5年度の障害者自立支援給付費等国庫負担金の交付額確定に伴う返還金。

目3老人福祉費、節1報酬、介護保険事業計画等策定委員8名分の報酬。節7報償費、高齢者祝い金が主なもので、99歳以上、15名、88歳の方、34名分。節10需用費、燃料費は、くつろぎの湯灯油代。節12委託料、くつろぎの湯管理委託料1,498万7,000円、配食サービス委託料1,260万円、老人センター管理委託料1,086万4,000円、高齢者生活福祉センター生活援助員設置事業業務委託料700万円が主なもの。節18負担金補助及び交付金、負担金は長野県後期高齢者医療広域連合負担金6,990万8,410円、シルバー人材センター負担金88万8,018円が主なもの。補助金は、高齢者クラブ補助金52万9,000円、後期高齢者に係る人間ドック等の受診補助金が85万円。内訳は、日帰りが45名、泊まりが7名分が主なもの。節

19扶助費、老人保護措置費、3名分で550万7,731円、高齢者補聴器購入費補助金、6名分で24万円が主なもの。節27繰出金、介護保険特別会計へ9,405万8,000円、後期高齢者医療特別会計へ1,710万1,128円を繰り出しております。

60ページにまいりまして、目4地域包括支援センター費、節1報酬、会計年度任用職員、パート2名分。節2給料、一般職員2名分。節12委託料、介護予防サービス計画作成委託料230万8,060円、介護予防ケアマネジメント委託料121万2,940円。

目5国民年金費、目6人権対策費、62ページにまいりまして、目7地域少子化対策強化事業費につきましては、特段申し上げることはございません。

目18価格高騰特別対策支援事業補助金につきましては、令和7年度へ全額繰越しとなっておりますので、支出はございません。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節12委託料、児童手当システムに係る電算処理及びシステム改修委託料。

目2児童措置費、節19扶助費、児童手当6,357万円、乳幼児・児童医療給付費1,452万4,533円。

目3母子父子福祉費、節19扶助費、母子父子家庭の医療給付費でございます。

目4保育所費、節1報酬、会計年度任用職員、パートを15名、嘱託医師2名分。節2給料、一般職員12名、会計年度任用職員、フルタイム10名分。

64ページにまいりまして、節10需用費、修繕料は、保育室のF F暖房機交換工事2台分で86万7,900円、園庭遊具修繕工事55万円が主なもの。節14工事請負費は、トイレの洋式化工事代。節18負担金補助及び交付金、負担金は通園バスの定期代、村負担分19万9,050円が主なものでございます。

目5児童福祉施設費、児童センターに係るものでございます。

66ページにまいりまして、節1報酬、会計年度任用職員、パート5名分。節2給料、会計年度任用職員、フルタイム3名分。節14工事請負費は、照明のLED化への改修工事。

目6子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費、節22償還金利子及び割引料、令和5年度の子育て世帯生活支援特別給付金国庫補助金事務費の分の交付額確定に伴う返還金でございます。

目7長野県子育て世帯生活支援特別給付金、項3生活保護費、68ページにまいりまして、項4災害救助費につきましては、支出がございません。

項6電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援費、目1低所得世帯支援金、令和6国補正分、

節18負担金補助及び交付金、交付金1,181万円は、住民税均等割非課税世帯に対する支援として1世帯当たり3万円を支給する事業が主なもので、対象世帯は367世帯でございます。

目2均等割課税世帯支援金、節18負担金補助及び交付金、交付金60万円は令和5年度からの繰越事業で、住民税所得割非課税世帯に対する支援として1世帯当たり10万円を支給する事業で、対象世帯は6世帯でございます。

目3新非課税世帯支援金、節18負担金補助及び交付金、交付金530万円は令和5年度からの繰越事業で、新たに対象となった住民税所得割非課税世帯に対する支援として1世帯当たり10万円を支給する事業で、対象世帯は53世帯でございます。

目4新均等割課税世帯支援金は支出ございません。

70ページにまいりまして、目5定額減税支援金、節18負担金補助及び交付金、当年度分の交付金1,597万円と令和5年度からの繰越事業分交付金1,730万円は定額減税に係る調整給付金で、支給対象者数は合計で790名でございます。

目6こども加算支援金は、令和5年度からの繰越事業で、低所得者の子育て世帯への加算として1児童当たり5万円を支給する事業で、節18負担金補助及び交付金、交付金70万円は支給対象人数が14名でございます。

款4衛生費、前年度対比プラス2.5%、588万8,503円の増。

項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節1報酬、委員報酬は12地区衛生委員、保健補導委員42名、会計年度任用職員、パート分は各種検診や事業での保健師、看護師、栄養士等、事務者の報酬、嘱託医師は6名分でございます。

節2給料、一般職員6名分。

72ページにまいりまして、節12委託料、胃検診、肺がん検診をはじめ各種検診等の委託料972万8,116円、保健センターの管理等103万4,468円、電算処理委託料84万1,225円が主なもの。節18負担金補助及び交付金、負担金は病院群輪番制運営負担金110万7,000円、初期救急センター負担金70万7,005円が主なもの。補助金では、鹿教湯病院運営費補助金540万円、保健補導委員会活動補助金21万円が主なもの。交付金では、出産子育て応援交付金、延べ32名分でございます。節22償還金利子及び割引料は、令和5年度からの出産子育て応援交付金、母子保健衛生費国庫補助金等の交付額確定に伴う返還金。

目2予防費、節10需用費、医薬材料費は、予防接種のワクチン代。節12委託料は、個別及び高齢者の予防接種委託料1,410万494円が主なもの。節18負担金補助及び交付金は、人間ドック等受診補助金で8名分。内訳は、日帰り6名、泊まり2名分、小児等のインフルエン

ンザ予防接種の補助金、162件分が主なものでございます。

目3環境衛生費、節11役務費、資源物の収集運搬費でございます。節12委託料、合併浄化槽法定点検検査委託料55万7,000円、合併浄化槽保守点検業務委託料256万5,000円、不法投棄ごみ処理委託料26万4,875円、特定外来種調査駆除委託料21万9,000円が主なもの。節18負担金補助及び交付金、負担金は大星及び依田窪斎場負担金で127万8,000円が主なもの。補助金は、各地区ごみ分別指導補助金で79万9,990円、粗大ごみ処理補助金61万5,900円、合併処理浄化槽設置補助金63万8,000円が主なもの。

目4高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業費、75歳以上の高齢者を対象とした介護予防等に係る支出で、74ページにまいりまして、節1報酬は、保健師、歯科衛生士、栄養士、薬剤師等、10名分の報酬。節7報償費、講演会等の講師謝礼。節12委託料は、寄り合い広場に係る委託料でございます。

項2清掃費、目1じん芥処理費、節10需用費、消耗品費は村指定ごみ袋代金が主なもの。節11役務費、収集運搬費は、燃やせるごみの収集運搬425万400円、燃やせないごみ収集運搬549万1,200円。節12委託料、燃やせないごみの処理業務委託料。節18負担金補助及び交付金、負担金は上田クリーンセンター負担金1,333万5,000円、ごみ処理広域化推進事業負担金690万円、焼却灰処理リサイクル事業負担金297万2,989円でございます。

目2し尿処理費、節18負担金補助及び交付金、負担金は汚泥再生処理施設運営経費に係る負担金で、長和町に支払っております。補助金は運搬を行う業者に対する遠隔地運搬補助金でございます。

項3目1上水道費は、簡易水道事業企業会計の人物費で、会計年度任用職員、パート1名、一般職員1名分を計上し、負担金として同企業会計から納付を受けております。

76ページにまいりまして、節18負担金補助及び交付金、負担金7,000万円は簡易水道企業会計への補助金で、前年度より300万円の増。

款5農林水産業費、前年対比マイナス15.4%、4,656万5,786円の減。

項1農業費、目1農業委員会費、節1報酬、農業委員、推進委員12名分。節12委託料、農地情報システム及び農地台帳システムの保守管理委託料で111万5,800円、農家台帳システム改修業務委託料で79万2,000円、会議録作成業務委託料15万6,750円でございます。

目2農業総務費、節1報酬、会計年度任用職員、パート2名分。節2給料、一般職員3名、会計年度任用職員、フルタイム1名分。

78ページにまいりまして、目3農業振興費、節1報酬は、認定農業者審査会委員報酬4名

分が主なもの。節12委託料は、有害鳥獣駆除委託料443万円、農業支援センター委託料339万500円、入奈牧場の支障木除去委託料508万900円、地域計画策定推進緊急対策事業業務委託料122万1,000円が主なもの。節14工事請負費は、そばの低温貯蔵庫設置工事及び保冷庫倉庫の改修工事で、県の元気づくり支援金を充当しております。節18負担金補助及び交付金、負担金は新規就農者支援体制整備事業に係る負担金。補助金では、生産調整推進協力タチアカネ支援補助金286万7,000円、獣害予防施設設置事業補助金106万3,450円、水田営農機械施設等導入事業補助金634万9,000円が主なもの。交付金では、中山間地域等直接支払事業交付金1,288万5,611円、多面的機能支払交付金1,041万2,064円、新規就農者育成総合対策交付金150万円が主なもの。

目4畜産業費は、特段申し上げることはございません。

目5農地費、節12委託料、村単事業委託料は当郷地区中村水路改良工事の実施設計業務。節14工事請負費、村単事業工事請負費は同じく当郷地区中村水路改良工事分。

80ページにまいりまして、節18負担金補助及び交付金、補助金は村単土地改良事業補助金で、2件分でございます。

目6生産調整推進対策費、節1報酬は、農業再生協議会委員報酬16名分。節18負担金補助及び交付金、負担金は農業再生協議会事務費負担金、補助金は集落転作等推進補助金35件分。

目7山村振興費、特段申し上げることはございません。

目8国土調査費、節1報酬、会計年度任用職員、パート2名分。節2給料、一般職1名分。節12委託料、中村4区に係る一筆地測量業務委託料等で394万5,150円、地籍図修正業務委託料71万5,000円が主なもの。節13使用料及び賃借料、賃借料は地籍図システムリース料が主なものでございます。

項2林業費、82ページにまいりまして、目1林業総務費、節18負担金補助及び交付金、負担金は、長野県緑の基金20万円、上小林業振興会負担金7万9,000円が主なもの、補助金は青木小学校緑の少年団活動補助金でございます。

目2林業振興費、節10需用費、修繕料は湯の入林道に係る崩落箇所修繕工事と、同じくガードレールの設置工事が主なもの。節12委託料、備考欄一番上の委託料は信州上小森林組合青木支所への林務委託料、国庫補助事業委託料は松くい虫対策で保全松林健全化整備事業委託料、衛生伐で7,748万4,000円、樹幹注入事業156万2,000円、県費補助事業委託料は、同じく松くい虫対策で松林健全化整備事業委託料、伐倒駆除3,480万4,000円、森林整備支援

事業で村松、入田沢、殿戸地区ライフライン等の保全整備374万円、村単事業委託料は森林造成事業委託料で、植樹会会場の植樹、下刈り等が主なもの。森林環境譲与税事業委託料は松くい虫被害拡大防止事業1,008万7,000円、入奈良本、殿戸地区のライフライン等保全対策事業で249万7,000円が主なもの。節17備品購入費は、鳥獣捕獲用のくくりわな、捕獲機、隣地台帳システム用パソコンが主なもの。節18負担金補助及び交付金、負担金は上小林業振興会負担金、補助金は、森林造成事業及び保全松林緊急保護整備事業のかさ上げ補助437万8,200円、村獣友会補助金32万円が主なもの。

款 6 商工費、前年度対比プラス5.3%、639万7,338円の増。

項 1 商工費、目 1 商工総務費、節 2 給料、一般職員 3 名分。

84ページにまいりまして、目 2 商工業振興費、節18負担金補助及び交付金、補助金は、小規模事業振興補助金400万円、地域消費券事業補助金299万1,900円、商工貯蓄共済融資保証料補助金168万4,909円、工業振興奨励金、5件で359万4,000円が主なもの。節20貸付金、商工振興資金預託金原資として八十二銀行と上田信用金庫にそれぞれ750万円、勤労者生活資金融資預託金原資として長野県労働金庫へ300万円を貸し付けております。

目 3 観光費、節 1 報酬は、キャンプ場の管理人 4 名分の報酬。節 7 報償費は、観光サポートーズ俱楽部会員への地域消費券が主なもの。節10需用費、修繕料は、中挾太子山公園手すりの修繕、沓掛温泉小倉乃湯遊歩道風穴植栽剪定、日吉神社トイレ外壁塗装修繕工事、観光案内看板の修繕が主なもの。節12委託料、備考欄委託料は駐車場トイレ等清掃管理委託料132万3,756円が主なもの。村単事業委託料は、十観山作業道等トレッキングコース整備委託料79万7,500円、レンタサイクル事業委託料30万円に係るもの。節14工事請負費は、沓掛温泉共同浴場駐車場外灯設置工事。

86ページにまいりまして、節18負担金補助及び交付金、補助金は、沓掛温泉共同浴場小倉乃湯改修工事補助金25万8,000円、沓掛温泉旅館組合補助金50万円、村産業祭等各種観光イベントへの補助金183万6,594円が主なもの。

目 4 昆虫資料館費、節 1 報酬、会計年度任用職員、パート 2 名分。節 2 給料、会計年度任用職員、フルタイム 1 名分。節12委託料は、消防設備の点検業務委託料。節13使用料及び賃借料、賃借料は公用車のリース料でございます。

目 5 移住定住促進費、節 2 給料、一般職員 1 名分、会計年度任用職員、フルタイム 1 名分。

88ページにまいりまして、節13使用料及び賃借料、賃借料は公用車のリース料。節14工事請負費、村単事業工事請負費は体験住宅のエアコン設置工事。節18負担金補助及び交付金、

補助金は、定住促進応援補助金14件分で1,038万円、民間賃貸住宅家賃補助事業補助金6名分で108万円、U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金1名分で300万円でございます。

目6道の駅関連施設運営費、節10需用費、修繕料は、直売所の雨漏り修繕冷蔵系統冷凍機の修繕、ぷらっとホームのエアコン修繕工事が主なもの。節12委託料、道の駅管理委託料598万円、道の駅関連施設管理委託料472万9,000円、ふるさと公園管理委託料528万円が主なもの。節14工事請負費、村単事業工事請負費は道の駅あおき防犯カメラ設置工事4台分でございます。

款7土木費、前年度対比マイナス26.7%、1億1,930万4,354円の減。

項1土木管理費、目1土木総務費、節2給料、一般職員2名分、会計年度任用職員、フルタイム1名分。

90ページにまいりまして、節12委託料、道路台帳補正業務委託料51万7,000円、住宅建築物等耐震改修等事業委託料45万5,000円でございます。

目2公共下水道費、下水道事業に係る人件費と繰出金に当たる補助金について支出するもので、節1報酬は、会計年度任用職員、パート1名分。節2給料は、一般職員1名分。節18負担金補助及び交付金、補助金は下水道企業会計への補助金で1,337万8,000円の減でございます。

92ページにまいりまして、項2道路橋梁費、目1道路維持費、節1報酬は、入奈良本の除雪作業に係る報酬2名分。節10需用費、消耗品費は道路融雪剤が主なもの。修繕料は、村道道路舗装、排水路等修繕工事66か所に係るもの。節12委託料、備考欄委託料は除雪作業委託料に係るもの。節13使用料及び賃借料、賃借料は建設材料支給事業に係る重機借り上げ料5件分。節14工事請負費、村単事業工事請負費は村道の道路改良工事等9か所分で、前年度より415万1,400円の減。節15原材料費、工事材料費は建設資材支給事業補助金277万8,777円が主なもの。

目2道路新設改良費、節2給料、一般職員1名分。節12委託料、道路改良に伴う分筆登記業務委託料が主なもの。節14工事請負費、繰越分は村道村松国道北2号線道路改良工事、当年度分は、村道湯の入線舗装改修工事592万7,000円、村道福祉会館1号線道路改良工事522万8,300円が主なもの。節16公有財産購入費、繰越分は村道村松国道北2号線道路改良工事に係る土地代金でございます。

94ページにまいりまして、節18負担金補助及び交付金、負担金は沓掛区湯原地区における急傾斜地崩落対策事業への地元負担金でございます。

目3橋梁維持費、節12委託料、国庫補助事業委託料は、道路メンテナンス事業、橋梁補修設計業務委託料3橋分でございます。

目4河川改良費は支出がございません。

項3住宅費、目1住宅管理費、節10需用費、修繕料は村営住宅、教員住宅に係るもの46件で、前年より51万4,782円の減。節12委託料は、電算委託料で住宅管理システム保守料が主なもの。

目2住宅建設費、節18負担金補助及び交付金、補助金は住宅リフォーム補助金7件分と老朽空き家等解体工事補助金13件分でございます。

項4目1別荘事業費、節1報酬は、会計年度任用職員、パート1名分と現場作業10名分。節2給料、会計年度任用職員、フルタイム1名分。

96ページにまいりまして、節10需用費、修繕料は、管理事務所のトラクター収納用パイプハウスの修繕代89万3,147円、別荘地内の水路復旧工事代15万4,000円が主なもの。節17備品購入費は、エンジンプロワー1台、エアコンプレッサー1台が主なもの。なお、前年まで納付しておりました消費税につきましては、特別会計から一般会計へ移行となったため、6年度からは納付がございません。

款8消防費、前年対比プラス0.3%、43万7,024円の増。

項1消防費、目1常備消防費、節18負担金補助及び交付金、負担金は上田広域消防に係る村の負担分で、前年度より1,089万8,000円の増でございます。

目2非常備消防費、節1報酬は、消防団基本団員、協力員、機能別団員219名分の報酬が主なもの。節3職員手当等出動手当は102名分で、前年度より70万9,500円の減。節7報償費、退職報償金4名分、170万円が主なもの。節10需用費、消耗品費は、団員のはっび、活動服、防寒着等が主なもの。節11役務費、保険料は消防団員福祉共済掛金。節18負担金補助及び交付金、負担金は、退職報償掛金384万円、消防団員公務災害補償掛金58万4,423円、県消防防災航空隊負担金17万4,000円が主なもの。補助金は、分団運営補助金133万1,776円、消防団本部運営補助金52万円、災害出動支援クラウドサービス利用料99万円、地域消費券購入補助金53万2,000円が主なもの。

目3消防施設費、節10需用費、修繕料は、積載車の車検代、可搬ポンプの修繕が主なもの。

98ページにまいりまして、節12委託料、備考欄の委託料は非常通報装置保守委託料が主なもの。村単事業委託料は、エフエムとうみシステム通信サービスに係るもの。節14工事請負費、村単事業工事請負費は村指定避難所空調設備設置工事。節17備品購入費は、操法用ホ

ース、消火栓用ホースが主なものでございます。

目4水防費、節10需用費、消耗品費は土のう用の砂代であります。

目5災害対策費、節8旅費は、能登半島地震におけるチームながの派遣職員の旅費に係るもの。節10需用費、消耗品費は、災害時用の食料飲料等の備蓄品、避難所用の毛布が主なもの。

款9教育費、前年度対比プラス18.0%、5,377万7,451円の増。

項1教育総務費、目1教育委員会費、節1報酬は、教育長職務代理と教育委員3名。

目2事務局費、節1報酬、会計年度任用職員、パート2名分。節2給料、特別職1名、一般職3名分。

100ページにまいりまして、節10需用費、修繕料は公用車の修理代。節12委託料は、ICT支援員派遣委託料が主なもの。節13使用料及び賃借料、賃借料は複写機のリース料。

目3教育指導費、節1報酬は、教育指導員1名、スクールソーシャルワーカー1名分。節7報償費は、小・中学校各行事に係るバス運転手謝礼及び保・小・中一貫教育委員の謝礼が主なもの。節12委託料、ALTの派遣委託料が主なもの。節18負担金補助及び交付金、補助金は、子育てのための施設等利用給付金444万9,910円、子供のための教育保育給付交付金90万1,336円、特別支援学校通学費補助金125万4,000円が主なもの。節19扶助費、準要保護等児童・生徒就学援助費は、小学校が108万5,100円、対象者22名、中学校が120万3,340円、対象者12名、特別支援学級で、小学校44万7,275円、対象者20名、中学校43万7,180円、対象者9名でございます。

102ページへまいりまして、項2小学校費、目1学校管理費、節1報酬、会計年度任用職員、パート分は、非常勤講師9名、図書館事務1名、給食調理員3名、校医は5名分。節2給料、村費講師5名と庁務員1名、給食調理員3名分。節10需用費、修繕料は、ガス回転釜床排水部架台修繕33万円、給食室エアコン点検修繕12万1,220円、図書館カーテン修繕11万4,840円、水泳プールろ過器修繕11万4,400円が主なもの。節11役務費、手数料は、タブレットパソコンに係る更新手数料68万2,000円、便培養検査、食品検査38万4,450円が主なもの。節12委託料、防火設備点検委託料53万9,000円、ネットワークシステム保守委託料55万円、同じくネットワークアセスメント業務委託料58万800円、校舎の植木手入れ委託料60万8,300円が主なもの。節13使用料及び賃借料、使用料はオンライン教材使用料44万円が主なもの、賃借料はパソコンやサーバー等のリース料626万3,368円が主なもの。節14工事請負費、村单事業工事請負費は、洋式トイレ改修工事515万9,880円、職員トイレ改修工事295万

6,000円、体育館屋根雨漏り改修工事165万円。節17備品購入費、実物投影機10台、あおきのこ人形等の管理備品のほか、教科備品、図書館の図書等でございます。

目2教育振興費、節18負担金補助及び交付金、補助金は村営バス定期代村負担分16名分でございます。

項3中学校費、目1学校管理費、104ページにまいりまして、節1報酬、会計年度任用職員、パート分は、村費講師5名と給食調理員2名分、校医は5名分。節2給料、会計年度任用職員、フルタイム6名分。節10需用費、修繕料は、防火戸用ラッチ交換39万6,000円、多目的ホール、給食室等エアコン修繕35万6,950円が主なもの。節11役務費、手数料は、タブレットパソコンに係る更新手数料22万円、給食調理員便培養検査、食品検査等22万2,750円、パソコンウイルスソフト新規手数料10万7,800円が主なもの。節12委託料、ネットワークシステム保守委託料55万円、同じくネットワークアセスメント業務委託料58万800円、エレベーター保守料52万8,000円、消防設備保守点検委託料40万7,000円、F F式暖房機点検委託料42万200円が主なもの。節13使用料及び賃借料、使用料はオンライン教材基本サービス料等で70万9,000円が主なもの。賃借料はパソコンやサーバー等のリース料315万9,397円が主なもの。節14工事請負費、村単事業工事請負費は、特別教室棟及び管理棟の防水修繕工事319万2,200円、ガス回転釜設置工事117万7,000円。節17備品購入費、液晶視力計、パーテイションの管理備品のほか、給食室備品、教科備品、図書館の図書等が主なもの。

目2教育振興費、節13使用料及び賃借料、使用料は吹奏楽部県大会出場時貸切りバスの使用料。

項4社会教育費、目1社会教育総務費、106ページにまいりまして、節1報酬は、社会教育委員3名分。節10需用費、印刷製本費は、生涯学習カレンダーの印刷代。

目2公民館費、節1報酬、分館主事報酬は12名分、会計年度任用職員、パート分はスポーツ推進委員9名分が主なもの。節7報償費、ニューススポーツをはじめとした各種行事の賞品代、村総合文化祭等に係る講師謝礼が主なもの。節18負担金補助及び交付金、補助金は、分館活動補助金65万円、あおきっ子合宿及び長泉町サマーキャンプ等の運営に係る経費補助金55万7,185円が主なものでございます。

目3文化会館費、節1報酬、会計年度任用職員、パートは、文化会館の当直2名分。節2給料、会計年度任用職員、フルタイムは1名分。

108ページにまいりまして、節12委託料は、文化会館清掃委託料252万8,780円、日直業務委託料68万9,702円、エレベーター保守料42万4,380円が主なもの。節14工事請負費、村単

事業工事請負費は和式トイレの洋式化改修工事分でございます。

目4文化財保護費、節1報酬、委員報酬は、文化財保護指導員1名分、会計年度任用職員、パートは、古文書整理に係る報酬1名分。節18負担金補助及び交付金、補助金は、民俗芸能維持補助金8団体で56万円、指定文化財管理補助金で日吉神社及び大法寺の消防設備点検保守補助金13万3,100円が主なものでございます。

目5青少年健全育成費、節1報酬は、部活動の外部指導に係るもので、指導員報酬5名分。節7報償費、スポーツ少年団指導者、小・中学校のクラブ活動指導者に対する謝礼。

110ページにまいりまして、節18負担金補助及び交付金、補助金は、育成会活動補助金40万6,000円、夏祭り参加補助金18万円、スポーツ少年団活動補助金16万8,355円でございます。

目6美術館費、節1報酬、会計年度任用職員、パート7名分。節2給料、会計年度任用職員、フルタイム2名分。節10需用費、修繕料は、喫茶室照明器具交換及び天井塗装工事が主なもの。節15原材料費は、喫茶室で提供する茶菓子等。節17備品購入費は、事務室及び喫茶室のガスファンヒーター購入代が主なものでございます。

目7図書館費、節1報酬、会計年度任用職員、パート3名分。節2給料、一般職員1名。112ページにまいりまして、会計年度任用職員、フルタイム1名分。節10需用費、修繕料は天窓障子紙の張り替え工事37万8,972円が主なもの。節12委託料は、図書館ネットワークシステム維持管理業務委託料82万8,696円、清掃草刈り業務委託料111万9,430円、空調設備、照明LED化改修工事監理業務委託料42万3,500円が主なもの。節14工事請負費、空調設備設置、照明器具LED化改修工事2,497万円が主なもの。節17備品購入費は、図書の購入代金、図書館備品としてロッカー、ワゴンほか購入代。節18負担金補助及び交付金、負担金は図書館情報ネットワーク運営経費負担金133万5,000円が主なものでございます。

目8歴史文化資料館費、節1報酬は、会計年度任用職員、パート1名分。

目9民俗資料館費は特段申し上げることはございません。

114ページ、目10五島慶太未来創造館費、節1報酬、会計年度任用職員、パート2名分。節2給料、会計年度任用職員、フルタイム1名分。節10需用費、修繕料は排煙オペレーター修繕工事。節12委託料は、清掃委託料59万4,319円、展示品作製委託料152万9,681円が主なものでございます。

項5保健体育費、目1保健体育総務費、節1報酬、委員報酬はスポーツ推進委員10名分。

116ページにまいりまして、目2体育施設費、節1報酬、総合体育館管理人2名分で69万

9,926円、村営プール管理人3名分で29万6,747円が主なもの。節10需用費、光熱水費は、総合体育館、総合グラウンド、屋内ゲートボール場、村営プール等の施設に係るもの。修繕料は、村営プール塗装工事22万円、総合体育館ステージ下収納修理代21万7,800円、村松マレットゴルフ場支障木伐採19万2,500円が主なもの。医薬材料費は、村営プールで使用する次亜塩素酸ソーダが主なもの。節12委託料は、総合体育館、運動公園等の清掃委託料等で265万8,725円、村営プールの管理委託料129万9,056円が主なもの。節14工事請負費、村単事業工事請負費は、総合グラウンドテニスコート照明LED改修工事2,948万円、村営プール管理棟改修工事512万2,700円、総合体育館雨漏り改修工事374万円。節18負担金補助及び交付金、補助金は入奈良本と村松マレットゴルフ場に係る補助金でございます。

款10災害復旧費、前年度対比プラス35.9%、612万4,000円の増でございます。

項1農林水産業施設災害復旧費、目1農地農業用施設災害復旧費、その下の目2林業施設災害復旧費は、いずれも支出がございません。

項2公共土木施設災害復旧費、118ページにまいりまして、目1河川災害復旧費も支出はございません。

目2道路橋梁災害復旧費、節12委託料、繰越分委託料は村道青木の森1号線大雨災害による積算施工監理業務委託料。節14工事請負費、繰越分国庫補助事業工事は、同じく村道青木の森1号線の災害復旧工事に係るもの、繰越分村単事業工事請負費は、同じく村道青木の森1号線災害復旧の附帯工事でございます。

款11公債費、前年度対比マイナス2.2パーセント、400万7,257円の減。

項1公債費、目1元金は、450万6,060円の減。目2利子は、49万8,803円の増。

詳細につきましては、付属資料の34ページに記載がございますので、御確認をお願いいたします。

款12予備費は支出がございません。

以上、一般会計の歳出合計は、当初予算額30億6,700万円、補正予算額プラス17億2万円、繰越事業費繰越額8,319万9,000円、予算現額計48億5,021万9,000円、支出済額38億6,454万7,468円、翌年度繰越額繰越明許費9億3,806万円、不用額4,761万1,532円でございます。

以上、議案第1号 令和6年度青木村一般会計決算について御説明申し上げました。

○議長（平林幸一君） 提案者の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩後、再開は1時ということでお願いしたいと思います。

休憩 午後 零時 00 分

再開 午後 1時 00 分

○議長（平林幸一君） それでは、ただいまより休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

◎議案第2号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第6、議案第2号 令和6年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

高柳会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（高柳則男君） それでは、議案第2号 令和6年度青木村国民健康保険特別会計決算について御説明を申し上げます。

決算書の122ページをお開きください。

歳入の総括表でございます。一番左の款の収入済額の構成割合を申し上げます。

国民健康保険税17.9%、不納欠損額2万6,400円、収入未済額1,145万1,309円でございます。

一部負担金、使用料及び手数料は構成割合は出てまいりません。国庫支出金0.3%、県支出金70.1%、繰入金7.4%、繰越金3.8%、諸収入0.5%。

歳入合計4億6,464万4,765円、前年度対比マイナス15.2%、8,320万7,109円の減でございます。

124ページをお開きください。

歳出の総括表でございます。一番左、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

総務費1.6%、保険給付費69.2%、国民健康保険事業費納付金26.7%、保健事業費2.0%、諸支出金0.5%、予備費は支出ございません。

歳出合計4億5,879万6,883円、前年度対比マイナス13.5%、7,152万5,697円の減でございます。

歳入歳出差引残高は584万7,882円、執行率は99.0%、歳入総額に対します残高割合は

1. 3%でございます。

128ページをお開きください。

歳入の事項別明細書でございます。

款1 国民健康保険税、前年度対比マイナス6.0%、533万1,452円の減、徴収率は87.9%でございます。

款2 一部負担金、款3 使用料及び手数料につきましては特段申し上げることはございません。

款4 国庫支出金、前年度対比121万円の増でございます。

項1 国庫補助金、目1節1その他補助金は、マイナンバーカードと保険証の一体化対応に係るもの。

130ページにまいりまして、目2節1災害臨時特例補助金は収入ございません。

款5 県支出金、前年度対比マイナス16.4%、6,365万4,903円の減でございます。

項1 県負担金及び補助金、目1保険給付費交付金、節1保険給付費交付金（普通交付金）は、前年度対比マイナス16.0%、節2保険給付費交付金（特別交付金）の内訳で保険者努力支援分は保険者の事業に対する評価分、特別調整交付金分は市町村の特別な事情がある場合に、その事情を考慮して交付されるものでございます。目2節1その他補助金は収入ございません。

款6 繰入金、前年対比プラス2.4%、80万287円の増。

項1 他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）、節2保険基盤安定繰入金（保険者支援分）は、低所得者等を対象とした保険料の軽減相当額を国・県・村で補填するもの、節3未就学児均等割保険料繰入金は、加入世帯の未就学児を対象とした均等割額の5割軽減額を国・県・村で補填するもの、節5出産育児一時金等繰入金は、歳出の出産育児一時金のうち一定割合を繰り入れたもの、節6財政安定化支援事業繰入金は、法定内での単費繰入れ分でございます。節9産前産後保険料繰入金は、産前産後期間相当分の保険料が免除された減額相当額を国・県・村で補填するもの。

項2 目1節1基金繰入金は240万円を繰入れてございます。

款7 繰越金、132ページにまいりまして、項1目1節1繰越金は、前年度対比マイナス45.0%、1,434万7,122円の減。

款8 諸収入、前年度対比マイナス42.0%、189万19円の減。

項1 延滞金加算及び過料、目1 延滞金につきましては備考欄のとおりでございます。

項2雑入目1節1一般被保険者第三者納付金は収入がなく、目2一般被保険者返納金は備考欄のとおり、目3節1雑入は令和4年度の給付費等交付金の返還金が主なものでございます。

歳入合計、当初予算額5億5,018万8,000円、補正予算額マイナス8,668万1,000円、予算現額計4億6,350万7,000円、調定額4億7,612万2,474円、収入済額4億6,464万4,765円、不納欠損額2万6,400円、収入未済額1,145万1,309円でございます。

134ページをお開きください。

歳出の事項別明細書でございます。

款1総務費、前年度対比プラス43.0%、227万2,020円の増。

項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料は、国保連合会委託料78万8,919円、電算委託料で、マイナンバーカードと保険証の一体化対応等国保システムに係るもの291万4,120円、節13使用料及び賃借料、使用料は、国保資格システム使用料でございます。

項2徴税費、目1賦課徴収費、節12委託料及びその下、節13使用料及び賃借料は、国保税システムに係るものでございます。

項3目1運営協議会費、節1報酬は、国保運営協議会委員報酬4名分でございます。

項2保険給付費、前年度対比マイナス15.9%、6,021万1,858円の減。

項1療養給付費、前年度対比4,820万6,280円の減。

一番下、項2高額療養費、前年度対比1,177万5,045円の減。

136ページにまいりまして、項3移送費は支出ございません。

項4出産育児諸費は出産育児一時金1名分、昨年より1名減。

項5葬祭諸費は6人分で昨年より7人の減。

項6世帯主入院療養費は支出ございません。

項7結核精神諸費は825件分で昨年より48件の減。

款3国民健康保険事業費納付金、県が医療給付費等の見込みを立てた上で、公費等の拠出で賄われる分を除き、市町村ごとに納付額を決定するものでございます。支出済額は総額で1億2,259万1,773円、前年度対比マイナス5.8%、755万2,711円の減。

138ページにまいりまして、款4保健事業費、前年度対比マイナス5.7%、55万4,375円の減。

項1保健事業費、目1保健衛生普及費、節18負担金補助及び交付金は人間ドックの補助金で、内訳は日帰り72名、泊まり4名でございます。

項2目1特定健康診査等事業費、節1報酬は、会計年度任用職員パート、保健師等8名分、節12委託料、特定健診の委託料等でございます。

項3ヘルスアップ事業費、目1生活習慣病予防対策費、節1報酬は会計年度任用職員パート4名分。

140ページにまいりまして、節12委託料は特定検診未受診者対策に係るデータ作成等委託料が主なものでございます。

目2生活習慣病等重症化予防対策費、節1報酬は会計年度任用職員パート1名分。

目3重複・頻回受診者等に対する対策費、節12委託料は該当者リスト作成委託料でございます。

目4健康教育費は新たな新設されたものでございます。

款5諸支出金、前年対比マイナス72.0%、547万8,773円の減。

項1償還金及び還付金・加算金、目1一般被保険者保険税還付金は、所得更正等で国保税額が過納となった方に対する還付金。

目3保険給付費等交付金償還金、142ページにまいりまして、節22償還金利子及び割引料は、令和5年度の保険給付費等交付金普通交付金の確定に伴う返還金等でございます。

款6予備費は支出ございません。

歳出合計、当初予算額5億5,018万8,000円、補正予算額マイナス8,668万1,000円、予算現額計4億6,350万7,000円、支出済額4億5,879万6,883円、不用額471万117円でございます。

以上、議案第2号 令和6年度青木村国民健康保険特別会計決算について御説明を申し上げました。

◎議案第3号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第7、議案第3号 令和6年度青木村介護保険特別会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

高柳会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（高柳則男君） それでは、議案第3号 令和6年度青木村介護保険特別会計決算について御説明を申し上げます。

決算書146ページをお開きください。

歳入の総括表でございますが、左の款の収入済額の構成割合を申し上げます。

保険料20.4%、収入未済額は117万9,020円でございます。

使用料及び手数料構成割合は出てまいりません。

国庫支出金22.8%、支払基金交付金25.4%、県支出金15.2%、繰入金16.1%、繰越金0.1%。

諸収入、村債は構成割合は出てまいりません。

歳入合計5億8,412万4,737円、前年度対比プラス2.1%、1,180万6,125円の増。

148ページをお開きください。

歳出の総括表でございますが、左、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

総務費2.6%、保険給付費90.7%、財政安定化基金拠出金構成割合は出てまいりません。

基金積立金2.2%、地域支援事業4.5%、諸支出金、公債費、予備費構成割合は出てまいりません。

歳出合計5億7,754万2,180円、前年度対比プラス1.0%、572万5,802円の増。

歳入歳出差引残額658万2,557円、執行率98.3%、歳入総額に対する残高割合は1.1%でございます。

152ページをお開きください。

歳入の事項別明細書でございます。

款1 保険料、前年度対比プラス7.2%、795万8,790円の増、徴収率は99.0%、収入未済額は117万9,020円でございます。

項1 介護保険料、目1第1号被保険者保険料、節1現年度分特別徴収保険料は、年金から特別徴収されるものでございます。

款2 使用料及び手数料、特に申し上げることはございません。

款3 国庫支出金、前年度対比プラス5.8%、732万6,429円の増。

項1 国庫負担金、前年度対比705万1,194円の増、項2 国庫補助金、前年度対比27万5,235円の増でございます。

154ページをお開きください。

款4 支払基金交付金、前年度対比プラス1.8%、257万2,109円の増。

款5 県支出金、前年度対比プラス16.9%、1,285万9,148円の増。

156ページをお開きください。

款6 繰入金、前年度対比マイナス13.9%、1,522万5,000円の減。

款7 繰越金、前年度対比マイナス88.0%、368万4,351円の減。

款8 諸収入から、158ページ、款9 村債までは収入がございません。

歳入合計、当初予算額5億9,058万8,000円、補正予算額マイナス308万7,000円、予算現額計5億8,750万1,000円、調定額5億8,530万3,757円、収入済額5億8,412万4,737円、収入未済額117万9,020円でございます。

160ページをお開きください。

歳出の事項別明細書でございます。

款1 総務費、前年対比プラス29.5%、340万2,159円の増。

項1 総務管理費、目1 一般管理費、節12委託料は、電算処理委託料及びシステム改修に係る委託料でございます。

項2 介護認定審査会費、目1 認定審査会共同設置等負担金は、上田地域広域連合への負担金で、前年度対比でプラス20.5%でございます。

款2 保険給付費、前年度対比マイナス0.9%、472万1,677円の減。

項1 介護サービス等諸費、要介護1から5の認定者に係るものでございます。

目1 居宅介護サービス給付費、前年度対比1,016万2,497円の減。

目3 地域密着型介護サービス給付費145万1,619円の増。

162ページをお開きください。

目5 施設介護サービス給付費817万6,938円の増。

目7 居宅介護福祉用具購入費は、要介護の認定を受けている方で9件分。

目8 居宅介護住宅改修費は5件分。

目9 居宅介護サービス計画給付費8万3,980円の減。

項2 介護予防サービス等諸費、要支援1、2に係るもので、目1 介護予防サービス給付費は179万1,239円の減。

164ページをお開きください。

目5 介護予防福祉用具購入費は、要支援の認定を受けている方で4件分。

目6 介護予防住宅改修費も要支援の認定を受けている方で3件分。

目7 介護予防サービス計画給付費は、前年対比で23万9,120円の減。

項3 その他諸費は、国保連合会への審査手数料でございます。

166ページをお願いいたします。

項4高額介護サービス等費、目1高額介護サービス費は、負担額が一定額以上となった場合、超えた分に対し支給されるもので、53万8,568円の増。

項5特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者介護サービス費は、特別養護老人ホーム等の施設入居者に係るもので、269万9,586円の減。

項6高額医療合算介護サービス等費、目1高額医療合算介護サービス費は、介護保険と医療保険の自己負担の合算額が一定額以上の場合支給されるもので、18万4,309円の減。

168ページをお開きください。

款3財政安定化基金拠出金は支出ございません。

款4項1基金積立金、目1介護支払準備基金積立金は、新たに1,300万円を基金として積み立てたもので、年度末残高は1,650万4,280円でございます。

款5地域支援事業、前年対比マイナス2.4%、62万1,526円の減。

項1介護予防生活支援サービス事業費、要支援1、2の方または介護予防ケアマネジメントにより各サービスが必要とされた方に係るもので、4万6,663円の減。

項2一般介護予防事業費、170ページをお開きください。

目1一般介護予防事業費、節7報償費は、認知症関連講座に係る講師への謝礼。

項3包括的支援事業・任意事業費、目2権利擁護事業費、節12委託料は、上小圈域成年後見支援センター運営業務委託料に係るもの。

目3包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、説明12委託料は、包括支援システムの電算委託料でございます。

目4任意事業費、節12委託料は、介護予防地域支え合い事業委託料、緊急通報システム業務委託料、訪問理美容サービス助成金。

節18負担金補助及び交付金、補助金は、介護用品購入補助金30件分。

節19扶助費は、寝たきり・認知症老人等家庭介護者慰労金36件分でございます。

目5認知症総合支援事業は特段申し上げることはございません。

款6諸支出金、前年度対比マイナス98.7%、533万3,154円の減でございます。

172ページをお開きください。

項1償還金及び還付加算金、目2償還金、令和5年度地域支援事業交付金精算に伴う返還金でございます。

款7公債費と款8の予備費は支出がございません。

歳出合計、当初予算額5億9,058万8,000円、補正予算額マイナス308万7,000円、予算現

額計5億8,750万1,000円、支出済額5億7,754万2,180円、不用額995万8,820円でございます。

以上、議案第3号 令和6年度青木村介護保険特別会計決算について御説明申し上げました。

◎議案第4号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第8、議案第4号 令和6年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

高柳会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（高柳則男君） それでは、議案第4号 令和6年度青木村後期高齢者医療特別会計決算について御説明申し上げます。

決算書176ページをお開きください。

歳入の総括表でございます。左の款の収入済額の構成割合を申し上げます。

後期高齢者医療保険料78.6%、収入未済額が130万4,900円ございます。

使用料及び手数料構成割合は出てまいりません。繰入金21.1%。

諸収入構成割合は出てまいりません。繰越金0.3%。

歳入合計で8,126万3,428円、前年度対比プラス15.4%、1,086万5,362円の増。

178ページをお開きください。

歳出の総括表でございます。左、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

後期高齢者医療広域連合納付金99.9%、諸支出金0.1%、予備費は構成割合、出てまいりません。

歳出合計8,63万5,028円、前年度対比プラス15.0%、1,050万262万円の増。

歳入歳出差引残額は62万8,400円、執行率は100%、歳入総額に対します残高割合は0.8%でございます。

182ページをお開きください。

歳入の事項別明細書になります。

款1後期高齢者医療保険料、前年度対比プラス17.3%、943万5,600円の増、徴収率は98%、収入未済額は130万4,900円でございます。

項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料は年金から特別徴収されるものでございます。

款2使用料及び手数料、特に申し上げることはございません。

款3繰入金、前年度対比129万8,562円の増。

項1一般会計繰入金、目1保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減分に係るものでございます。

款4諸収入は収入ございません。

款5繰越金は、前年度対比13万3,900円の増。

歳入合計、当初予算額8,042万3,000円、補正予算額プラス21万5,000円、予算現額計8,063万8,000円、調定額8,256万8,328円、収入済額8,126万3,428円、収入未済額130万4,900円でございます。

184ページをお開きください。

歳出の事項別明細書になります。

款1後期高齢者医療広域連合納付金、前年度対比プラス14.9%、1,045万1,662円の増。

項1後期高齢者医療広域連合納付金は、長野県後期高齢者医療校医連合への負担金でございます。

款2諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1保険料還付金は、令和5年度の後期高齢者医療保険料の還付金。

項2繰出金、款3予備費は支出ございません。

歳出合計、当初予算額8,042万3,000円、補正予算額プラス21万5,000円、予算現額計8,063万8,000円、支出済額8,063万5,028円、不用額2,972円でございます。

以上、議案第4号 令和6年度青木村後期高齢者医療特別会計決算について御説明を申し上げました。

◎議案第5号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第9、議案第5号 令和6年度青木村簡易水道事業会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

高柳会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（高柳則男君） それでは、議案第5号 青木村簡易水道事業会計決算について御説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

初めに、事業報告書について御説明申し上げます。

1、概況の（1）総括事項、（2）経営指標に関する事項につきましては記載のとおりでございます。

9ページをお願いいたします。

一番下から10ページ上段、2の工事費（1）の1,000万円以上の建設改良工事につきましては、記載のとおり2件ございました。

10ページにまいりまして、3、業務（1）業務量でございますが、年度末給水人口は4,040人で、前年度対比でマイナス2.0%、84人減少しております。年間配水量は54万立方メートルと1,000立方メートルの減少、年間有収水量も36万5,110立方メートルと810立方メートル減少しておりますが、水道使用料は43万8,678円の増加、プラス0.5%の増となっております。

（2）事業収入は、一番右の増減欄で、前年度対比合計で792万8,067円増加しております。これは主に村からの補助金の増加による営業外収益の増が主な理由。

（3）事業費は、同じく一番右の増減欄、合計で366万9,155円増加していますが、これは消費税の増加による営業外費用の増が主な理由でございます。

11ページをお願いします。

4、会計の（1）重要契約の要旨ですが、本年度では1,000万円以上の工事契約は記載のとおり2件、250万円以上の委託契約についても2件でございます。

（2）企業債につきましては、借入れが5,330万円、償還が7,975万4,655円でございました。その結果、企業債の年度末残高は9億6,914万2,690円となっております。

以上、事業報告書の主な内容について御説明いたしました。

次に、1ページ、2ページにお戻りをお願いします。

決算報告書でございます。これは予算に対する決算の状況を説明するものであり、税込み表示となっております。

（1）収益的収支ですが、収入で、第1款水道事業収益の決算額は1億8,561万5,530円、支出で第1款水道事業費用の決算額は1億7,561万5,206円でございます。

次に、資本的収支でございますが、収入で第1款資本的収入の決算額は1億1,895万

7,400円、支出で第1款資本的支出の決算額は1億6,630万8,365円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、下の欄外に記載のとおり補填をしております。

次に、3ページをお願いいたします。

損益計算書について御説明を申し上げます。損益計算書の金額は税抜き表示となっております。

1、営業収益は7,860万575円で、給水収益等が増加したことにより、前年対比0.5%増加しております。

2、営業費用は1億5,648万236円で、配水及び給水費、減価償却費は前年より減少しましたが、原水及び浄水費、総係費が増加したことにより、前年度対比プラス0.1%、16万19円の増でございます。

その結果、営業損益の段階では赤字となり7,787万9,661円の営業損失となりました。

3、営業外収益は9,819万9,949円で、長期前受金戻入は減少しましたが、村からの補助金が増加したことにより前年度対比プラス7.2%、659万3,517円の増。

4、営業外費用は1,760万1,222円で、消費税の増加により、前年度対比14.3%の増でございます。

5、特別利益は94万6,846円、こちらは損害保険に係るもので、新たに計上となったものでございます。経常損益は271万9,066円の経常利益となり、ここに特別利益と特別損失58万4,034円を加えますと、当年度純利益はプラス213万5,032円となり、当年度未処分利益剰余金は前年度繰越利益剰余金543万5,614円を合算し、757万646円となっております。

4ページをお願いいたします。

剰余金計算書でございますが、先ほどの損益計算書で当年度純利益がプラス計上されたことによりまして、利益剰余金は前年度末から同額が増額して、当年度末残高は757万646円となり、資本合計の当年度末残高は3億4,573万4,818円となっております。

続いて、その下、剰余金処分計算書（案）でございます。これは当年度末の未処分利益剰余金757万646円の会計上の処理についてになりますけれども、地方公営企業法を適用してまだ5期目ということもありまして、未処分利益剰余金の金額も少ないとから、そのまま翌年度へ繰り越すこととしております。

次の5ページから7ページの貸借対象表及び12ページのキャッシュフロー計算書、13ページ以降の決算附属資料につきましては説明を省略させていただきます。

以上、議案第5号 令和6年度青木村簡易水道事業会計決算について御説明申し上げました。

◎議案第6号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第10、議案第6号 令和6年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計決算の認定についてを議題とし、提案書の説明を求めます。

高柳会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（高柳則男君） それでは、議案第6号 令和6年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計決算について御説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

初めに、事業報告書について御説明を申し上げます。

1、概況の（1）総括事項、（2）経営指標に関する事項につきましては、記載のとおりでございます。

10ページをお願いいたします。

2、工事につきましては、1,000万以上の建設改良工事はございませんでした。

3、業務（1）業務量でございますが、水洗化世帯数は1,437世帯で、前年度と比較して6世帯増加した結果、水洗化率も97.2%と0.3%増加をしております。年間処理水量は32万2,708立方メートルで1.1%減少、有収水量は29万5,869立方メートルと前年とほぼ同じ水量、下水道使用料は0.6%増加となっております。

（2）事業収入は、一番右の増減欄で、前年度対比合計で399万4,185円減少しています。これは一部償還利子分の減に伴う一般会計繰入金の減少による営業外収益の減が主な理由でございます。

（3）の事業費は、同じく一番右の増減欄で、前年度対比合計で958万7,866円減少しておりますが、これは職員の配置換えによる人件費分の村負担金の減による営業費用の減少と、償還利子分の減による営業外費用の減少が主な理由でございます。

11ページをお願いいたします。

4、会計の（1）重要契約の要旨ですが、本年度では1,000万円以上の工事契約はございませんでした。また、250万円以上の委託契約については、記載のとおり3件契約がござい

ました。

（2）企業債につきましては、起債の借入れはございませんでした。償還は1億6,011万9,601円となり、その結果、企業債の年度末残高は4億5,484万2,853円となっております。

以上、事業報告書の主な内容について御説明申し上げました。

次に、1ページ、2ページへお戻りをお願いいたします。

決算報告書でございますが、税込みの表示となっております。

（1）収益的収支ですが、収入で、第1款下水道事業収入の決算額で2億2,061万6,220円、支出で第1款下水道事業費用の決算額は2億907万4,957円でございます。

次に、（2）資本的収支ですが、収入で、第1款資本的収入の決算額は1億5,939万4,000円、支出で第1款資本的支出の決算額は1億6,753万1,642円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、下の欄外の記載のとおり補填をしております。

次に、3ページをお願いいたします。

損益計算書について御説明申し上げます。損益計算書の金額は税抜き表示となっております。

1、営業収益は6,119万9,898円で、下水道使用料の増加により前年度対比0.7%の増。

2、営業費用は1億8,796万523円で、前年より処理場費は増加しましたが、管渠費と総係費が減少したことにより、前年度対比マイナス2.8%、547万54円の減でございます。

その結果、営業損益では赤字となり、1億2,676万625円の営業損失となりました。

3、営業外収益は1億5,330万8,786円で、村からの補助金が減少したことにより、前年度対比マイナス2.7%、430万4,537円の減。

4、営業外費用は1,568万719円で、企業債の償還利子及び消費税の減少により、前年度対比20.5%の減でございます。

この結果、経常損益では1,086万7,442円の経常利益、当年度純利益も同額となり、当年度未処分利益剰余金は、前年度繰越利益剰余金1,414万9,289円を合算し、2,501万6,731円となっております。

次に、4ページをお願いいたします。

剰余金計算書ですが、先ほどの損益計算書で当年度純利益がプラス計上されたことにより、利益剰余金は前年度末から同額が増加して、当年度末残高は2,501万6,731円となり、資本合計の当年度末残高は1億5,747万705円となっております。

続いて、その下、剰余金処分計算書（案）でございます。これは当年度末の未処分利益剰余金2,501万6,731円の会計上の処理について、簡易水道事業会計と同様の理由により、そのまま翌年度へ繰り越すこととしております。

5ページから7ページの貸借対照表、12ページのキャッシュフロー計算書、13ページ以降の決算附属書類につきましては説明を省略させていただきます。

以上、議案第6号 青木村特定環境保全公共下水道事業会計決算について御説明申し上げました。

◎社会福祉協議会会計決算の報告

○議長（平林幸一君） 続きまして、日程議案にはありませんが、令和6年度青木村社会福祉協議会会計決算について報告をいただきます。

高柳会計管理者、お願いします。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（高柳則男君） それでは、令和6年度青木村社会福祉協議会決算について御説明を申し上げます。

3ページをお開きください。

歳入の総括表でございます。左、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

補助金10.8%、配分金2.1%、事業委託金64.9%、使用料及び手数料9.1%、繰越金12.9%、諸収入0.2%、財産収入、寄附金は構成割合が出てまいりません。

歳入合計3,980万7,553円、前年度対比プラス8.1%、299万9,720円の増。

5ページをお開きください。

歳出の総括表でございます。左、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

事務費9.1%、事業費90.9%、予備費は構成割合出てまいりません。

歳出合計3,351万3,957円、前年度対比プラス5.8%、182万6,164円の増。

歳入歳出差引残額629万3,586円、執行率58.1%、歳入総額に対します残高割合は15.8%でございます。

7ページをお願いします。

歳入の事項別明細書になります。

款1補助金、項1目1村補助金は、前年度対比マイナス5.3%、24万円の減。

款2配分金、前年度対比マイナス1.0%、8,333円の減、長野県共同募金会からのものでございます。

款3事業委託金、前年度対比プラス12.9%、296万2,000円の増。

項1目1節1村委託金は、老人センタ一分で130万8,000円の増、くつろぎの湯で165万4,000円の増。

款4使用料及び手数料、前年度対比マイナス0.8%、3万185円の減。

項1目1節1使用料は、くつろぎの湯入浴料で5万5,750円の減。

項2手数料、特段申し上げることはございません。

款5繰越金、前年度対比プラス7.9%、37万5,753円の増。

款6諸収入、前年度対比マイナス40.9%、5万9,515円の減。

項1目1節1雑入は、マイサポ出張相談所委託料、コピー機使用料が主なものでございます。

款7財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地建物貸付収入は、NTT電柱の借地料で昨年と同額でございます。

款8寄附金は収入ございません。

9ページにまいりまして、一番下、歳入合計、当初予算額3,665万3,000円、補正予算額プラス273万1,000円、予算現額計3,938万4,000円、調定額3,980万7,553円、収入済額は調定額と同額で、収入未済額はございません。

11ページをお開きください。

歳出の事項別明細書になります。

款1事務費、前年度対比マイナス4.0%、12万8,316円の減。

項1事務費、節1報酬、理事は4名分、会計年度任用職員パートが6名分、評議委員は9名分、幹事が2名分、節12委託料は、法人会計導入検討準備委託料22万円、植木剪定作業委託料21万5,180円が主なもの。節17備品購入費は、AED1台、法人会計洋パソコン1台でございます。

款2事業費、前年度対比プラス6.9%、195万4,480円の増。

項1目1援護費、節19扶助費は、両親、片親のいない家庭への慰問金24世帯分17万円、フードバンク事業で93万9,730円が主なものでございます。

項2村追悼式、特段申し上げることはございません。

項3目1助成金、節18負担金補助及び交付金、補助金は、高齢者クラブ連合会、身体障害

者福祉協会、遺族会、ボランティアの会、赤十字奉仕団への活動補助金でございます。

13ページにまいりまして、項4目1心配事相談事業費、節1報酬、心配事相談員4名分。

項5目1老人センター費、節1報酬、会計年度任用職員パート4名分、節2給料、会計年度任用職員フルタイム2名分。

項6在宅介護者リフレッシュ事業費、特段申し上げることはございません。

15ページにまいりまして、項7目1福祉ふれあい事業費、昨年11月15日に開催しました福祉ふれあいの集いの運営に係る経費でございます。

項8目1くつろぎの湯運営費、節1報酬、会計年度任用職員パート3名分、節2給料、会計年度任用職員フルタイム1名分、節10需用費、修繕料は、くつろぎの湯ポンプ交換工事88万円、浴槽目地補修工事37万3,890円、防犯カメラ等の更新作業で29万7,000円、ろ過器ろ材交換等工事26万7,850円、真空ヒータ一点検整備工事22万7,700円が主なもの、節12委託料、貯湯槽等の清掃委託料27万5,000円、温泉施設の清掃業務74万8,000円、ボイラー煤煙測定業務委託料9万9,880円が主なもの、節13使用料及び賃借料、賃借料30万円は温泉の借湯料、節26公課費、消費税の納付分でございます。

項9目1地域支え合い事業費、17ページにまいりまして、節18負担金補助及び交付金、補助金は、各地区の地域支え合い事業の補助金として単価2万円の10地区分。

項10目1結婚推進事業費、節1報酬は結婚相談員4名分。

項11目1防災事業費、節10需用費、消耗品費は、パーティション、ホワイトボードが主なもの、節11役務費通信運搬費は、災害ボランティアセンター用の携帯電話代でございます。款3予備費は支出がございません。

歳出合計、当初予算額3,665万3,000円、補正予算額プラス273万1,000円、予算現額計3,938万4,000円、支出済額3,351万3,957円、不用額587万33円でございます。

以上、令和6年度青木村社会福祉協議会会計決算について御説明を申し上げました。

◎監査報告

○議長（平林幸一君） ここで監査委員より監査報告があります。

内藤代表監査委員よりお願いをいたします。

○代表監査委員（内藤賢二君） それでは、令和6年度青木村各会計歳入歳出決算及び基金運

用状況の審査結果について報告申し上げます。

審査の期間と場所は令和7年8月18日から8月28日までの間、役場第2、第3会議室及び現場にて、金井とも子監査委員と共に実施し、審査に当たっては、全国町村監査委員協議会編著の統一的な監査基準にのっとって、次のことを重点に置き、審査いたしました。

村長から提出された各会計歳入歳出決算書等の書類が関係法令に準拠しているか、決算の計数は適正か、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、予算の執行が最少限の経費で最大の効果を挙げているよう効率的に執行されているかに主眼を置き、関係諸帳簿、証拠書類等の照合を実施し、会計管理者及び担当者に出席説明を求め、審査を実施いたしました。

審査に付された一般会計、特別会計、公営企業会計の歳入歳出決算、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び公有財産に関する調書については法令に準拠したものであり、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

歳入歳出の両面にわたり財源確保に取り組まれ、各会計いずれも黒字決算であり、健全な財政運営が行われていることと、限りある財源の有効利用と経費の節減に努めている点を評価いたします。前年の指摘事項についても改善の方向に努力されていることを確認いたしました。

基金は設置目的に従って運用されており、その収益の処理も適正に行われていることを確認いたしました。

村議会議員報酬については、特別職報酬等審議会が設けられ、慎重審議の結果、改定が必要との結論から、令和6年12月議会にて承認され、議員報酬が改正されました。このことにより、若い方や女性の方など、村政に関心のある方が積極的に参加し、青木村のあるべき姿、発展につながればと期待されます。

いまだ続くロシアによるウクライナ侵攻やアメリカのトランプ関税等、諸外国の動きが、日本国のみならず世界の混乱を招いています。

そのような状況の中、青木村においては、当郷区岡石工業地に建設が進められていた民間企業による大規模工場が操業を開始し、地域経済の活性化や雇用創出、若者定住、税資産免等、多くの恩恵を受けております。特に村税は前年比プラス約2億円の増となりましたが、法人税、住民税は景気に左右されやすく、また固定資産税の償却資産は年々減少していくため、慎重な財政運営が必要です。

今後とも国・経済の動向を注視するとともに、健全財政の維持運営に努めてください。

審査報告の詳細については、お手元にお配りしております令和7年9月1日付、令和6年

度青木村各会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見について御覧ください。

以上、監査報告とさせていただきます。

○議長（平林幸一君） 代表監査委員より報告が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は2時25分といたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時25分

○議長（平林幸一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第7号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第11、議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） それでは、議案第7号について御説明申し上げます。

議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）。

令和7年9月3日提出、青木村長、北村政夫。

1ページをお願いいたします。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年青木村条例第7号）の一部を次のように改正する。

今回お願いします改正は、農業委員の報酬に係る部分でございます。

2ページの概要書と併せて御覧いただきたいと思いますが、平成28年度の農業委員会等に関する法律の改正によりまして、農業委員会が農地利用の最適化を推進することとなり、農業委員に加えて農地利用の最適化推進委員が新たに設けられました。

そして、現在既に国から交付を受けております農業委員会交付金に加えまして、農業委員や農地利用最適化推進委員の最適化活動等、具体的には農地の集積ですとか遊休農地の解消、それから新規参入の促進等の、こういった活動の実績に応じて交付をされる農地利用最適化交付金が創設をされています。

農業委員さんからは、毎月活動記録を提出をしていただきまして、その実績を国に申請し、交付金を国から受け、農業委員の報酬に上乗せをして支払うことができるよう改訂を行つるものでございます。

以上、議案第7号について御説明を申し上げました。

◎議案第8号の上程、説明

○議長（平林幸一君）　日程第12、議案第8号　職員の育児休業等に関する条例等の一部を改訂する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

稻垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稻垣和美君）　それでは、議案第8号について御説明を申し上げます。

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改訂する条例（案）。

令和7年9月3日提出、青木村長、北村政夫。

最終ページをお願いいたします。

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改訂する条例（案）の概要をもって説明に代えさせていただきます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改訂する法律の一部改訂に伴いまして、地方公務員の部分休業制度において、1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で1日の勤務時間の全部または一部につきまして、勤務しないことを選択できるようにするとともに、非常勤職員に係る部分休業の対象となる子の年齢を小学校就学の始期に達するまで引き上げるものでございます。

1、改訂内容としまして、部分休業制度の拡充。部分休業制度とは、育児のために勤務しないことを認める制度でございます。

（1）部分休業につきまして、現行の1日につき2時間を超えない範囲の形態に加えまして、1年につき条例で定める時間（10日相当）を超えない範囲内の形態を設けることとし、

職員はいずれかの形態を選択可能とするものでございます。

現行では、1日につき2時間の範囲内で勤務しないこととする一択だけでございましたが、今回のこの改正後につきましては、これまでの1日につき2時間の範囲内で勤務しないこととする①に加えまして、②の2時間以上、1日単位で取得することも可（1年につき10日相当の範囲内で勤務すること）、この①、②いずれかを選択して取得をすることができるようになるものでございます。

もう一点、（2）としまして、部分休業の対象となる非常勤職員が養育する子の年齢につきまして、これまで3歳に達するまでだったものが、小学校の修学の始期に達するまでとするものでございまして、働き方改革等の一環で、正規職員と同様に改善されるものということで御理解をいただければと思います。

以上、議案第8号について御説明を申し上げました。

◎議案第9号の上程、説明

○議長（平林幸一君）　日程第13、議案第9号　青木村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。
成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君）　議案第9号について御説明いたします。

議案第9号　青木村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）。

令和7年9月3日提出、青木村長、北村政夫。

最終ページに改正の概要をまとめた資料をおつけしましたので御覧ください。

上から2つ目の丸の段、第6条の改正については、令和7年内閣府令第7号の施行に伴うものです。代替え保育のほかに保育内容支援、保育の内容についての指導助言等の規定ですが、これに関わる連携協力を新たに追加し、家庭的保育事業者等は、小規模保育事業または事業所内保育事業を行う者を連携協力を行う者として確保しなければならないものとするものです。

4つ目の丸の段、第16条の改正については、令和6年内閣府令第109号の施行に伴うものです。栄養士法の改正により、栄養士の免許のない者でも管理栄養士の受験資格が得られる

ことになったため所要の改正をするものです。

次の丸の段、第29条、第31条、第44条、第47条第2項の改正については、村の基準条例ごとに保育士の配置基準に相違が出ていることから、保育の公平性の観点、民間参入の障壁となっていることの懸念等から同水準に統一するものです。

下から2つ目の段、第49条の追加については、乳児等通園支援事業の基準条例において、電磁的記録についての規定が整備されることに合わせ、本条例においても電磁的記録についての規定を盛り込むこととしたものです。家庭的保育事業者が、記録等を書面に換えて電磁的記録の方法により行うことができる旨の規定を整備するものです。

一番下の丸の段は、附則の経過措置についての改正で、第6条の改正に関わる連携施設の確保の期限を延長するものです。

そのほかの改正は、法改正等による文言の相違と技術的な修正をするもので、制度の内容について変更を伴うものではありません。

以上、青木村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げました。

◎議案第10号の上程、説明

○議長（平林幸一君）　日程第14、議案第10号　青木村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君）　議案第10号について御説明いたします。

議案第10号　青木村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）。

令和7年9月3日提出、青木村長、北村政夫。

最終ページに改正の概要をまとめた資料をおつけしましたので御覧ください。

上から4つ目の丸の段、第23条の改正は、利用者負担等の重要事項をホームページ等でも閲覧できるようにする旨の規定です。

その下の丸の段、第42条の改正については、令和7年内閣府令第7号の施行に伴うもので

す。代替え保育のほかに保育内容支援、保育の内容についての指導助言等の規定ですが、これに関わる連携協力を新たに追加し、特定地域型保育事業者は認定こども園、幼稚園を連携協力を行うものとして確保しなければならないとするものです。

次の丸の段、第4章の追加については、乳児等通園支援事業の基準条例において、電磁的記録についての規定が整備されることに合わせ、本条例においても電磁的記録について一つの章にまとめて整理したものでございます。特定地域型保育事業者が、記録等を書面に換えて電磁的記録の方法により行うことができる旨の規定を整備するものです。

一番下の丸の段は、附則の経過措置についての改正で、第42条の改正に関わる連携施設の確保の期限を延長するものです。

そのほかの改正は、法改正等による文言の相違と技術的な修正をするもので、制度の内容について変更を伴うものではありません。

以上、青木村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げました。

◎議案第11号の上程、説明

○議長（平林幸一君）　日程第15、議案第11号　青木村乳児等通園支援事業の施設及び運営に関する基準を定める条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君）　議案第11号について御説明いたします。

議案第11号　青木村乳児等通園支援事業の施設及び運営に関する基準を定める条例（案）。
令和7年9月3日提出、青木村長、北村政夫。

最終ページ、両面記載に条例の概要をまとめた資料をおつけしましたので御覧ください。

こども誰でも通園制度は、令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、児童福祉法における乳児等通園支援事業として位置づけられました。子ども・子育て支援法においても、地域子ども・子育て支援等の一つとして実施され、令和8年度以降は乳児等のための支援給付制度となり、全ての市町村で実施しなければならないことになりました。

こども誰でも通園制度の制度化に当たっては、実施主体である村による認可の下、受入れ

体制が整っている施設において実施するため、家庭的保育事業等と同様に村長による認可手続が必要となります。多様な主体の参画を認める観点から、対象施設は限定せず、認可基準を満たし、適切に事業を実施できる施設であれば実施施設と認めていくことになります。

そこで、事業開始に当たり、子供にとって安全・安心な制度となるよう村が認可基準を設定するため、青木村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものです。その内容については、令和7年1月14日付で交付された国の基準府令、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に準ずる形としました。

青木村保育所では、令和8年4月から事業開始を予定していますが、それまでに村が制定した乳児等通園支援事業設備運営基準を遵守した形での実施規定を整備し、事業実施に万全を期す所存でございます。

資料の第2、本条例の内容について及び第3、青木村の乳児等通園支援事業についての詳しい説明は省略させていただきますが、この資料及び制定文について御確認くださいますようお願い申し上げます。

以上、青木村乳児等通園支援事業の施設及び運営に関する基準を定める条例について御説明申し上げました。

◎議案第12号の上程、説明

○議長（平林幸一君）　日程第16、議案第12号　青木村営簡易水道条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君）　それでは、議案第12号について御説明いたします。

議案第12号　青木村営簡易水道条例の一部を改正する条例（案）。

令和7年9月3日提出、青木村長、北村政夫。

2ページを御覧ください。

概要をもって説明に代えさせていただきます。

水道法第16条の2では、給水装置工事につきまして水道事業者は、いわゆる市町村ですが、「給水装置が指定給水装置工事事業者以外の施行による給水装置工事に係るときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停

止することができる。」とされておりまして、本条例におきましても、村が指定した工事業者でなければ給水装置工事を施工することができない旨の規定をしております。

一方で、令和6年1月に発生をしました能登半島地震において、水道事業者が管理する配水管が復旧した場合においても、個人が管理をする宅内配管、いわゆる給水管の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長期化をいたしました。この長期化をした要因の一つとして、宅内工事を担う工事業者の数が被害の規模に比べて少なかったことや業者自身が被災したことにより、様々な工事需要が集中したこと等により、宅内配管の業者の確保が困難な状況になったことが主な要因とされています。

今後、同様の状況が発生した際の対応について、国・県より改正に係る技術的助言に基づく通知があったところでございます。

これらを踏まえまして、被災した際の給水装置工事が円滑にされるよう、災害その他非常の場合において、他の水道事業者、いわゆる他の自治体が指定した工事業者であれば給水装置工事を行うことができるよう改正するものでございます。

以上、議案第12号について御説明を申し上げました。

◎議案第13号の上程、説明

○議長（平林幸一君）　日程第17、議案第13号　青木村公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君）　それでは、議案第13号について御説明いたします。

議案第13号　青木村公共下水道条例の一部を改正する条例（案）。

令和7年9月3日提出、青木村長、北村政夫。

2ページを御覧ください。

概要をもって説明に代えさせていただきます。

先ほど説明をいたしました議案第12号と同様でございますが、下水道法におきましても排水設備の新設工事等の工事につきましては、原則、市町村長の指定を受けた者でなければ行うことができないことを規定しております、本条例におきましても同様の規定をしているところでございます。

一方で、令和6年1月に発生をしました能登半島地震では、多くの家屋で排水設備等が破損したことや指定工事店自身も被災したことにより、工事を行うことができる指定工事店が不足をし、これによって排水設備等の復旧が遅れたと言われております。

今後、同様の状況が発生した際の対応について、国・県より改正に係る技術的助言に基づく通知があったところでございます。

これらを踏まえまして、被災した際の排水設備等の工事が円滑に実施されるよう、国土交通省が作成をする標準下水道条例においても改正がされたことから、災害その他非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた指定工事店に工事を行わせる必要があると認めるときは、他の市町村長の指定を受けた指定工事店であっても工事を行うことができるよう改正をするものでございます。

以上、議案第13号について御説明を申し上げました。

◎議案第14号の上程、説明

○議長（平林幸一君）　日程第18、議案第14号　第6次青木村長期振興計画の計画期間の変更についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

稻垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稻垣和美君）　それでは、よろしくお願いします。

議案第14号　第6次青木村長期振興計画基本構想及び基本計画の計画期間の変更について。
令和7年9月3日提出、青木村長、北村政夫。

裏面をお願いいたします。

第6次青木村長期振興計画基本構想及び基本計画の計画期間の変更について。

第6次青木村長期振興計画の計画期間、令和4年度から令和13年度までの10か年を、令和4年度から令和8年度までの5か年に改めることについて、青木村議会基本条例第10条の規定に基づき議会の議決を求める。

変更の内容でございますが、現計画の計画期間を10か年から5か年に短縮をいたしまして、前期基本計画の終了をもって、第6次の計画全体を完結する内容でございます。また、議会の基本条例の中で議決が必要な事項として、基本構想及び基本計画が掲げられておりますので、変更の議決をお願いするものでございます。

下段、変更の理由でございますが、第6次青木村長期振興計画の策定をいたしました令和3年度は、新型コロナウイルスの感染症対策の真っただ中であり、積極的な施策の推進というよりも、感染症対策を前提とした、安全に配慮した施策を中心に現計画を取りまとめたところでございます。

新型コロナウイルスに対する考え方、対応方法が変わり、今後、村づくりを進める上で最も重要な事業である青木峠バイパス完成を踏まえまして、青木村の持続的で計画的な発展と、20年、30年後の青木村の将来を見据えました村づくりの旗印となるような計画が必要であることから、令和9年度をスタートとする新たな長期振興計画策定するため、現計画の計画変更をするものでございます。

以上、議案第14号の説明をいたしました。ありがとうございました。

◎議案第15号の上程、説明

○議長（平林幸一君）　日程第19、議案第15号　監査委員の選任についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君）　議案第15号　監査委員の選任についてをお願いいたします。

この議案は人事案件でありますので、議会の最終日に改めて提案をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

◎議案第16号の上程、説明

○議長（平林幸一君）　日程第20、議案第16号　教育委員会委員の任命についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君）　議案第16号　教育委員会委員の任命についてでございますが、これも人事案件でございますので、議会最終日に改めて提案をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

◎議案第17号の上程、説明

○議長（平林幸一君）　日程第21、議案第17号　令和7年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については稻垣総務企画課長より一括説明をいただき、歳出については教育長及び各担当課長よりお願いをいたします。

稻垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稻垣和美君）　それでは、議案第17号について御説明申し上げます。

令和7年度青木村一般会計補正予算（第2号）。

令和7年度青木村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,268万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億7,560万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表　歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月3日提出、青木村長、北村政夫。

7ページ、8ページをお願いいたします。

2、歳入について御説明申し上げます。

款10項1目1地方交付税は240万円を追加し、13億6,770万円とするもので、特別交付税が見込みより増でございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は2,424万4,000円を追加し、1億3,615万2,000円とするもので、節1総務管理費補助金、041地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー分）424万4,000円は、農業関係施策経費へ充当し、046重点支援地方交付金は低所得世帯支援枠、定額減税支援金に対する不足分2,000万円が増額となりました。

目2民生費国庫補助金は3万7,000円を追加し、428万1,000円とするもので、節1社会福祉費補助金は、障害者自立支援給付審査支払システム改修補助金として追加するものでございます。

続きまして、款15県支出金、項2県補助金、目3農林水産業費県補助金は1,599万3,000

円を追加し、7,976万7,000円とするもので、節1農業費補助金196万7,000円は、竹粉碎機によるゼロカーボン事業として申請しております長野県の地域発元気づくり支援金が採択になったものでございまして、節2林業費補助金1,402万6,000円は、001、002とともにマツクイムシの伐倒薰蒸処理に係る補助金の追加配分額を計上いたしました。

続きまして、款17項1寄附金、目1一般寄附金は20万円を追加し、1,370万2,000円とするもので、青木運輸倉庫株式会社様より交通安全こども自転車全国大会出場記念プロジェクト100着分の作成費用として御寄附をいただくものでございます。

続きまして、款19項1目1繰越金は2,732万8,000円を追加し、1億7,631万7,000円とするもので、前年度繰越金が見込みより増でございます。

続きまして、款20諸収入、項4目1雑入は248万円を追加し、2,813万6,000円とするもので、慶太伝の初版2,000部の売上金と、一般社団法人関東地域づくり協会による防災倉庫設置等事業が採択になったことにより、道の駅あおき及びふるさと公園あおきの備品購入費用に充てるものでございます。

続きまして、9ページ、10ページを御覧ください。

3、歳出につきましては、担当課ごとに御説明申し上げます。

初めに、総務企画課関係ですが、款2総務費、項1総務管理費、目2文書広報費は251万5,000円を追加し、1,623万4,000円とするもので、節12委託料71万5,000円は、情報セキュリティポリシーの改定支援委託料として計上いたしました。

節13使用料及び賃借料180万円は、テレビ機能つきの公用車のNHK放送受信料14台分につきまして、遡及分を含めて本年度分までの受信料を計上いたしました。

目7諸費は33万7,000円を追加し、1160万7,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金は、こども自転車全国大会出場に係る費用等につきまして、交通安全協会青木部会へ補助金を交付するものでございます。

続きまして、目9地方創生プロジェクト事業費ですが、199万9,000円を追加し、822万9,000円とするもので、節7報償費36万円は、慶太伝初版の2,000部に対する売上げの10%相当額を執筆者への謝礼として支払うものでございます。

節12委託料163万9,000円は、慶太伝の増刷製本委託料として2,000冊分を計上いたしました。

目10地方創生臨時交付金事業費ですが、500万円を追加し、1,250万円とするもので、節18負担金補助及び交付金は、米価高騰と農業生産量の安定確保等に向けた対策としまして、

村内の稻作等に係る基盤強化等を図る事業を予定しておりますが、具体的には、今後明らかになってまいります国の施策動向等を注視しながら、農業支援策を講じていく予算として計上いたしました。

続いて、項2村営バス運行管理費、目1運行管理費ですが、148万3,000円を減額し、2,707万7,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金、001負担金、地域路線バス維持対策負担金では、9月末で千曲バスへの運賃低減事業が終了することに伴いまして468万3,000円を減額し、002補助金、地域路線バス運行支援補助金では、10月から利便増進事業として、千曲バス青木線の運行に係る年間赤字額を上田市と折半で補助するものでございまして、今議会では下半期分を計上するものでございます。

以上、議案第17号 令和7年度一般会計補正予算（第2号）につきまして、歳入全般と総務企画関係の歳出について御説明を申し上げました。

○議長（平林幸一君） 続いて、高柳税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（高柳則男君） それでは、税務会計課関係について御説明申し上げます。

9ページ、10ページをお願いします。

款2総務費、項3徴税費、目2賦課徴収費、節12委託料に7万7,000円を追加し、3,599万9,000円とするものです。こちらにつきましては、公団の移動修正に係る委託料で、当初の予定より移動件数が増えたため、実績に基づき補正をお願いするものでございます。

次に、同じページの一番下になりますけれども、款3民生費、項6電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援費、11ページ、12ページをお願いします。目5定額減税支援金2,057万4,000円を追加し、2,115万5,000円とするものです。こちらにつきましては、前年の令和6年度の定額減税給付額に不足を生じた方や、一定の給付要件を満たす方に対し給付を行うもので、節11役務費19万2,000円は通信運搬費で郵送料、節12委託料164万2,000円はシステム改修に伴う電算委託料、節18負担金補助及び交付金、支援金1,874万円は、対象者へ給付する給付金でございます。

以上、税務会計課関係について御説明申し上げました。

○議長（平林幸一君） 続いて、小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、住民福祉課関係について御説明申し上げます。

9、10ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目2障害者福祉費は、予算の増減はございませんが、財源

の振替えでございます。目3老人福祉費を132万円追加し、2億8,079万円とするもので、節12委託料132万円の増は、高齢者生活福祉センターの高圧引込柱機器の修繕に伴う運営委託料の増額によるものでございます。

以上、住民福祉課関係の令和7年度一般会計補正予算を御説明いたしました。

○議長（平林幸一君） 続いて、奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） それでは、建設農林課関係の歳出について御説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費は260万8,000円を追加し、5,275万円とするもので、節7報償費から節17備品購入費まで、いずれも県の地域発元気づくり支援金の採択を受けて実施をするものでございます。

節7報償費6万4,000円と節8旅費1万7,000円は、専門科の講師に対する謝礼代と旅費、節11役務費3,000円は郵送料、節12委託料5万9,000円は、土壤分析及び野菜の品質分析に係る委託料、節17備品購入費246万5,000円は竹粉碎機1台、竹用チェーンソー及び作業用ヘルメットの購入に係る経費でございます。

続きまして、その下、項2林業費、目2林業振興費は3,044万5,000円を追加し、1億2,139万5,000円とするもので、節12委託料3,044万5,000円は、マツクイムシ防除対策の伐倒駆除に係る費用で、国庫補助事業、保全松林健全化整備事業委託料で650立米分で2,099万5,000円、県費補助事業委託料、松林健全化推進事業で300立米分で945万円を計上するものでございます。

以上、建設農林課関係の歳出に係る補正予算について御説明を申し上げました。

○議長（平林幸一君） 続いて、小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） それでは、商工観光移住課関係について御説明申し上げます。

引き続き11ページ、12ページをお願いします。

款6商工費、項1商工費、目3観光費は421万7,000円を追加し、2,245万1,000円をお願いするもので、節10需用費、004印刷製本費220万円は、観光パンフレット1万5,000部の作成費用を見込みました。

節14工事請負費、003村単事業工事請負費187万円は、子壇嶺岳登山道管社コースの木製橋が劣化しているため、架け替えの設置工事費用を見込みました。

節18負担金補助及び交付金、002補助金、007沓掛温泉共同浴場改修補助金は、小倉乃湯浴室の引き戸の修理と玄関の段差対策の手すり、スロープ設置工事について、工事費用の3割分、14万7,000円を補助金として計上しました。

目4昆虫資料館費は112万2,000円を追加し、1,674万8,000円をお願いするもので、節10需用費、006修繕費96万8,000円は、正面玄関の修繕工事、節17備品購入費15万4,000円は、事務用パソコン1台分の購入費用を計上しました。

おめくりいただきまして、13ページ、14ページをお願いします。

目6道の駅関連施設運営費は55万2,000円を追加し、1,969万2,000円をお願いするもので、節17備品購入費は、このたび一般社団法人関東地域づくり協会から防災補助事業が採択、決定され、道の駅に配置する発電機1台、LEDバルーンライト2台の購入費用を計上しました。

款7土木費、項4別荘事業費、目1別荘事業費は11万円を追加し、1,633万2,000円をお願いするもので、節15原材料費は、青木の森管理事務所が自営で行う修繕工事等の建設土木資材の購入費用について、今回補正をお願いするものです。

以上、商工観光移住課関係の補正予算について御説明いたしました。

○議長（平林幸一君） 続いて、沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 教育委員会関係についてお願いします。

同じく13、14ページ、最後であります。

款9教育費、項3中学校費、目1学校管理費ですが、328万9,000円を増額して9,602万9,000円といたしました。節14工事請負費の増で、中学校の給食室の空調設備の改修工事を行うための費用であります。1学期末に急に故障したための工事ですが、修理後は快適な環境の中で調理ができるようになります。

教育費は以上でございます。

◎請願第1号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第22、請願第1号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願についてを議題とし、紹介議員の説明を求めます。

塩澤敏樹議員。

○ 7番（塩澤敏樹君） 請願書。

2025年8月4日、青木村議会議長、平林幸一様。

請願者、小県郡青木村大字村松1840番地、青木村教職員組合、代表者名、柳沢武夫、紹介議員、塩澤敏樹。

「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願について。

請願趣旨・理由。

今、学校現場では、小・中・高を合わせると41万人を超える不登校の子どもの数が文科省調査で明らかになっています。とりわけ小・中学校では11年連続で増加し、過去最多となっています。また、貧困・いじめ・教職員の未配置など解決すべき課題が山積しており、長時間労働の実態も改善されず、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

学習指導要領の改訂は、子どもたちのゆたかな学びの保障や、教職員の「働き方改革」に大きくかかわります。「カリキュラム・オーバーロード」の状態等を改善することが喫緊の課題です。このため、次期学習指導要領の内容の精選や、標準授業時数の削減が強く求められます。

つきましては、下記事項が実現されますよう地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

記。

1. こどもたちのゆたかな学びを保障するため、「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善、および学習指導要領の内容の精選等を行うこと。

「カリキュラム・オーバーロード」とは、国の教育課程基準に基づき、学校が定めた教育課程の時数と内容が過多（教育課程の過積載）になっていて、子供や教職員に過大な負担がかかっている状態を言います。

少しお話をさせていただきます。

現在の小・中学校の教育活動は、2017に告示された学習指導要領に基づいて実施されています。学習指導要領はおおむね10年に1度改訂されますので、次の告示は2027年頃となります。その改訂に向けての諸議論の中で度々登場するのはカリキュラム・オーバーロードであります。

1989年から週5日制が段階的に進められ、1998年には大きく時数が減りました。しかし、1998年の学習指導要領で、授業時間数と指導内容を減らしたことが学力低下に結びついた

という意見や、これから時代には新たな学びが必要だという状況認識から、その10年後の2008年、さらに2017年と、小・中学校のいずれも授業時数が増加していきます。同時に指導内容も、学校週6日制のときと同様に戻り、小学校では中学年の外国語活動や高学年の外国語、小・中学校での道徳が教科として新設されました。

また、GIGAスクール構想で、子供1人1台端末の活用環境が整いましたが、そこには情報リテラシー教育を更新しながら取り入れていかなければなりません。地球規模で進められているSDGsに関する内容も、各教科の中で扱っていく必要があります。多様性や包摂性、インクルーシブの考え方なども同様です。食育や防災教育、主権者教育など、つまり何々教育と言われる内容を、これまでの教科等の学習に加えて指導することが学校教育に求められ、激増している状況にあるのです。限られた時間で多くの内容を扱わなければならぬ状態では、学習の主体が子供ではなくなり、主体的、対話的で深い学びのある授業の実現は難しくなっています。

文科省でも、水面下では、次期指導要領改訂に向けて削減を模索する動きがあります。着目したのはOECDのPISA、学習到達度調査ですが、その中で常に上位にいるシンガポールのteach less. learn more、少なく教えて深く学ぶという教育政策があります。カリキュラムの厳選、授業形態の変更、そして教員の質の向上がそろえば、シンガポールのような少なく教えて深く学ぶが実現でき、カリキュラム・オーバーロードは解決するのではないかでしょうか。

過去の成果と課題はもちろん、現在の学校現場の窮状を踏まえ、教育活動の最前線に立つ行政や学校、教職員が将来の展望を抱きながら、教育活動の展開ができるような国や答申や学習指導要領改訂となることを強く要望します。皆様の御賛同をお願いいたします。

以上。

◎請願第2号の上程、説明

○議長（平林幸一君）　日程第23、請願第2号　「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書についてを議題とし、紹介議員の説明を求めます。

塩澤敏樹議員。

○ 7番（塩澤敏樹君） 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書。

青木村議会議長、平林幸一様。

請願者、小県郡青木村大字村松1840番地、青木村教職員組合、代表者名、柳沢武夫、紹介議員、塩澤敏樹。

請願事項。

2026年度予算編成の件につき、以下の内容の意見書を政府及び関係行政官庁宛てに提出していただきたい。

1 どの子にもゆきとどいた教育をするため、国の責任で以下の3点を検討し、必要な予算を確保すること。

- (1) さらなる少人数学級の推進。
- (2) 複式学級の学級定員の引き下げ。
- (3) 教員基礎定数算出に用いる係数の改善。

2 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

請願理由。

2025年度から小学校の学級定員は全学年で35人となります。しかし、多様化し複雑化する教育への要請に応えるためには、中学校を含めさらなる学級定員の引き下げが望まれます。

長野県では2013年度に小中学校全学年で35人学級が実現しました。また、複式学級の定員についても独自に小中学校とも8人としています。しかし、義務標準法の裏付けがないため財政的負担は大きく、学級増による教員増の多くを臨時の任用で対応している状況です。

また、小学校の専科教員は国基準で配置され、県基準の学級数と連動していないという課題もあります。

学校現場では、膨大な業務量に加え、一人ひとりの子どもに寄り添った対応が求められ、深刻な人手不足の状況です。教員は多忙を極め、教材研究や授業準備を勤務時間内に行うことはきわめて困難になっています。ゆたかな学びを実現するためには、さらなる少人数学級推進と教員の持ち授業時数軽減のための抜本的な教員定数の改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により教員配置を行っている自治体もありますが、公教育において自治体間の格差が生じることは大きな問題です。国の責任で十分

な教員配置のための財源確保をし、全国どこに住んでいても、子どもたちが一定水準の教育を受けられるようにすることは憲法上の要請です。

以上を踏まえ、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係諸機関への意見書提出を請願します。

このことについては、毎年のように出させていただいていまして、私も昭和55年に長野県の教員になり、それからおよそ50年間たちますが、学校現場は当時と変わって大きく様変わりしています。求められる児童・生徒一人一人に行き届いた教育実践が大変困難となっている状況です。今の現状では多忙化が深刻さを増し、一緒に遊ぶことは困難な状況であると感じています。

その上で、学級規模の縮小が、子供たちの学びの環境を改善するための第一歩となると考えています。

指導してきた中で、40人近くのクラスを持ちました。クラス自体が窮屈、それから一人一人に本当にきめ細かい対応ができたのかという反省と同時に、一人一人の事務的な処理が40人となると大変になっていました。そんなことも、とても少ない人数のほうが子どもたちに接すること、事務処理もしっかりできることを痛感してきました。

国及び政府は地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自体が計画的に教育行政を進めることができるよう、2026年度予算編成の件につき、意見書の措置を講じられるよう強く要望したいと思います。皆さんもどうぞ御賛同をお願いしたいと思います。

以上。

◎散会の宣告

○議長（平林幸一君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

皆様、お疲れさまでした。

散会 午後 3時25分

◎令和 7 年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第 1 号）の報告

○議長（平林幸一君） 本会議外で、よろしくお願ひしたいと思います。

令和 7 年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第 1 号）について説明を求めます。

小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お願ひいたします。

令和 7 年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第 1 号）。

令和 7 年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 228 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,266 万 5,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表、歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 3 日提出、社会福祉法人青木村社会福祉協議会会長、わかばやしよしのぶ。

それでは、7 ページ、8 ページをお願ひいたします。

2、歳入。

款 5 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金を 228 万 1,000 円追加し、308 万 1,000 円とするもので、節 1 繰越金 228 万 1,000 円の増は、繰越金の増によるものでございます。

9 ページ、10 ページをお願ひいたします。

3、歳出。

款 2 事業費、項 8 くつろぎの湯運営費、目 1 くつろぎの湯運営費を 228 万 1,000 円追加し、2,342 万 7,000 円とするもので、節 10 需用費 228 万 1,000 円の増は、くつろぎの湯のエアコン室外機及び電気設備修繕料の増によるものでございます。

以上、令和 7 年度青木村社会福祉協議会会計補正予算について御説明いたしました。

○議長（平林幸一君） 改めて、本日の日程は全て終了いたしました。

御苦労さまでした。

令和7年9月9日（火曜日）

（第2号）

令和7年第3回青木村議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和7年9月9日(火曜日)午前9時開議

日程第1 一般質問

出席議員(9名)

1番	小林 久美子君	2番	松澤 広海君
3番	北澤 久美子君	4番	宮澤 政美知君
5番	宮入典子君	6番	松本淳英君
7番	塩澤敏樹君	8番	平林幸一君
10番	金井とも子君		

欠席議員(1名)

9番 坂井 弘君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫君	教育長	沓掛英明君
参事兼 総務企画課長	稻垣和美君	商工観光移住課 長	小林利行君
住民福祉課長	小根沢義行君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管理監	高柳則男君
建設農林課長	奈良本安秀君	教育次長兼 公民館長	小林宏記君
保育園長	成沢亮子君	建設農林課 長補佐兼 上下水道道 推進監兼 上下水道係長	小林義昌君
建設農林課 長補佐兼 農業振興係長 兼副防災危機 管理監	上原博信君	建設農林課 長補佐兼 建設係長	横沢幸哉君

税務会計課 税資産税係長	小山明之君	住民福祉課 課長補佐兼 地域包括支援 センター長	早乙女敦君
総務企画課 担当課長兼 事業推室長	塩澤和宏君	総務企画課 企画財政係長	金井大介君
住民福祉課 保健衛生係長	上原加代君	住民福祉課 住民福祉係長	津田直樹君
税務会計課 住民税係長	片山雅史君	総務企画課 庶務係長	増田佳樹君
教育委員会 教育係長	奈良本いずみ君	商工観光課 移住商工観光移住係長	宮澤俊博君
総務企画課 課長補佐兼 総務係長	依田哲也君	代表監査委員	内藤賢二君

事務局職員出席者

事務局長 稲垣和美 事務局員 依田哲也

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（平林幸一君） 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

なお、9番、坂井弘議員より、本日の会議について欠席届が提出されておりますので、御報告をいたします。

◎議事日程の報告

○議長（平林幸一君） 本日の一般質問の傍聴には、村民の皆様の傍聴もいただいております。大変御苦労さまです。

傍聴席の皆様にお知らせいたします。

本日の一般質問はもとより、11日、18日には委員会審議が行われます。御都合がつきましたら傍聴いただければ幸いです。

◎一般質問

○議長（平林幸一君） 本日は、令和7年第3回青木村議会定例会の中で、一般質問日となっております。

6人の議員が一般質問を行い、終了後、総括質疑、委員会付託を行い、散会といたします。

質問の方法は、質問者の希望により、一括質疑方式及び一問一答方式で行ってください。

質問者並びに答弁者にお願いいたします。質問、答弁とも簡潔明瞭を行い、議論を深めてください。質問時間は40分を超えることはできませんので、御承知おきくださいませ。

では、質問に入ります。

通告順に登壇をお願いをします。

◇ 宮 澤 政美知 君

○議長（平林幸一君） 4番、宮澤政美知議員の登壇をお願いします。

宮澤議員。

[4番 宮澤政美知君 登壇]

○4番（宮澤政美知君） 議席番号4番の宮澤政美知です。

通告に従い質問しますので、担当課長並びに担当者の答弁をお願いします。

私は、地域公共交通等について質問させていただきます。

公共交通は、今村民にとって緊急性の高い重要な施策であります。第6次青木村長期振興計画の策定に伴い、2021年に実施された村づくりアンケートでも公共交通は最も課題のある施策であり、重点的に推進するものとされ、交通弱者の交通手段の確保、高齢者の買い物、通院不便を解消する施策に力を入れるべきとの意見も寄せられました。

これを踏まえ、計画の中で村づくりの将来像の一つとして「生活の安全・安心を確保し、心地よく暮らせる村」を掲げ、その中で地域公共交通サービスの充実に取り組むことが盛り込まれました。

取り組む施策として、「高齢社会を迎える、交通弱者の増加が見込まれる中で、通勤・通学・通院・買物などの多様な利用ニーズを踏まえ、官民が連携してより利便性の高い公共交通サービスの提供を図るとともに、交通の便を補完できる仕組みを整え、暮らしの足を確保します」と示されています。

交通の問題は、単に移動手段に関わるだけでなく、お子さんから高齢者まで、利用目的は多岐にわたりますが、いずれの年代においても大切な事項で、特に高齢者にとっては、自立した日常生活を継続するためには重要なポイントであります。

令和7年6月20日に第29回青木村地域公共交通会議が開催され、出席させていただきました。村では令和3年3月に持続可能で利便性の高い地域公共交通機関の形成に向けて青木村地域公共交通計画に基づく様々な取組が進められてきました。

この計画は、計画期間が5年間とされていますが、計画、実行、評価、改善を継続的に行い、また、村営バスの運行事業の検証もされ、現在に即した検討や新たな取組をされてきたことが分かりました。村の担当者はじめ、協力、連携し、よりよい形をつくるべく取組をされている関係機関の皆様に敬意を表するところであります。

本日は、地域公共交通の現状や課題について、そして、これから取組について質問させていただきます。

1点目は、村営バスに関して伺います。

村内を運行している4つの路線の利用者数とその推移について教えてください。また、どのような年代の方の利用が多いのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稻垣和美君） それでは、お答え申し上げます。

令和6年度における定時路線バス4路線の利用者総数は8,218人で、前年度から811人減少し、1便当たりの利用者数は2.6人でございました。

コロナ禍前の令和元年度の約7,300人と比べますと、回復基調でありますが、直近5年では令和3年度の1万200人をピークに減少傾向でございます。

定時路線の運行につきましては、通学、通園での定期的な利用が主でございますので、児童さんの利用が多くなっているという状況でございます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 朝夕の利用に比べ、日中の利用者はそれほど多くないように思います。運行の収支についても厳しい状況があると思われますが、いかがでしょうか。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稻垣和美君） 朝夕につきましては、通学、通園での定期的な利用が主でございまして、年間を通して安定した利用があるため、日中との差があるというふうに考えられます。村営バスには、通学、通園、通勤等以外にも交通弱者の足となる福祉的な目的もあるものと認識しております。

運行の収支状況でございますけれども、令和6年度の運行収入は129万円で、前年度より約15万3,000円増加しております。運行経費は約1,821万1,000円で、前年度よりも約340万円増加しております、収支率は7.08%と前年度よりも0.6ポイント悪化している状況でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 利用者の方や村民の皆さんからの御意見や要望は寄せられていますか。どのように対応されているのか伺います。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稻垣和美君） 利用者の皆様からは、バスの停留所の時刻表が見づらい等経年劣化の箇所等についての御指摘をいただくことがございまして、その場合には適時

更新をするなどの対応をとってございます。

また、上田駅線につきましては、夜8時台の運行は大変ありがたいと好評をいただいおるところでございます。

また、産業祭や運動会などイベントの開催時には、村民の皆様からの御要望を受けましたことから、臨時便を運行して利用いただいておるところでございます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 次に、フルデマンドについて伺います。

令和2年10月1日より、平日日中の運行形態をセミデマンドでスタートし、現在はフルデマンドで運行されています。フルデマンドは、利用者の予約に応じ運行経路や時刻を柔軟に調整する地域公共交通機関の運行形態であり、これにより千曲バス青木線の減便対応を講じていただいているところです。

運行当初は、予約するその方法がよく分からない、面倒だという声を聞きましたが、最近ではデマンドバスという名前も浸透ってきて、以前より気楽に利用される方も増えてきたのではないかと思います。

フルデマンドの予約の窓口やその方法について改めて伺います。

予約状況として月に何件くらいの予約があるのでしょうか。利用者は高齢者が多いのでしょうか。また、前年と比較して利用者数の変化はいかがでしょうか。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稻垣和美君） お答え申し上げます。

フルデマンドの予約につきましては、利用したい日の1週間前の午前9時から前日の午後5時までに電話にて御予約をいただいております。予約連絡をしていただいた上で運転手が行先や時間などを考慮して、順路を計画し運行している状況でございます。

昨年度の予約の利用者数の月平均は171.92人となっております。また、令和5年度の予約バスの利用者は1,876人、令和6年度は2,063人で、前年度比187人の増となっている状況でございます。

利用の方は60代以上の方が大半でございまして、その中にはもちろん免許を返納された方も御利用いただいております。また、中には村外から観光目的の利用客の方もいらっしゃるという状況でございます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 運用から5年が経過する中で、村民の皆さんへの認知度もアップしてきているように感じていますが、いかがでしょうか。

○議長（平林幸一君） 稲垣課長。

○参事兼総務企画課長（稻垣和美君） 宮澤議員からもお話がありましたとおり、直近でも村民の方が新規での御利用や、村外の方の利用も増えていると運転手からも聞いておりまして、認知は広がってきているものと捉えております。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 利用者や村民からの御意見や要望はありますか。例えば、土曜の運行や時間帯の延長、村外へも運行してほしい等いかがでしょうか。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稻垣和美君） 村営バス、とりわけフルデマンドバスの利用方法につきましては、時々担当者や運転手の方にお問合せをいただくことがあります、都度丁寧にお伝えをしております。

一方で、フルデマンドバスはドア・ツー・ドアのため高齢の利用者の方や、あるいは村外の観光客の方等から非常に便利で助かるといったお声をいただくことがあります。土日の運行、時間帯の延長、また村外への運行に関しましては、運転手の確保や費用対効果、法規制などの課題が多くあるものと認識をしているところでございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 今もお話をいただきましたが、現在の課題についてお聞きします。また、今後新規利用者を増やしたり、より利用しやすくするために何か検討されていることがあれば教えてください。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稻垣和美君） 先ほども申し上げましたとおり、フルデマンドバスの利用方法に関するお問合せ等をいただいたり、あるいは地域包括支援センターからの話を聞いたりする中で、利用方法をより分かりやすい形で周知していくことが、新規ニーズの掘り起こしにつながるのではないかというふうに感じております。今後も関係機関と協力しながら分かりやすい利用方法の周知を図ってまいりたいと考えております。

村民の皆様には、ぜひ遠慮せず、積極的に御利用いただきたいというふうに思っております。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございました。

定期路線とフルデマンドの2本柱で村民の足の確保を今後ともお願いします。

また、認知度がアップしてきている中でもなお、特に高齢者に分かりやすいように周知方法の検討や窓口ではさらに丁寧な対応をお願いします。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 2点目は、千曲バスについて伺います。

まず、青木線の運行状況について伺います。

先ごろ9月号広報と一緒に10月からの千曲バス青木線の運賃改正、ダイヤ改正や利用促進に向けてのチラシが配布されました。運行に関しては、千曲バス、上田市とも協力、連携し、運営に尽力していただいていると承知しております。

以下、3点についてお尋ねします。

千曲バス青木線の利用者数はいかがでしょうか。

村からの資金の投入状況はいかがでしょうか。増加、あるいは減少か教えてください。また、どのような課題がありますか。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 千曲バスの利用者の増加、減少、そして課題について答弁させていただきます。

千曲バス青木線は、令和6年度の輸送人員が約15万人と、コロナ以前の20万人を超えたところから大きく実態としては減少しております。コロナによる利用減の後や回復傾向でございましたけれども、令和6年度は乗務員の休息時間の確保に伴う減便で、再び利用者が減をいたしました。

この利用者減による収入も減少いたしまして、補助金を受けて令和6年度の実績でも約1,000万円の村の持ち出しとなっております。令和7年10月から国の新しい支援策によりまして、村の持ち出しは減少する予定でございますが、黒字になることはないというふうに思っております。

少子化によります人口減少が利用者の減少にもつながりまして、かつ物価高騰あるいは燃料費、人件費の上昇、こういったことが千曲バスの経営を圧迫しているというふうに思っております。

また、乗務員の不足で遅い時間の運行の難しさがあるわけでございまして、利用者増加に

向けた取組、あるいは利用者ニーズに応じた運行をどのように維持していくかが、大きな私どもの課題でもあります。

路線の維持のために、村民の皆さんにも年間5回は千曲バスを乗っていただきたいというようなことを、村民運動として大きくこれからお願いしてまいりたいと思っております。

千曲バスの課題といたしましては、働き方改革、運転手さんの不足、連続して運転時間を11時間空けなければならない、そういった課題でありますとか、もともと路線バスは赤字でございまして、千曲バスの会社の高速バス、貸切バス、観光バスでその穴を埋めていたという状況があるわけであります。運転手さんの高齢化、それから人数の減、乗降客の減、特に高校生が減っているという状況でございます。もちろん燃料費、人件費の高騰もあるわけであります。

今後の対策といたしましては、利用者のサービスを増やしていくかなければならないわけでありますけれども、千曲バスさんだけにお願いするわけではなくて、行政としても上田市と協働しながら支援策をしっかりと努めて、千曲バス青木線の運行の確保を今後も死守してまいりたいと思っております。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 今北村村長さんからも日頃から話されていますが、千曲バスの積極的な利用について村としても具体的に取り組み、村民も積極的に利用していくことが必要だと思います。

例えば、利用回数により得点をつけてはどうでしょうか。村民1人が年5回ぐらいの乗車を目標として5回から10回の利用者についてはくつろぎの湯の無料券、これは家族の利用も可、20回以上の方には地域消費券1,000円分を贈呈するとか、また、バスを使おうキャンペーンとして乗るたびにポイントたまり、買物券と交換できる等々、実現できるかどうかはさておき、村民から広くアイデアを募ってみてはいかがでしょうか。

また、利用者増加のために村内の応援団体によるノーマイカーデーの設置はいかがでしょうか。小中学校、役場、商工会、JA等々の御協力をいただき、年2回ぐらい各団体の各課、各部署ごとに利用を促進する、そのような工夫はできないものでしょうか。現在考えていることがあれば教えてください。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稻垣和美君） それでは、お答えいたします。

千曲バスの青木線につきましては、御案内のとおり青木村と上田市をまたぐ地域公共交通

機関でありまして、この路線を維持、存続していくことが、何より地域住民から求められていることであるというふうに認識をしております。

そのためには、今、議員さんからもありましたとおり、ふだん自家用車等を利用している方も含めた多くの村民の方に千曲バスを利用していただくことが大変重要でございまして、利用促進運動を北村村長が先頭に立って、この広報あおき9月号では千曲バスの現状について皆さんにお知らせをした上で、地域公共交通をもっと利用し、存続していくためには、住民1人当たり1年に5回、千曲バスを利用しましようと呼びかける特集を掲載したところでございます。議員の皆さんにも率先して利用していただきながら、ともに村民への乗車PRをお願いしたいと存じます。

また、9月号の全戸配布の文書の中でも、千曲バスではチケットQR、これまでカード、それからアプリと両方ありますけれども、従来10%のプレミアムを20%のプレミアム率に上げるというような取組をしてございます。例えば、5,000円分を買うと6,000円分利用できるというようなことになっておりまして、大変お得なチケットでございますので、こういったものも活用していただきながら、ぜひ利用を促進していっていただければと思います。

ただいま宮澤議員からたくさんのお提案をいただきました。そういったことも参考にしながら、引き続き上田市、また千曲バスと緊密に連携しながら利用促進策等を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございます。

今言われたように、千曲バス青木線の存続ため、村もこれまで様々な取組を実施されてきました。なくなつてからでは遅い、今考え、実行するときでないでしょうか。

次に、千曲バス青木線の減便により、令和6年4月より新たに運行開始となった上田駅線について伺います。

現在は平日の夜、青木発19時30分発で上田駅温泉口着、折り返しは20時25分発の往復1便で、上田市内での乗り降りはできず、利用者は村民に限定されているとお聞きしています。上田市内の高校へ通学する学生の保護者には迎えに行かれない方もいる中、適切な対応をしていただいていると思います。

運行開始から1年半近くになります。利用状況はいかがでしょうか。また、千曲バスの減便をカバーできているのでしょうか。今後の運行の見通しは、変更等検討されていることが

ありますか。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稻垣和美君） まず、利用状況といたしまして、令和6年度の年間利用者数を便別に見ますと、上田駅行きは12人、青木行きは1,066人で、青木行きでの1便当たりの利用者数は4.4人と比較的多く利用していただいております。

これまで運行を開始した後に千曲高校生の利便性向上を求める要望を受けまして、三ツ角バス停から乗車できるように変更いたしたところでございます。また、しなの鉄道との乗り継ぎを考慮し、令和6年度のスタート時は上田駅20時20分発でございましたが、しなの鉄道のダイヤ改正に併せまして、令和7年4月7日から20時25分発に変更するなど、利用者に寄り添った柔軟な対応をしてきているところでございます。

ただ、これだけで利用者の減便を全てカバーできているとは考えておりませんので、引き続きまして千曲バス株式会社に対しまして、上田市とともに夜便の復活をお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 千曲バスの減便については、いろいろありますが、運転手不足が大きな要因であるということです。今後もこのような状況が続くことが懸念されます。そして、それは高校生や高齢者を含む自家用車を持たない村民の通学、通院、塾通い等に深刻な影響を与えます。高校生については、定期券購入時の補助制度で応援いただいているが、今後も持続可能な方法を検討し、村民の日常生活をしっかりと支え、守っていただきますようお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 3点目は、関連する案件として、村の高齢者等運転免許自主返納事業について伺います。この事業について内容を教えてください。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稻垣和美君） この事業につきましては、運転に不安のある高齢の方などに運転免許証の自主返納を促すことによりまして、自動車等の運転による交通事故の抑制を図るため、自主返納を支援することを目的とするものでございまして、運転免許証を自主返納されました65歳以上の方に対して一律1万円の支援金をお渡しするものでございます。

また、警察署では、免許を返納していただいた際に村への支援金申請用紙もお渡ししていただいておるところでございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 今説明いただきましたこの事業の利用状況について伺います。

また、年齢の分布はいかがでしょうか。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稻垣和美君） 直近の利用状況としましては、令和5年で12件、令和6年に17件、令和7年は8月末現在で8件の方に御利用いただいているという状況でございます。

年齢の分布としましては、80代の方が最も多く約60%、次いで70代が約22%、90代が約16%、60代の方は約2%という状況でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 高齢者による交通事故を防ぎ、高齢者をも守るために免許の返納について進められてきました。一方で、免許返納により日常生活では病院やスーパーへのアクセスが難しくなる、趣味や社会参加の機会が減ってしまう、買物に出かけにくい等々の変化が考えられ、仕事で忙しい家族への遠慮、人頼みも気を遣うなどの問題も起きてきてています。自由に動けないことへのストレスや外出の機会が減ることで、家に閉じこもりがちになり、ひいては生活不活発による要介護、認知症のリスクも心配されます。

7月10日の信濃毎日新聞ルポルタージュには、「免許返納には覚悟がいる、どこかのタイミングで現在の生活を捨てる覚悟をしなければならない。それが交通事故の加害者になることを防ぐことになる」と免許返納した方の言葉がありました。また、別の返納された方の家族は、日常のちょっとした手伝いや買い物支援をはじめとした生活支援についての対応が必要と話されていました。

移動手段については、利用できる福祉サービスは間口が狭く、ハードルが高い課題であると承知しています。県内では、返納者にタクシー券による補助や公共バスの無料利用の制度を取り入れているところもあるようですが、利用状況は思いのほか伸びていない状況であるようです。

免許返納後の移動手段の一つとしてシニアカーや電動自転車の利用があります。現在は購入に関する補助はないとお聞きしていますが、現行の補助事業に加えることを検討してはいかがでしょうか。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稻垣和美君） お答え申し上げます。

いわゆるシニアカーにつきましては、1台当たり10万円くらいから40万円くらいまですると。幅広い価格帯で販売されているというふうにお聞きをしておりますが、購入後にどのくらいの期間利用されていらっしゃるのか、利用頻度はどのくらいあるのか、そういうしたことについては把握しておりません。

中には、購入はされたものの、あまり利用せず乗らなくなってしまったという例もあるというふうにもお聞きをしているところでございます。

シニアカーには民間事業者によるレンタル事業もございまして、要介護2以上の方は、本人負担1割で利用することができるというふうにお聞きをしておりまし、また、介護認定のない方でも、月7,000円程度でレンタルの利用ができる事業者もあるようですが、まずは実際に乗ってみて、使い勝手や安全性などを確かめていただくのはよいのではないかと思いますけれども、現時点で村としてここに対する補助は考えておりません。

村と安協青木部会では、安全に利用していただくために、シニアカーや電動車椅子の講習会を開催しておりますので、ぜひお持ちの方、あるいは今後検討されている方は積極的にご参加をいただきたいというふうに存じます。

電動自転車に関しましては、年齢的なこと、または村の地形などを考慮しますと、あまり利用は期待できないのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございます。

この後、多分これ重複しますがよろしくお願ひします。

補助事業のほかに返納後の行動を狭め生活の質を維持するための手だてはないでしょうか。その対応は高齢者支援にもつながるのと考えます。村での生活支援の現状や検討されている対策がありましたら教えてください。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、村における、高齢者等における生活支援についてお答えいたします。

高齢者世代の要介護支援者等が医療機関を受診する際に、家族による送迎ですとか、公共交通機関等での通院が困難な場合には、輸送用車両等を利用して送迎を行う外出支援サービ

スを行うとともに、また社会福祉協議会では、車椅子対応の福祉車両の貸出しも行っております。

また、外出支援以外では、生活の質を維持するために移動販売車や宅配サービスの利用促進、朝・夕食1食380円程度の安い値段の配食サービス等を実施しております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 御答弁ありがとうございました。

大変な、重要な課題と思いますが、対策については他市町村の対応を参考に、関係機関と連携しながら青木村の現状に即した支援策について検討していただくようお願いし、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員の一般質問は終了しました。

◇ 宮 入 典 子 君

○議長（平林幸一君） 続いて5番、宮入典子議員の登壇を願います。

宮入典子議員。

〔5番 宮入典子君 登壇〕

○5番（宮入典子君） 5番、宮入典子でございます。

今回質問したいということで、通告をいたしました件2件につきまして質問をしたいと思います。

まず、質問いたしますと、関係担当の皆さんにはまた御返答いただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

まず、最初に、男女共同参画の推進についてお伺いします。

今年3月、第5次青木村男女共同参画計画が策定されました。この計画は、平成15年に第1回の青木村男女共同参画行動計画が策定されてからもう22年たちました。その間男女共同参画を進めていただいたわけですけれども、その成果と課題についてどう捉えているか教えていただければありがたいと思います。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

村では令和7年度から令和11年度までの5か年間を計画期間とします第5次青木村男女共同参画計画を令和7年3月に策定し、男女共同参画社会の推進に向けた取組を行っております。

第1次計画から政策、方針、決定過程への女性参画の拡大という基本目標を設定し、村の審議会、委員会等への女性の比率を高めることを目標としてまいりました。その中の数値目標の一つに、村議会議員への女性比率向上がございます。令和元年度作成の第4次計画から、それまで1名でありました女性の村議会議員を1名から2名とすることを数値目標としてまいりましたが、未達成の状況が続いておりました。しかし、令和7年4月の選挙におきまして4名の女性議員となり、計画目標を大きく上回りました。

また、村の委員会、審議会等への女性の参画状況も、例えば民生児童委員につきましては、平成28年度の女性委員11名から現在は15名と、これも今までの取組の成果であると考えております。

一方で、同じく数値目標としております自治会長につきましては、今現在ゼロ名でございます。区の中で区長に限らず、地区の役員等を女性が担う等、地域活動における性別の役割分担意識の払拭をしていくことが今後の課題であると認識しております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮入議員。

○5番（宮入典子君） 村民の意識調査を実施し、村が取り組む施策と村民の皆さんに取り組んでいただきたいことを併記して、分かりやすい計画になっていると思います。

意識調査からは、地域社会や社会通念、慣習などで、男は仕事、女は家庭といった固定的役割分担意識がまだ残っております。それで生きにくさを感じているという女性も多く意識調査の中ではあったように思います。

この計画を村民の皆さんにどのように周知していくかお聞きしたいと思います。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

男女共同参画計画の周知につきましては、前計画であります第4次計画のときも広報紙に計画の概要等を掲載し、村民に周知を図ってきたところでございます。

現在の計画でございます第5次計画におきましても、6月の広報紙に計画全体の骨格について掲載をしたところでございます。今後も計画の施策体系ごとの内容につきまして、継続的に広報紙に掲載する等住民の皆様に周知を図っていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮入議員。

○5番（宮入典子君） 村民の皆さんに理解していただかないとこの計画は進んでいかないと
思うんですが、昨年、今年と県男女共同参画センターあいとぴあの公開講座を公民館主催の
成人講座としてパブリックビューイングでやっていただきましたけれども、とても参加者が
少なかったです。とても残念でした。また、まだまだ男女共同参画ということに関して、村
民の意識というのがあまり増えていないかなというふうに思って、とても残念に思ったとこ
ろです。

それで、男女共同参画という問題は、1回の講座を開催しただけではちょっと難しいかな
と思うんです。昨年も1回成人講座で県の男女共同参画センターの成人講座をやっていただき
ました。これは1回だけの講座ではなくて、やはり系統立てて何回かやっていただくよう
な、そういう成人講座に取り組んでいただくことはできないでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小林公民館長。

○教育次長兼公民館長（小林宏記君） 昨年、今年と長野県男女共同参画センターのフォーラ
ムには、女団連や女性の会の皆さんにも御参加をいただきました。男女共同参画は重要なテ
ーマと認識しております。これからも大切に考えていきたいテーマではありますが、一方で、
一つのテーマだけを取り上げシリーズ化することは、公民館活動の内容が多岐にわたる中で
は難しいかなと考えております。

しかし、今年の12月には人権講演会の開催を計画しておりますけれども、この中で男女共
同参画の話題を織り交ぜて講演をしていただくよう考えております。

このように、扱うテーマによっては男女共同参画に触ることはできるかと思いますので、
計画段階で考えてまいりたいと思います。

○5番（宮入典子君） ありがとうございました。

やはりこの問題は、1回きりですとなかなか浸透しないんです。なので、できれば系統立
ててやっていただければありがたいと思います。

○議長（平林幸一君） 宮入議員。

○5番（宮入典子君） 次に、第4次青木村男女共同参画行動計画の目標の一つに、さつき課
長さんからもちょっとお話をあったように、区長に女性を登用するというのがありました。
確かに第4次では1名女性の区長を出すというような計画だったんですけども、なかなか女
性を区長にというのは、まだちょっと早いかなと思います。

というのは、地域の中ではやはり慣習で、男性の中で回り順番みたいにして区長さんをやっておいでるという区が多いような気がいたします。しかし、いきなり女性を区長にと言つてもまだまだ大きな問題がありまして、1つは、女性が区の仕事を知らない、区の仕事に関わることがあまりない、特に区の運営に関わるところに女性が入っていないので、じゃ、区はどんなことをやっているんだろうかということが女性には分からぬという点があります。

ですから、できれば区の運営の部分に女性を2人ぐらい、1人ではなかなかできませんので、2人ぐらい入れていただき、いわゆる区の仕事を学んでいただき、そこで一緒に区の仕事をやってみる、それは女性だからといってお茶出しを率先してやるというんではなくて、区の運営の中に女性を入れていただきたい。これからは区の運営にも女性の声が入っていくということがとても大事な時代になってきたんじゃないかなというふうに思います。

特に災害が起こったりとか、それから、これから高齢者の多くなってくる中で、どういうふうに地域を維持していくか、フォローしていくかというところもありますので、ぜひ、運営に関わるところに女性の役員さんを2人、いわゆるクオーター制でも役割分担をしていただきて、そこから女性を区の中の仕事に位置づけていくということを検討していただくことはできるでしょうか。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問いただきました区長に女性を登用という御質問の中で、運営に関わる女性役員を2人という、今、宮入議員から御質問ありましたその運営方法について、必要性について、全く私もそのとおりだというふうに思っております。

御存知のとおり、今村内には12区のうち女性の区長さんはいらっしゃらないわけであります。村では区長会を通して区長さんにそういう区の役員に女性の登用を、いきなり、御質問にもありましたように、区長さんではなくて役員の中に入れてほしいというお願いを毎回区長会にはお願いをしておりますが、御案内のとおりの実態でございます。

区の役員には、区長さん、分館長、実行組合、衛生委員などあります、ほかにも区によつては分団長とか氏子総代、そういった区独自の役員、役職もあるわけでございます。今年度、令和7年に区の役職に就いておられる女性の方は、分館主事1名、実行組合長3名、衛生委員2名、育英会長に1名の状況でございます。

区長さんはじめ、区の役職にもっと多くの女性が就いていただくためには、区からの働きかけはもちろんでありますけれども、一つは家庭での話し合いというのは必要だろうというふうに思います。それは、男性と違って女性が家庭の中で行う役割というのがあるわけでござ

いますので、そういった家庭の協力も必要だろうというふうに思います。

区から自治会活動の内容や意味を十分に、御質問にもありましたように、区民の皆さんにお伝えしていただくことは、大切な取組であると考えております。

もう1つ、平日の昼間だとか土曜日ならば大丈夫だとか、あるいは活動時間も柔軟に対応できるような仕組み、そういったことを区によってつくっていく、構築していくことも必要だろう思っております。中でも、宮入議員御質問のクオーター制もそういう中での検討の一つだろうというふうに思います。

いずれにいたしましても、自治会活動は区の自主的な取組が基本でありますので、体制整備を含めて区長さん等と相談しながら、まずは区の役職に一人でも多くの女性の役員をという積み重ねをし、その結果として、御質問のように区長さんが誕生する、増えていく、そういった取組をまずしてまいりたいと思っております。

○議長（平林幸一君） 宮入議員。

○5番（宮入典子君） ありがとうございました。

やはりこれは区のほうでも積極的に考えていただくのも大事ですけれども、女性のほうも積極的に勉強して、区の中の仕事というのを理解しながら参画していくということも大事かなというふうにも思いますが、その一段階として、女性がそういうことを知っていくということが大事かなというふうに思っています。

今村長さんからもありましたように、家庭の中から男女共同参画を進めていくということもとても大事なことではないかなというふうに思っています。

○議長（平林幸一君） 宮入議員。

○5番（宮入典子君） それでは、2番目の質問をいたします。

女性の人権と性教育についてお伺いします。

今年4月、16歳の少女が自宅で出産しました。赤ちゃんが亡くなるという痛ましい事件が起きたことは、皆様も新聞で御存じかと思います。少女が陣痛という苦しみとお産の苦しみを一人で乗り越えたかと思うと、出産を経験した私としてもとてもつらいものがあります。

しかし、痛みと苦しみの後に、生まれてきた赤ちゃんをどうしたらいいか分からないということがあったので放置してしまった。それで結果的に赤ちゃんが亡くなったというような事件でございました。

この事件は、少女にとっても一生消すことのできない事実として残って、今後の彼女の人生には大きな影を残すことだろうと思います。もし、そこで赤ちゃんが生きていたとしたら、

その16歳の少女はどうやって育児をしていくんでしょうか。とても大きな問題があるかなと思います。

まず、その前に妊娠かなと思ったときに相談する人はいなかつたんでしょうか。それから、もっと早くに医療機関にかかっていれば、こんな悲しい事件にはならなかつたんではないかと思うととても残念です。

ところで、今学校では、生理とか体について養護教諭とか担任の先生に生徒さんからどんな相談を受けているでしょうか、お聞きします。

○議長（平林幸一君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　小学校、中学校ともに年に10件ほど相談があると報告を受けています。

いずれも生理に関してで、体育の授業をどうしようかとか、生理痛による体調不良に関する相談ということありました。

○議長（平林幸一君）　宮入議員。

○5番（宮入典子君）　県では、「にんしんSOSながの」というのを立ち上げまして、24時間の体制で相談をメールとか電話で受けています。この近くでは、上田敬老園でやっていますうえだみなみ乳児院で担当しています。そこの相談の担当の先生にお聞きしたところによると、2024年1年間で237人の女性が相談を寄せたそうです。

相談理由は、生理がない、避妊に失敗したというのが多くあったようです。そのうち妊娠していらっしゃる方では12週、4か月までいかない方が16.5%、中には妊娠22週、もう7か月というと、お腹の中では立派な人間として成長しているという段階の人が6.3%あったようです。

やはり相談してくる女性は、妊娠の不安とか、中絶に関する相談、それからDV、配偶者からの暴力、それからレイプなどの相談もあったようです。いずれの場合も、望まない妊娠は女性の人権を踏みにじるものです。

また、相談者の年齢は15歳から19歳が64人、27%、20歳から25歳が39人、16.5%、中には15歳未満が4人、1.7%と低年齢化しているというお話です。

相談上で課題は、子供の一番身近な学校現場で正しい知識を広げていただくことが大事じゃないかというふうに相談担当した先生はおっしゃっておりました。ちなみに、15歳というのは中学生です。中学生で妊娠の心配があるということは、やはりもっと若い時期から性教育についてしっかりとやっていかないと、中学生で妊娠なんてことになったらとても大変な

ことです。なので、これからしっかりと若い時期から性教育をしていく必要があるかなとうふうに思っています。

中学校では、性に関する指導手引きみたいのがあるとお聞きしましたが、実際学校ではどのくらいの性教育がなされているでしょうか。

○議長（平林幸一君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　中学校では、今お話のあった県教育委員会の性教育の手引きだけでなく、保健体育の教科書、それからDVD「小さな生命の詩」、写真絵本「赤ちゃんの誕生」「生んでくれて、ありがとう」というワークブックや小学館の授業プラン、妊婦体験用モデル簡易型など、様々な教材を基にして、体の変化や性情報への対応、性被害から自分を守ることなど、異性への尊重と同時に危険情報への対応について学んでおります。人権教育、家庭科、特別活動の時間で年間で5時間程度実施しております。

○議長（平林幸一君）　宮入議員。

○5番（宮入典子君）　ありがとうございました。

次に、2021年に文部科学省と内閣府男女共同参画局から「命の安全教室」を進めるということで通達が出ていたかと思います。内容は、保育園、小学校、中学校、高校などで自分を大切にすること、水着で隠れるところは人に見せても触られてもいけない、自分の命も人の命も大切にしましょうということを学ぶ内容になっています。

青木村では、保育園から小学校、中学校の連携会議があると聞いております。その中で青木村独自の一環した性教育の在り方を検討することはできませんか。お伺いします。

○議長（平林幸一君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　今お話があったように、青木村では、保小中一貫教育を行っておりまして、その一つの活動として、保育園、小学校、中学校、教育委員会、住民福祉課で幾つかの委員会を設けて1年間活動をしています。その委員会の一つに保健委員会があります。養護教諭や栄養士、村の保健師、教育委員会事務局が委員になっていますので、今お話のあった青木村の性教育の在り方についてを検討議題の一つとしていくことは可能だと考えています。

その中で指導内容の検討や情報共有、村に向けた広報は可能だと考えていますので、今後検討議題の一つとして提案をしてまいりたいと思います。

○議長（平林幸一君）　宮入議員。

○5番（宮入典子君）　ありがとうございました。

次に、子供の教育では家庭における教育がとても大事だと思います。親子で学ぶ性教育、命の学習を社会教育の一環として、教育委員会と学校が合同の研修会を開くというようなことはできますでしょうか。

○議長（平林幸一君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　デートDVについては、人権教育や保健、道徳の授業で考えたり学んだりすることができると考えています。一方で、指導する内容は、人権感覚につながるものなので、デートDVのみを取り上げるということではなくて、自分と相手を大切にするという基本的な学びとして指導していきたいというふうに考えています。

中学生としての段階でこういう学びを行うことで、高校や大学における学習につなげていきたいと考えております。

○議長（平林幸一君）　宮入議員。

○5番（宮入典子君）　ありがとうございました。

今法務省では、人権擁護委員活動の一つとしてデートDVの防止という人権啓発をしております。それらと一緒にやっていかれればいいかなと思いますので、各方面と連携をとりながら、やはり中学生のときに妊娠をするとかいうようなことがないように、これからやっていかれればいいかなというふうに思っておりますので、ありがとうございました。

私の質問は以上でございます。

○議長（平林幸一君）　宮入議員の一般質問は終了しました。

◇ 塩澤敏樹君

○議長（平林幸一君）　続いて7番、塩澤敏樹議員の登壇を願います。

塩澤議員。

〔7番　塩澤敏樹君　登壇〕

○7番（塩澤敏樹君）　議席番号7番、塩澤敏樹です。

通告書に従いまして、大項目3つ、一問一答にて質問させていただきますので、御答弁よろしくお願いいたします。

まず、最初にでありますが、この2学期から小中学校で1人1台のタブレットというか端末が新しくなりました。Chromebookが入り、使い始めでありますので、多少の小

さなトラブルはありますが、とても立ち上がりが早くなり、さくさく動くようになったと大変好評であります。また、自分も手に取ってみると少し軽くなった感じもして使いやすいものが入りました。

これは、2019年度から文科省主導で行われていますG I G Aスクール構想で、児童生徒向けの1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化をさせた創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させる構想であります。

でも、このG I G Aスクール構想が実現した後に訪れる状況のことを総称してアフターG I G Aと呼ぶことがあります。一口にアフターG I G Aといっても、そこで語られているのはインフラの整備やセキュリティ問題など、G I G Aスクール構想を進めていく上で表面化してくる課題や問題点の数々であります。

学校のセキュリティ対策の遅れによる個人情報漏洩等の事案が懸念される中、情報を保護するために環境整備が急務であると言われています。これらの問題に取り組むための対応策が求められています。

文部科学省は、児童生徒の個人情報保護のため、学校における教育情報セキュリティポリシーの策定を求めています。セキュリティポリシーには、学校内の情報の重要度を仕分けして管理方法を規定すること、メールでウイルスを送りつける標的型攻撃への備え、情報漏洩等の対処方法などを盛り込む必要があるとされています。文科省のこのセキュリティ情報ポリシーに関するガイドラインというのは、文科省が出され、何年かに随時更新されております。

近隣の自治体のお話を聞くと、上田市では今年度中にきちんとしたものを整えるということでありました。また、小諸市では、職員が使っているものを学校で対応できるようにしていくと、坂城町はこれからつくっていく予定、長和町は学校に任せているということでした。

そこでまず、青木村でこのセキュリティポリシーの策定状況についてはどのようになっているのかお伺いします。まだのようでしたら、今後策定の予定についてお伺いします。

○議長（平林幸一君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　小学校では、タブレット使用時の約束がありまして、それが守られるように指導しております。また、今回タブレットが新しくなったことを受けて、全校児童にもう一度約束を確認していくことになっております。さらに、教育委員会としては、今お話をあったように、つくらなければいけないということで、学習用Chromebookの

利用規定及び同意書を作成しました。小学校ではこの同意書を家庭に配布して、保護者にサインをしていただくようにして、保護者に向けても利用のルールを守ってもらうようにしたいと考えております。

青木中学校は、一昨年度生徒主体で作成したChrome条例という使用上のルールがあります。毎年4月のオリエンテーションでその内容を紹介し、生徒が自主的に順守できるよう指導しています。また、そのChrome条例は教室にも掲示されておりまして、いつでも確認できるようになっています。

教職員についてはセキュリティポリシーが決まっておりまして、4月当初の職員会で確認しております。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） 青木村では、このセキュリティポリシーの策定が行われているということでおよろしいでしょうか。

○議長（平林幸一君） 倉掛教育長。

○教育長（倉掛英明君） そう考えております。

○7番（塩澤敏樹君） ありがとうございました。

セキュリティポリシーには学校内の重要度の仕分け、それからあと管理方法、USB等のあれです。メールウイルス等の標的型攻撃型への対処等についてのきちんとしたものを文科省でいくと相当分厚いポリシー的なものがありますので、またそこら辺も確認していただければと思います。

セキュリティポリシーについては、今の時代、大変進んでいくことによって、文科省でも随時更新をしているところでありますので、また見直し等もしていただき、そのときに合ったものをどんどん出していただければと考えてあります。全国では、約5割ほどしかまだつくられていないという状況のようありますので、思います。

SNSトラブル、それから誹謗中傷、ネット依存など、端末使用についてもリスクが大変ありますので、その対策でありまして、子供たちには今言われた使い方だけではなく、使う姿勢を教える情報モラル教育が重要であると考えますので、よろしくお願ひいたします。

次に、端末の持ち帰りについてですが、2023年7月に教育ICT関連4団体が国に提出したGIGAスクール構想の着実な継続に向けた提言には、全ての小中学校で端末持ち帰りと家庭や地域社会と連携した遠隔オンライン教育が可能となるハイブリッド型の学習環境整備との政策提言が含まれ、平常時からの端末の持ち帰りが可能となる学習環境の整備を求める

ています。

持ち帰りのことについて周りの自治体にお聞きしますと、学校の判断で、また、学校のルールで持ち帰りが行われているとお聞きしました。そこで、村では、児童生徒の持ち帰りについて、小学校ではどのようにになっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（平林幸一君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　小学校では、今新しいタブレットになったことで、今後検討を行ってルールづくりと環境整備を行っていく予定であります。

中学校では5年前にタブレットの導入後に、必要に応じて教師に申し出た上で、収納棚に持ち帰り簿に丸をつけるということで、いつでも持ち帰りが可能としております。生徒自らがルールを決めたということで持ち帰りをしてよいことにしました。コロナ禍では自主学習に役立てておりました。現在は生徒会役員が計画を立てる際に持ち帰ったり、長期休業中の課題に取り組むために持ち帰ったりしております。

○議長（平林幸一君）　塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君）　大変軽くなって持ちやすいというか、カバーもついているといいますか、表面だけじゃなくなつたのでいいかと思うんですが、これからも小学校でも持ち帰りが可能になっていくということでありました。

OECDが実施した調査では、日本の子供たちは海外と比較して家庭での余暇でICTを活用する割合が高いということですが、ゲームや動画視聴など、学習とは直接関係の少ない余暇での活用は、他国と比べて大変高いようあります。

一方で、家庭で学習に必要な情報を検索したり、調査したりすることをまとめたりするなど、学習でICTを活用する頻度は他国と比べて極めて低い結果のようあります。家庭では、情報端末などを活用した学習が十分ではなく、情報端末を授業の学習場面で活用していく、家庭や地域での日常の学習ツールとして活用できていない現状もあるようあります。

子供たちが自分で判断して情報端末を持ち帰り、自分で学習内容は学習方法を決めたりするなど、主体的な学習の学びの中で活用していくことが求められています。子供たちの主体的な学びにつながる活用が進むようにこれからもしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

さて、次ですが、近年i-フィルターのセキュリティの外し方など、YouTubeでの動画もあるようあります。えらい前ですが、自分もパソコンクラブのところに行ったら、セキュリティを外して音楽をダウンロードしていたりとかなど、いろいろしている子

供たちもいました。パソコンクラブの子供たちは、そういうことにたけているということです。タブレット教育の可能性に期待していく反面、タブレット、子供たちにとっても大変魅力的なＩＣＴ機器となります。学校では当然モラル教育も行っていますが、自由に使いたい衝動をあおるような情報もあふれている現実もあります。セキュリティを強化しても、子供たちの中には大人よりもたけている場合があって、いたちごっことなるとなることが否めません。教育現場としても悩ましい現状であると思います。

そこで、セキュリティを児童生徒が解除した事例の件数とどうやってそういう状況を把握して、どのような対応をされているのかお伺いします。

○議長（平林幸一君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　小学校、中学校ともに不正ログインですとか、セキュリティを解除するという事例については、今のところ把握はしておりません。一方で、不適切なサイトへの閲覧は、フィルタリングで制限をしていますが、適宜教職員が子供たちのアクセス状況をチェックして指導を行っているという状況であります。

○議長（平林幸一君）　塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君）　具体的な何かそういう問題があったとか、そういう報告は教育委員会に上がってきたのでしょうか。

○議長（平林幸一君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　今言ったように、不正ログインとかセキュリティ解除のようなことは聞いておりませんが、生徒指導上の問題として、不適切なサイトへの閲覧というのは1件報告がありました。

○議長（平林幸一君）　塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君）　そういう場合への対処の仕方、生徒への指導の仕方というものがこれからその子供だけではなく、全校生徒への指導というのが大切になってくると思います。そういう事例を捉えて、適宜生徒児童へのこれからもお願いしたいと思います。

学校は以前より多くの個人情報を有するデータベースを有する施設であります。情報漏洩の事故が起こりやすいと思います。GIGA環境の整備には、これからもセキュリティ対策をしっかりとお願いします。

さて、次でありますが、このような端末が学校の中に入ってきたました。それについて、タブレットの導入の成果と課題についてどのように捉えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（平林幸一君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 成果としては、個別学習や共同学習が進んで、探求など新しい学びが広がったことによって、学びの多様化が図られたということがあります。例えば、英語の学習で音読練習を自分のスピードに併せて繰り返し再生することができたり、調査学習がその場で瞬時に行える、そういうメリットがあると思います。

次に、休校時もオンラインで学習が可能になったことがあったように、いつ、どこでも学習を継続することができるということになっております。また、児童生徒、教員ともにＩＣＴのスキルが向上したことによって、情報活用能力が本当に向上したというふうに思っています。

また、生徒会で、これは中学校なんですが、議案書をデータ配信することによって、何百枚という紙の印刷が不用になるというＳＤＧｓにもつながった事例がございます。

課題としては、子供たちがインターネット情報に頼ってしまうようになっている、そういうことがあるんじゃないかな、それから、子供たちに情報モラルをしっかりと持ってもらいたいという点があると思います。

また、指導に関していうと、教員に高い資質が求められるようになってきた、それも一つの課題かなと。先生によってはちょっと苦手な方もおられるんじゃないかなと、過大かなと思っています。

しかし、いずれにしても子供たちは、今後将来、社会に出たときに1人でコンピューターを2台も3台も操るような、そういう使うことが当たり前のような社会に巣立っていくことになるために、ＩＣＴの利用については、タイピングも含めて十分利用できる、そういう力を育てていくことが最も重要であるというふうに認識しています。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） ありがとうございました。

子供たちの学習意欲が上がっていくとか、本当に個々に応じた指導ができている。子供たちの興味が上がってきてるんだと思います。同時に、職員、我々年代世代や一世代ぐらい前の世代の人たちは使いこなせないというところもあって、ＩＣＴをフルに活用することができない職員も結構いるのかなということを感じています。

ともかく、子供たちの、先ほど言いました、情報に頼り切ってしまう、情報のリテラシー、そういうものも含めてまたこれからも指導していただきたいと思います。

さて、先日、議会議員研修で生成ＡＩについての研修を受けました。大変生成ＡＩの進化の早さに驚いているところですが、文部科学省では、令和5年7月に初等中等教育段

階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドラインが制作されました。これからの時代は生成AIに使われる人間になるのか、生成AIを使いこなす人間になるのかが問われていくのだと思います。10年後はAIを使いこなさないとやっていけない時代になっていくのではないのでしょうか。

生成AIのメリットは、先ほどのタブレットのあれと同じように、生徒一人一人にあわせた学習を提供できることです。従来の教育ではどうしてもクラス全員に同じ内容を同じペースで教えることになりがちでしたが、しかし、生成AIを使えば、生徒の理解度や学習進度、興味関心に併せて問題の難易度や内容、解説の仕方などを調整できるようあります。近隣で聞くと、小諸市では、先生方から英語の授業で使いたい、それから行事などで教職員が使いたいという要望があり、市の生成AIのガイドラインをつくってから導入をしていきたいということでした。

青木村において生成AIを取り入れた授業実践については、これからどのように考えるかお伺いします。

○議長（平林幸一君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　今お話があったように、文部科学省から生成AIの利用についてというガイドラインが策定されたところであります。

現在青木小中学校ともには、まずは児童生徒の学習に活用しているという実態は見られないということであります。しかし、今後は有効な利用法を探って、学習に生かしていくことが求められるというふうに考えています。

一方で、教職員の仕事上での利用は利便性が高いと思われますので、そのあたりから進めていくことが有効じゃないかなと思っています。先ほど同様、子供たちの将来のことを考えると、子供たちは生成AIを当然のように活用して生きる、そういう社会を生きていくことになるので、そのための準備は必要だなと考えております。

○議長（平林幸一君）　塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君）　学校の業務の中で使っていくというのは大変効率的だと考えています。全国の学校でも生成AIを活用した様々な取組が始まっているようあります。事例を見ると生成AIを使った授業展開等の事例なども載っています。それぞれの学校や地域の実情に併せて生成AIの活用方法を検討していくことが大切だと言われています。これからの時代に必要だと考えますので、先ほど教育長さんが言われたように、子供たちにも早くから活用できるよう、村でも導入の検討をよろしくお願ひいたします。

続いて……

○議長（平林幸一君） 塩澤議員、一般質問の途中ですけれども、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時35分でお願いをいたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時35分

○議長（平林幸一君） 休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） 次の項目であります、次に、地域防災計画と防災意識の高揚についてであります、先日の村の防災訓練、大変お疲れさまでした。

これまで大きな災害が幾度となく起きてきました。天災に人間があらがうことはできません。これまでの地震で多く教訓を私たちは得てきたはずです。しかしながら、今回の能登半島の地震の報道を見ていても、復興はまだまだ道半ばであります。避難所の状況においても非常に苦しい大変な状況で過ごされている方がおられました。そういうた避難所の状況を改善すべき点があるのではないかというふうに感じています。

村では、地域防災計画に従って訓練・避難体験が進んでいますが、地域の指定避難所以外というと、家の近くにある公民館とか集会所といったところのほうが、遠い避難所へ行くよりも近いところに行きたいと、避難したいという方のほうが多いと思うのです。そういうた環境整備というものは非常に必要ではないかというふうに思いますし、能登半島地震でも小規模な避難所というものは非常に点在していたわけです。そういうことで、やはり物資がうまく行き届かないということもありました。

青木村でも小規模な避難所とか公民館が点在しているので、そういう事態に備えて想定される事態だと思うのですが、そういう場合に公的支援というのが一体どこまでできるのかというのを想定しなければならないと思うのですが、青木村としてのお考えをお伺いします。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 災害時的小規模な避難所、公民館等への公的な支援について御質問い合わせました。答弁申し上げます。

まず、村の避難所の状況について答弁いたしますが、各区の公民館等16か所、収容人員は1,240人。さらに、文化会館などの9施設2,675人。その収容人員の合計は3,915人となっておりまして、今御質問のありましたようなことで関して言えば、ほぼ充足しているかなとうふうに思っております。

なお、形態は違いますけれども、ふるさと公園あおきで580人、総合グラウンドで900人等あるわけでございます。ラポートあおきの30人のお願いをしてございます。

能登半島の状況を見て思ひますのは、避難時の季節、夏なのか冬なのか、それから避難期間の長さ、1週間なのか1年にかかるのか。そういった長期化した避難場所が本来の公の、そしてその長期化した場合、避難場所が本来の施設として利用できるようになった場合、例えば学校なんか、様々な場所等が想定されるわけでございます。

能登半島の際には、2次避難所などのニュースも多くなりました。また、個人的にはいろいろな事情でその避難所に行かずに、自分で生活したいという方もいらっしゃったようございます。

まずは、特に大規模な災害時発生時直後などは、安否の確認でありますとか、食料品の支給、あるいは生活物資のお渡し、それから健康状況のチェックなどの理由で、村指定の避難場所を活用していただきたいというふうに思っております。避難所の大、小に関わらず公的な支援を精いっぱいしてまいります。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） よろしくお願ひいたします。

そう、最初に逃げるとすれば近くの公民館ということになるかと思います。その公民館にどのような備品が置かれていて、どのように使ったらよいのかということが分からぬといふものがあります。訓練、避難体験をしていただく中で、こういったことを知っていただき、地域の方等にでも必要であると考えます。実際その災害が起ったときに、自分はどんなように行動をしたらいいのか、自分は何ができるのかということを地域で考える、みんなで考へるということが非常に大切なんではないかと考えています。

そこで、公民館にある例えはそういうもの、備品のチェック、何が公民館にあって、自分たち逃げていくときには何を持っていけばいいのかというようなことを、そのようなことを地域みんなで考えることが必要であると思いますので、ぜひともそういうことを地域に語りかけていただき、地域の方の意識づくりをお願いしたいと、なかなか災害が起ったときに村の人たちが各小さな小規模の避難場所、避難所へ行くというのは難しいかと思いますんで、

地域の方々が動けるという状況をつくっていただきたいと思います。それは、ふだんからやっとかなければいけないことではないかというふうに考えます。

その避難所の設置等について、昨年の3月ですかね、能登半島地震が起きた後の議会のときに質問した中で、各避難所開設に当たり、初動対応ボックスが必要ではないかという提言をさせていただいたところ、村は選挙等で使用するボックスで準備してあるので、各避難所へ配備することを検討していると言われましたが、この初動対応ボックスの配備はどのようになったのか、まずお伺いします。

○議長（平林幸一君）　高柳防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（高柳則男君）　お答え申し上げます。

避難所への初動対応ボックスの設置につきましては、昨年3月議会で塩澤議員からの御質問にお答えする中で村でも検討を進めてまいりましたが、現状全ての避難所への設置にはまだ至っておりません。一方で、一部の区では以前から自主防災組織を立ち上げ、村主導ではなく自主的に初動ボックスを設置したところもございます。こうした取組は、地域の防災力向上にもつながっておりますし、自主防災組織の立ち上げをきっかけにこのような自主的な取組も可能となるということ改めて認識したところでございます。

各避難所の設営や運営は、地元住民の方々が中心となって初期対応をしていただくことが大切ですし、これからはこのような自主的な取組が非常に重要になってくると認識しております。各区長さんを通じ、自主防災組織の早期立ち上げのお願いを今後も継続する中で、御質問の初動ボックスの設置を含め、村もできる限り支援をしてまいりますけれども、まずは地元の皆さんのがボックスの設置を検討していただき、不足分は村が応援してまいります。そして、地元住民の皆様にも連携、協力をいただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君）　塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君）　ということは、前回のあれのときに各地に配備することを検討しているというのは、村ではその後で、まずは地域で設置しなさいというふうにしていくということでしょうか。

○議長（平林幸一君）　高柳防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（高柳則男君）　今お答え申し上げたとおりでございますけれども、できる限りの支援はもちろん村のほうでもしてまいりますけれども、

できるだけ地域の皆さん主導の下で、設置をしていただくという対応もしていただければということでお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） 村内で自主防災組織があるのは、1つの区だけですね、青木区だけですよね。そこが初動ボックスを作ったということですが、そういう、もしさうだとすれば、それをちょっと村内に広報していただき、こういうことがあってこういうものを作ったというものを出していただければ、また地域でも分かって作っていけるのかなという気もしますし、初動対応ボックスを村でという話だったんですが、今度は地域でということで、早めに地域の方々にあれすること。例えばその初動対応ボックスを地域でそろえる場合には、その予算的な援助というのは村から出るのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 高柳防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（高柳則男君） お答え申し上げます。

初動ボックスの中身ですけれども、例えばですが、筆記用具ですとか、そういった部類のあまり経費のかからないようなものも入っておりますので、できるだけ区のほうで御負担をいただきたいというふうに現状では考えております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） 分かりました。

またそこら辺の説明等も区のほうにしっかりとしていただければと思いますが、よろしくお願いいたします。

では、それに伴って、避難所、避難場所にも初動対応ボックスの配備をお願いしますということだったんですが、学校だとか、先ほど言った公民館はそれは各区でできますが、学校においても、各施設においてもそういうことが出てくるかと思いますんで、そういうのもまた学校で用意しろということになるんでしょうね、きっと。

その各公民館等で避難場所の設置については、各地区の役員さんがそう結局担うことになると思います。村は前回のその3月のときも、避難所開設時における役割ですとか流れを記載しました行動手順及びマニュアル等も作成をして、区長さんはじめ、区の役員さんの皆様と情報を共有するとともに、住民の皆様にもお示しできるように努めてまいりたいと思いますと言われましたが、この行動手順書及びマニュアルはどのようにになっているのか、お伺

いします。

○議長（平林幸一君） 高柳防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（高柳則男君） お答え申し上げます。

避難所開設時の行動手順書やマニュアルの作成につきましては、今議員おっしゃいましたように、前回御質問にお答えした際に、区長、区役員の皆様とも情報を共有し、住民へお示しできるよう努めると御回答申し上げたところでございます。

今現在、村のほうで地域防災計画の見直し作業を進めておりまして、その中で、避難所運営に関する規定ですとか、手順などを整理している段階でございます。この計画見直しに併せまして、実際に避難所運営で役に立つ行動手順書、マニュアルの作成なども検討しまして、住民の皆さんにも分かりやすい形でお示しできるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） これから、そのような策定が行われ、地域に出していくということでありますね。お伺いしました。早めにぜひともお願ひしたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。

その避難所、避難場所、一般的にこれ言うと、避難場所というのは、一時的に逃げるところであります、避難所というのは、その後、泊まってたりして生活していくような場所を避難所というふうに規定がされていると思いますが、避難場所から避難所に変わっていくということもあるわけですけれども、その公民館においても、区の役員さんは毎年変わっていますので、毎年そのマニュアルとかそういうことをやってかなきやいけないことになってしまいます。

ですから、区の中で自主防災組織があればいいのですが、ない地区では、防災管理者なり地区の防災責任者さんを決めていただき、避難訓練や避難場所の設置の際は、その方が責任を持って行うというような組織づくりをしていただくのがよいではないかと思います。ぜひ、各区責任者を決めていただき地区の防災組織づくりをお願いしていただければ、村から出るその行動手順やマニュアル等もその人が把握できれば一番はいいわけで、その人が何年もそれができるというふうになっていくと思いますので、ぜひともやっていただきたい。その中には、できれば女性の先ほど宮入さんお話の、女性の方が入っていただき、女性の観点から避難所の運営等の仕方を考えていただければと思いますが、よろしくお願ひいたします。

次であります。その避難所等に多くの方が集まりますと、やはりその村長が言われた気候的な問題というのが、先ほどありました暑かったりとか寒かったりというのがあるかと思いますが、いろいろな環境の変化というのがあると思うのですが、そこで、小中学校の体育館と村の体育館の快適性、空調等の担保についてお伺いします。

○議長（平林幸一君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　今年は夏休みが終わっても、まだまだ暑さが続いているとそういう状況であります。まずは小中学校で言うと、各教室や特別教室で空調を設置してあってよかったですなと思っています。また、今年は夏休みに子供たちが生活している児童センターの小体育館、遊戯室と言いますが、そこへ空調を設置し快適な環境で夏を過ごしてもらうことができました。

次の施策としては、今お話があったように体育館への空調の設置が、今後の課題であると思っています。一方で、小中学校と総合体育館へ空調を設置するとなると、これはもう多額の予算が必要になることが当然ながら一番大きな課題であります。そこで、現在大きな工事、今まで言われている大きな工事を行うんじゃなくて、新たな方式を採用して対応することができないか、勉強しているというところであります。今後、工法と予算、国の補助等を含めて、研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（平林幸一君）　塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君）　7日に石破総裁が災害時に避難所となる学校体育館へエアコン設置支援や暑さをしのげる公民館や図書館などの活用、つまりクーリングシェルターですか、について各省庁に指示されましたので、また補助金だとか、いろいろつくのかなというふうに期待してますんで、よろしくお願ひいたします。

地球温暖化でますます暑くなっています。避難された方の快適性の確保と関連死を防ぐためにも、また体育館の授業や部活動、学校行事なども児童生徒の熱中症対策としても、体育館での空調設備の必要性は極めて高いと考えますので、今小学校も休み明けプールができないので体育館での授業だったんですが、全てやめて、教室での授業に変えているというような暑くてできない、上の窓を開けるのも大変というような状態であります。大変子供たちの活動にも支障を来しているということですので、ぜひともこれから検討していただき、空調についての検討をよろしくお願ひいたします。

次に、村民の防災意識を高めることについてですが、役場に防止グッズや避難所備品等を展示することで、村民の防災意識を高めるための対策となるのではないかと考えます。そ

いうことについてのお考えをお聞きします。

○議長（平林幸一君） 高柳防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（高柳則男君） お答え申し上げます。

防災グッズや避難所で使う備蓄品を実際に見ていただくという議員の御提案は、住民の皆さんの中の防災意識を高める上で非常に重要なことでございます。ただ、役場や公共施設には、限られたスペースしかなく、常時展示することは難しい面もあるかと思いますけれども、可能な範囲で展示コーナーを設けたり、各種イベント、例えばですが、村の産業祭ですとか、そういういたものなどに併せて、臨時に展示を行うなど工夫をしながら取組ができるよう検討させていただきたいと考えております。

また、展示に限らず、今現在整備中の情報通信ネットワークや村の広報紙、村のホームページなども活用しながら、より多くの住民の皆様に防災意識を高めていただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） スペースが限られる中でということになりますが、防災の日、防災訓練は終わりました。そういう機を得てやっていただいたり、いろいろな場所、時間的なものを区切ってでもいいので、そういうことが行われればいいのかなと思います。イベントなどもまたよろしくお願いします。

そのときに先ほどの初動対応ボックスみたいなものとか、マニュアル、開設マニュアル等も出していただければ、村民の方もまた見ていただけるのかなという気がしますがよろしくお願いいたします。

村民の防災意識を高めるために、従来の堅苦しい防災訓練や学習だけではなく、役場や公共施設で防災のグッズ、さっき言った展示や避難所の展示、そして、遊びやゲーム、体験型イベントを取り入れることで、子供たちから大人まで自然と防災意識が身につく仕組みが広がっていくと考えます。そんな取組を考えさせていただきたいと思います。面白い防災活動は、楽しみながら参加できるため、「やらされる」から「自らの学びたい」への意識を変える効果も期待できると思います。

中で、その防災ミニキャンプについてでありますが、次は、住民の皆様を対象としたものは訓練の成果を踏まえ、反省点も出てきますので、そういう結果を踏まえて、時期も含め、内容等検討していく予定であると言われましたが、時期、防災ミニキャンプの計画等があつ

たらお教えください。

○議長（平林幸一君） 高柳防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（高柳則男君） お答え申し上げます。

防災ミニキャンプについてであります。昨年、職員や各区長さん、議員さんを対象に広域避難所の開設訓練を中心に実施したところでございます。訓練結果を踏まえまして課題や改善点など整理を、今現在も行っている段階でございまして精査中でございます。

御指摘のように、住民の皆さんを対象とした開催にはまだ至っておりません。時期もちょっと未定でございますけれども、住民の皆さんのが参加しやすい形で実施ができるよう、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） ぜひとも、この前も自分もそのときに提案したんですが、学校と一緒に防災ミニキャンプをという話をさせていただきました。子供たちの中では、学校で泊まって見たいという子たちもいるので、楽しみながらといいますか、そんなことを含めてキャンプをする、体育館に泊まるというようなこともできるんではないかと、ぜひとも学校でその体験型イベント、ゲームも取り入れた楽しみながら防災意識が高められる取組をこれからも計画していただきたいとお願いします。

では、最後になりますが、青木村の自然を観察保護するために、場所として青木村では自然観察地を設けています。沓掛の蝶の里、田沢温泉野鳥の森とほたるの里、下奈良本の蛍とオニヤンマの生息地があると思いますが、それぞれの観察地を設けた件についてお伺いします。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 自然観察地の経緯について御質問いただきました。

沓掛の蝶の里、田沢温泉野鳥の森、ほたるの里は、平成9年から平成12年度にかけて、沓掛・田沢温泉源泉の掘削工事に環境省の補助事業、国民保養温泉地、ふれあい・やすらぎ温泉地整備事業を充て、その事業の中で整備したものでございます。昭和45年に国民保養温泉地に指定されました田沢温泉、沓掛温泉地の利用促進と自然とのふれあいややすらぎを提供することとして、地域住民の皆さんに御協力をいただき整備したものです。

下奈良本・島崎地籍にある蛍とオニヤンマ生息地は、立派な木製看板が立てられていますが、これは地域住民の有志の皆さんによるものと理解しております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） ありがとうございました。

では、下奈良本の蛍とオニヤンマの生息地については、村は関与していないということですね。ありがとうございました。

現在は、どのような管理が行われているのか、お伺いします。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） お答えいたします。

基本的には、地域住民の皆さんに御協力をいただきて、整備しているところではございますが、田沢温泉ほたるの里は、青木村自然を守る会の皆さんの御尽力により、鑑賞会や観察会が行われ、餌となるカワニナや蛍の生息数、出現数、天候や時間帯での発生状況を調べるなど、その保護活動には敬意を表するところでございます。

蝶の里や野鳥の森は、当初、地域住民の方に保全や環境整備をお願いしておりましたが、高齢化や人手不足から現在は、業者に村から委託し草刈り管理を行っております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） ありがとうございました。

なかなか管理、保全していくのが大変難しいという感じでありますと、見ていてますと。ただ、地元の旅館さんがSNSで蛍が出ましたと言うと、それを見てお客様が来るということでありますし、大変観光にも大きくつながっていくんだと思います。それが、蛍が多く飛ぶとそういうことで。そのですから、保護が必要なことだと思いますし、また、蝶の里もほとんどもう何もないという状態になっているかと思います。

昆虫資料館においてもチョウの展示がメインでありまして出ている。ですので、どうにか整備をしていただければ、せっかくクヌギですかね、あれですね、あれ何だ、クヌギは食べるほうでありまして、幼虫が食べる葉っぱは何でしたっけ。

〔発言する声あり〕

○7番（塩澤敏樹君） そう。の木をたくさん植えたんですが、そのままになっちゃっているということでありましてもったいないので、ですから蝶の里として、フジバカマをたくさん植えてアサギマダラを呼ぶとか、ウマノスズクサを植えてそのジャコウアゲハをとかですね、柑橘系のやつを植えてアゲハチョウを呼ぶというような植生のものを、幼虫が食べる植生の

ものを植えて、そこでチョウを呼ぶような環境づくりができればいいかなとか考えます。それ、できるんだと思いますが。

その昆虫資料館のマークも全てチョウチョウになっています。あとあれは、どう見てもオオムラサキではないなという、どちらかというとキアゲハ的な絵なのかなということでありまして、あれもできればオオムラサキになれば、どういうチョウなのか分かりません。キアゲハでいくと幼虫はパセリを食べるので、その関係のものを植えればキアゲハが来るのかなという気がしますが、そんなのを含めてそういう植生のものを植えて整備して、チョウチョウを呼ぶとなれば観光的にもいいのかなと思いますので、また検討をぜひともよろしくお願ひいたします。

さて、そこの蝶の里の横に、交流施設の交流センターがあるかと思いますが、この家屋の使用についてはどのようにになっているのか、お伺いします。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） お答え申し上げます。

この施設は、平成17年度に国庫補助事業によりまして、宮渕ふれあい農園交流センターとして建設をした建物でございます。建設をした目的は、農園で使われます管理機とか農機具の倉庫、また農園の利用者の作業の間の休憩所として建設をいたしました。したがいまして、利用者は原則宮渕ふれあい農園の利用者の方に限られておりまして、休憩所、トイレ、それから倉庫の各施設は鍵で施錠をされており、利用者は事前に村で管理をしています鍵を借りて利用されるようになっております。管理は村が行っており、トイレ等の掃除についても村の職員が行っています。

以上です。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） トイレの掃除等は村の職員が行われているということですね。ただ、自分が行ったところ、もし、あそこに行かれた方が使えれば、すぐに使うトイレなんかは鍵がかかっていて使えなかったりしたわけですが、その誰でも使える、つまり蝶の里を整備したときに観光で来られた方がそこをトイレを使うとか、レンタサイクルで回っていた人たちがそこで使えるトイレ、せっかくあそこにありますのでね。地域の方が使えるというようなコミュニティハウスのような形であそこが解放できないかどうか、またちょっと検討していただきたいと思いますがよろしくお願ひいたします。

また、各施設、その交流センターの看板もあったかと思いますし、蝶の里の看板もそうで

すし、全部古くなつてなかなか見づらいといひますか、何だろうというようになつていますので、また看板等の整備もお願ひしたいと思ひます。

その青木村でも、そう多彩なその豊かな自然環境に恵まれた多くの野生動植物がありますので、それを守つていきたい。一つの生き物を保全することは、その周辺に生育、生息する多様な生物を保護することにつながつていいと思ひます。ただ、先ほど言った高齢化によつていろいろ整備ができなくなつてきたということありますし、先ほど言われた自然を守る会も大変高齢化してきて、なかなか活動がということでなくなつていい。

そこで、できればこう地域の方たちに呼びかけていただきまして、移住された方とか自然が好きな方もいらっしゃると思うんですね、地域の方も守つていきたい、そういう方たちでそういうような活動グループができるないかと思いますが、ぜひとも、あそこを村が担うんではなくて、そういう人たちのボランティアグループ等ができる、そこで蝶の里をやっていく、それも何ですかね、昆虫資料館もチョウをやつてるので、連携して資料館と一緒にになってチョウを育て保護していく活動ができるか、また検討していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

みんなで村民の財産である希少な動植物を保護し、次世代に引き継いでいける保護活動を、村民の皆さんと一緒にになって考えていただく取組をぜひお願ひしたいと思ひます。そういうお願ひをして、以上で質問を終わらさせていただきます。御答弁ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員の一般質問は終了しました。

◇ 松 本 淳 英 君

○議長（平林幸一君） 続いて、6番、松本淳英議員の登壇をお願いします。

松本議員。

〔6番 松本淳英君 登壇〕

○6番（松本淳英君） 議席番号6番、松本淳英です。

事前通告に基づきまして、2項目、農業支援政策について、青木村誌について質問をいたします。各項目ごと、一括での質問をさせていただきます。

初めに、農業支援政策について質問いたします。

8月5日に開かれました閣僚会議において、米の生産において増産に踏み切る方針が表明

されました。半世紀にわたる米の減反、生産調整に終止符が打たれ、我が国の農業は大きな展開期を迎えております。本年の新米においても価格が高止まっており、生産者も消費者も大きな変化を改めて実感しているところであります。

農業の本丸である米において、生産がより自由に行われ、経営の魅力が高まることは、間接的に米以外の農家の経営改善にもつながり、農業全体の健全な成長につながることが期待されます。

しかし、一方で実際の生産現場に目を当てますと、高齢化による農家の減少や耕作放棄地、遊休農地の拡大が、今後ますます進むことが懸念されております。この問題に対応していくには、農家1人当たりの農業生産量を増やすことが一番重要であり、農業の大規模化とともに、新しい投資による新しい技術を導入していくことが求められます。

そこで、当村における農家の設備投資に対する支援の在り方について質問いたします。

現在、当村では、水田営農機械施設等導入補助金により認定農業者や団体へトラクターやコンバインに対する補助があります。手厚い補助率による大型機械の導入が当村の農業の集約化、生産の維持に貢献してまいりました。しかし、今後は別の角度での設備投資に対する補助の在り方も求められます。

農林水産省では、現在開発、販売されているスマート農業技術に対して、より広い農業現場の方に知っていただくために、スマート農業技術カタログを作成しております。農業機械の自動化や水田の管理、水管理、販売のデータ化や経営の全般のシステムなど、農家の負担を減らし、生産を増やす技術が多数紹介されております。従来の大型機械の導入とともに、スマート農業技術カタログ等にある新しい農業技術に対する投資についても、重点的に補助を出すことに対してどのようにお考えでしょうか。

また、農業経営を拡大する上では、農業生産に限定されない設備等への投資も求められます。繁忙期に従業員を雇い、経営を拡大したい村内の農家の方がいらっしゃいます。お話を聞いてみると、労働安全性規則で義務化されている仮設トイレを設置する余裕がなく、人を雇いたくても雇えないとおっしゃっておりました。認定農業者等が事業拡大する上で必要な広範囲な投資に対して補助を出すことも考えられます。当村における農家の設備投資に対する今後の支援の在り方について答弁をお願いいたします。

次の質問として、兼業農家に対する支援について質問をいたします。

我が国においては、農業経営の経営者の規模が小さいことが農業経営の効率化につながらないという実情があります。専業農家に的を絞り事業拡大の補助を行ってきたことは、大変

理にかなう対応であり、今後もその事実に変わりはないと考えます。

しかし、農業生産者や農地が減少する懸念がある中においては、兼業農家の方による農業の拡大についても期待されるところであります。村内の兼業農家の方でも、今ある機械が動いている間は農業を行うが、もし壊れてしまった場合、新しく買い換えることはせずに農業をやめるかもしれないとおっしゃる方がいらっしゃいます。兼業農家の事業拡大や継続に対して、どのような支援を取っていくのか、質問をいたします。

次に、青木村遊休荒廃農地対策事業補助金について質問いたします。

同補助金は、遊休農地耕作放棄地の再生を促し、農地の荒廃を防ぐために大変重要な事業であります。導入以来、対象面積を縮小するなど制度の見直しをされてまいりましたが、今後、より活用しやすい制度とするためにどのようなことを考えているのか、答弁をお願いいたします。

4つ目の質問としまして、青木村農業支援センターが管理する農機具を貸し出す農業機械レンタル事業について質問いたします。

同事業は、農業機械の所有負担を減らすという意味で、大変有益な事業であります。同事業について、今後の展開をどのように考えているのか、答弁をお願いいたします。

同事業については、より幅広い機械のレンタルを実現するために、民間企業が行うレンタルサービスに対して、一定の補助を出してもいいという意見や、まだ導入の効果がはつきりしない新しい農業機械を試しに利用できる制度として新しい農業機械の充実を図ってほしいという意見があります。同事業について、今後どのような展開を考えているのか、答弁をお願いいたします。

最後に、農業支援からは外れますが、宮渕ふれあい農園について質問いたします。

幸い同農園は全区画貸出中で、新規の借入れができない状況にあります。村営住宅の利用者の中には、村営住宅についている極小、とても小さい農地では物足りず、もっと大きな農地を借りてみたいという意見もあります。また、食品価格の上昇を受けまして、家庭菜園に興味を持つ村内外の方のニーズの拡大が期待されるところであります。遊休荒廃農地対策にもつながる事業でありますので、今後拡大が期待されるところでありますが、そのことについて対応を御答弁いただけたらと思います。

以上、5つの質問につきまして答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 御質問いただきました1点目の新しい農業技術に対する広範囲な投資の補助について、答弁をさせていただきます。

御案内のとおり、今、米問題を含めまして、日本の農業というのは喫緊の課題でございます。農業者の高齢化、あるいは減少が進む中、労働力の不足、担い手の不足、高齢化に対する農業の維持が困難になっている、こういったことを解決していくための御質問いただきましたスマート農業については、先端技術を活用によりまして農業の効率化、省力化が図られ生産性の向上、品質の向上といった効果が期待できるわけでございます。

一方で、課題といたしましては、このコストが高いこと、それでスマート農業機械を扱える人材が不足していることが上げられます。このような農業の課題に解決に向けまして、村では、水田営農機械施設の導入の補助金、あるいは県の補助金、補助事業、こういったことを活用いたしまして、新たな設備投資に対する新しい技術の導入を進めているところでございます。

この補助金は、認定農業者や村内に住所を有する3人以上の農業者が共同で水田農業の経営に必要なトラクター、あるいはコンバインの導入に加えまして、その他農作業に必要な農業機械を導入する補助制度でございます。農業の担い手がスマート農業技術に活用した営農規模の拡大、あるいは後継者の確保、育成、環境の負荷の低減といった未来に向けた新しい農業のやり方に取り組む環境づくりを支援しているところでございます。

仮設トイレにつきましては県の補助金の中で、受益農家が3個以上であれば共同設置という形で、簡易トイレの設置ができるメニューもございます。なお、村内には大規模の大法寺の3か所のトイレを含めて、公園、観光施設等の公衆トイレが計15か所ございますので、そういうものを御利用いただきたいなと思っております。

そして、御質問の根本的な課題は、農家の減少であります。現在、村では地域おこし協力隊を通じて農業の従事者を増す、そんなことを目標としておりまして、先日、9月1日にも農業を志すという協力隊員を1名増やしたところでございます。今後もまず、農業をしたいという若者の確保に努めてまいりたいと思います。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

〔建設農林課長 奈良本安秀君 登壇〕

○建設農林課長（奈良本安秀君） それでは、私のほうから2問目から5問目までの答弁をさせていただきます。

まず、2問目の兼業農家の事業拡大や継続に対しての支援策についてでございますが、兼

業農家につきましては、経済的な安定を一定程度確保しながら、自身の経験やスキルを農業に生かすことができ、地域経済や社会に重要な役割を果たしておりますが、近年は、その兼業農家の後継者が、例えば都市部へと流出をしてしまい農業を支える人手が不足し、耕作放棄及び荒廃化につながっていしまっております。この流出を防ぐには様々な対策を講じていく必要があるわけでございますけれども、当村においての兼業農家への支援策につきましては、まず機械関係では、先ほども申し上げました村の水田営農機械施設等導入事業補助金によりまして、個人が3名以上共同で農業生産活動をしている団体であれば補助は可能でございます。また、農機具レンタル事業を御利用いただくことも一つでございますし、全て個人所有で農業機械をそろえるには、とても多額の資金が必要になりますし、維持管理費もかかりますので、共同購入といったことを御検討していただければと思います。

続いて、農地確保については、農業委員会のほうで御相談に応じさせていただきます。

また、果樹園の設置等でございますけれども、こういったものについては、苗木の補助、それからリンゴわい化施設、それからブドウ棚の施設の補助、それから獣害予防施設の補助制度がございます。

続いて、花きや野菜に関してでは、苗木の補助ですとか、パイプハウスの設置修繕等の補助がございます。

また、栽培技術の習得につきましては、長野県上田農業農村支援センターですとか、JA信州上田の担当職員が支援をさせていただいております。

今後も、兼業農家を含めたより多くの農業者にこれらの補助制度を利用させていただき、少しでも多くの農産物を生産いただきまして、道の駅などにも出荷、販売をしていただけるよう支援をしてまいります。

続いて、3問目の遊休荒廃農地対策事業補助金を、今後より利用しやすい制度とするための考え方でございますけれども、遊休荒廃農地の対策につきましては、これまでの対応として、人口減少や高齢化、担い手不足、鳥獣被害の発生といった厳しい状況下において、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金などを活用して、地域の共同活動による草刈りなどによる農地の保全や農道・水路の保全管理に努めていただいております。

また、村では、令和4年に遊休荒廃農地対策事業補助金を創設して支援をしてまいりましたが、利用実績が低調であったことから、対象面積を10アールから5アールに引き下げ、より利用しやすい事業に制度化をしておるところでございます。

今議会の補正予算でお願いをしております竹粉碎機は、以前の物に比べて小型のもので、軽トラックにも積むことができるものでございますので、そういったものが広く活用されますよう周知、PRに努め、地域と連携して遊休農地の解消を支援してまいります。

続きまして、4問目の農業機械レンタル事業の今後の展開についてでございますが、農業機械のレンタル事業につきましては、新規就農者等が営農開始に必要となる農業機械11機種を村の農業支援センターがそろえ、貸し出し、初期投資を抑えて、早期の経営確立を支援してまいりました。

利用実績については、年々増加傾向でございまして、令和6年度については、年間95.5日でございました。民間企業が行うレンタルサービスに一定の補助につきましては、近隣の農業機械を取り扱っている会社等に聞き取りを行ったところ、リース事業は行っているが、レンタルは行っていないですとか、レンタルは行っているんですけども、取り扱っている機種が限定されている上に、料金が高いといった現実的にはちょっと難しいような状況でございます。

新しい機械の導入につきましては、農業者の皆様方からの御要望や御提案を聞きながら、利用率、費用対効果なども考慮し、予算確保に努めてまいりたいと思います。また、現在貸し出しをしている農機具の周知、PRをさらに積極的に行い、より多くの皆様に御利用いただけるよう努めてまいります。

今後の展開についてでございますけれども、現在、農機具の管理は村の農業支援センター及び役場職員で行っているため、機械の性能、構造、使用方法等の知識に若干乏しい部分がございまして、また複数の人が使用することもあり機械の故障が多いため、適正な維持管理に苦慮しているのが現状でございます。農業機械の取扱いに精通した団体等に管理業務の委託を要望をしておりましたが、今後も継続して行っていきたいというふうに思っております。

最後に、宮渕ふれあい農園の今後の拡大について、それからもっと広い農地を借りたい場合の対応についてでございますが、宮渕ふれあい農園につきましては御好評をいただき、今年度は全区画契約済となっております。農園の拡大については、現段階では考えておりません。もっと広い農地を借りたい場合の対応でございますけれども、村内には各地区に未利用で耕作をされていない農地というがたくさんございますので、ぜひそういった農地を活用していただきたいと思っておりますし、そういった情報は農業委員会の事務局で一定程度情報は把握しておりますので、ぜひ御相談をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） 今の答弁に関しまして、一つ最後のことに関しまして質問をさせていただきますが、未利用農地の活用に関しましては、これ賃貸、農地を借りるという形で利用することも可能なのかということにつきまして、答弁いただけたらと思います。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） お答え申し上げます。

ただいまの質問についてでございますが、賃貸でも可能でございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） 賃貸でも可能ということとして、本当に農業を試しにやってみたいという方も世の中いらっしゃいまして、そういう方々が活用していただくのは大変いいアイデアだと思うんです。ただ、やはり農業経験のない方がいきなり農地、この土地を借りたいと言っても、かなりそこは難しい、ハードルが高いような気がいたします。本当に農業に関心がやはり食料の値段が上がっているので、高まってきている方が本当に簡単にできるという意味では、やはり宮渕ふれあい農園みたいな形なのが入りやすいのかなと思うところでございます。ぜひこちらのほうは、今後の拡大等を考えていただけたらと思うところであります。

また、遊休荒廃農地対策事業につきましては、面積を下げたということですが、まだまだ活用が当初期待されたものと比べるとまだ低調な感があります。実際の利用者の方々の意見を取り入れて、より活用しやすいものにしていただけたらと思います。

また、先ほど兼業農家の補助についてですが、水田営農機械等施設導入補助金は、やはり3人以上でないと駄目だということで、やはり兼業農家の方はなかなかこれのハードルが高いと、やはり農業を本格的にやる方に対しては補助があるけれども、そうでない方は補助がまだあまりされていない、無視されているというような表現もありますので、ぜひ、今いろいろ検討されておると思いますが、その中で兼業農家の補助を拾っていただけるような仕組みづくりも、今後考えていただけたらと思います。

農業に限りませんが、やはり生産量を高めていくには、新しい設備投資が必要かと思います。設備投資だけ以外にも品種の改良ですか、生産包装の見直し、直販などの新しい取組がいろいろ必要になってくるかと思います。どれか一つやればいいというわけではなくて、いろいろなことを試すことが重要でありまして、その中で、青木村の気候、風土や生産者の特性のあったものを見つけていくことが求められるかと思います。

農家の方は、やはり経営ということを考えますと、失敗することを懸念されますし、また新しいことに取り組む余裕もない場合もあるかと思います。そんなときに、設備投資に関して等、いろいろ新しい品種改良等、いろいろな試みに対して農家の背中を押すようなことを、ぜひ行政としての検討をしていただけたらと思うところでございます。

○議長（平林幸一君）　松本議員。

○6番（松本淳英君）　続きまして、青木村誌について質問いたします。

引き続き一括質問とさせていただきます。

黒坂周平氏の監修により作成された青木村誌は、歴史、自然、文化など幅広い分野において、当村についてまとめています。当村を知る上では大変貴重な資料となっております。1990年代初頭に刊行がされました。その後は、当村について包括した村誌の発行はありません。現在当村では、歴史資料として30年の空白があることになります。社会の変化の速度が加速する中で、30年の空白は大きな損失であります。当村のその後について、包括的にまとめた続編の発行が期待されるわけであります。今後の発行の計画についてお考えを答弁いただけたらと思います。

国道143号線、新バイパスの開通により、青木村は大きく変化することが予想されます。大きな変化が起きるまでに、それまでの青木村をきちんとした資料として残す準備を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

次の質問になりますが、青木村誌には人物編がありません。五島慶太以外でも北村貞治氏、横山十四男氏など、後世までその業績を伝えるべき人員は当村にいらっしゃいました。村誌の人物編を作成することについてお考えをお聞きいたします。

以上、2点につきまして答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君）　沓掛教育長。

〔教育長　沓掛英明君　登壇〕

○教育長（沓掛英明君）　では、今の質問について回答いたします。

まず、村誌についてでありますが、青木村誌は平成元年から足かけ6年にわたって、述べ百数十人の調査、編集者の努力の結果で、平成6年に刊行したと書かれております。今から31年前のことになります。綿密な検証によって、青木村の歴史や民俗、文化財等について多様な視点から調査、考察がなされており、充実した内容に敬意を表すところであります。

一方で、長野県の県誌刊行の状況を見てみると、最近の県誌は、1971年から1992年ま

で22年にわたって74冊が刊行されております。現在新たな戦後編が編集を始めており、2035年に刊行予定とのことですので、43年ぶりの刊行ということになります。このように、30年、40年後に続編を発行するような場合もあることは承知しております。また、合併や大災害など記録に残しておく必要がある場合には、記録をまとめておく必要があると承知しているところでもあります。

村誌刊行に向けては、人的な用意や大きな予算措置が必要になり、小さな村としてはそうそう取りかかることは簡単ではないことも事実であります。そこで、現在、新たな変化として五島慶太未来創造館の建設や竹内製作所の誘致、143号バイパス開通に関する記録等は確実に残しておく必要があると認識しております。それぞれの機関で記録を残していくよう教育委員会としてお願いしていきたいと考えております。

次に、2つ目の村誌に人物編はないということに関してであります。

青木村だけではなくて、各市町村誌に人物編が編集、編さんされにくい理由として、誰を掲載するのか基準をめぐって議論が起き、不公平感が生じるということが上げられております。有名人だけでよいのか、地域への貢献者はどうするのか、なぜあの人が載ってこの人は載らないのかという批判が出る場合があるという理由であります。また、現代の人物を扱うと生存者や遺族の感情にも配慮が必要になってまいります。

一方で、今、村として行っている五島慶太翁や、栗林一石呂氏の検証活動のように、青木村出身の偉人の生き方に学び、青木村としての誇りが持てるように発信していくことも大変重要であります。村としてすぐに人物編を発行する取組は、今のところ考えてはいませんが、多くの人に偉人の存在を知ってもらうことは重要と認識しております。

これまでも成人講座として、沓掛貞人氏の講演会では、青木村出身で各界で活躍された皆さんというテーマで、宮原清、五島慶太、小林直次郎、沓掛オノジロウ、菰田万一郎、北村貞治、石井千明という各氏の活躍をお話いただきました。北村貞治氏は、当郷区で検証活動が行われていますし、宮原清氏と菰田万一郎氏については慶太翁の関係で、五島慶太未来創造館として現在調査中でございます。これからも機会を捉えて青木村出身者の偉人については、業績や生き方について発信をしてまいりたいと考えております。

○議長（平林幸一君）　松本議員。

○6番（松本淳英君）　村誌を作るとなるとやはり膨大な予算も人もかかるということでなかなか大変かと思いますが、やはりやり方もあるかと思います。それぞれ大きな事業の記録を残すということですから、その記録を少し簡略化して発行するとか、また、文書、本として

発行しなくともインターネット上に載せるとか、表現の仕方はいろいろあるかと思います。大々的な村誌の作成というのは、ハードルが大変高いと思いますが、そうでない形ができるだけ多くの情報を、多くの方が当村について分かれるような形を探っていただけたらと思うところでございます。

人物編につきましても、掲載の基準によって、誰を載せるべきかというところで考え方が割れてしまって大変だということですが、また、その一方で、既に今名前が出ました方については、話がもうある程度語られ始めて、今後も情報を発信していきたいということの答弁はありましたので、村誌という形じやなくとも何らかの形でより我々が親しみやすい形で、その人物を知ることができるような形を検討していただけたらと思うところであります。

私からの質問は以上となります。

○議長（平林幸一君） 松本議員の一般質問は終了しました。

◇ 松澤広海君

○議長（平林幸一君） 続いて、2番、松澤広海議員の登壇をお願いします。

松澤議員。

〔2番 松澤広海君 登壇〕

○2番（松澤広海君） 議席番号第2番、松澤広海です。よろしくお願いします。

1、避難所の環境対策について質問事項ですが、避難所の暑さ寒さ対策の実情はどうでしょうか。要旨として、熱中症警戒アラートが全日のように出ています。塩澤議員が聞いた問い合わせにダブりますが、体育館などの空調設備の設置を要望します。

○議長（平林幸一君） 脱掛教育長。

○教育長（脱掛け明君） まさに今お話のように、記録的な暑さが続いている状況を踏まえて、避難所となっている体育館への空調の設置は、今後必要になってくると考えております。総合体育館や小中学校の体育館は、避難所に指定されていることからどのような計画で実施していくことがよいか考えていくことが必要であります。これまでの工法で、空調設備を設置するとなると、キュービクルを交換するとか、大がかりな工事で莫大な予算が必要になってまいります。

一方で、今、全国でも避難所となっている体育館への空調設置が大きな課題であることか

ら、今までのような工法ではなく、床面に冷気の吹き出し口をつけ、天井付近に換気口を設置するという新たな工法が提案されております。従来よりも安価で効率のよい工法であるとのことでした。

また、避難所に指定されていることから、文部省や総務省からの補助制度や新たな工法を工夫して補助制度を活用した空調の設置ができないか、勉強を始めたところであります。明日であります、9月10日には、長野市の体育館を視察することになっております。この暑さで小学生が校庭で活動できないというようなことは、本当に大きな課題であると認識しております。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稻垣和美君） 体育館以外の各避難所への設置状況でございますが、全く空調設備がないのは、入田沢の木立公民館と原池公民館、弘法公民館、入奈良本防災コミュニティセンターの4施設でございます。ただ、下奈良本コミュニティセンターでは、斎場として使用する部屋には空調設備がありますが、大広間にはございません。また、ほかの地区の公民館でも大広間には空調設備がありますが、それ以外の部屋には空調がない公民館もございます。

議員御指摘のとおり、昨今の猛暑日等が連続する気象状況を鑑みますと、避難所としてはもちろんのこと、日常的に区の行事や会議等で公民館をしようする際にも、空調設備が必要になってきていると思いますので、各区において宝くじの社会貢献、広報活動を受けたコミュニティ助成事業なども活用していただきながら、公民館の空調設備の拡充整備を図っていただきたいと考えております。

令和7年度には、このコミュニティ助成事業によりまして、夫神公民館の大広間と村松東集会施設、入田沢の木立団地集会施設にエアコンを設置していただきましたし、令和8年度では、下奈良本コミュニティセンターの大広間と夫神公民館和室へのエアコン設置要望を上げていただいているところでございます。村では、先頃執行されました参議院議員選挙の際には、空調設備がない公民館にはスポットクーラーを購入し、臨時に設置をさせていただきましたので、こうしたものも活用しながら、村としても避難所の環境改善を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 松澤議員。

○2番（松澤広海君） よろしく進めてください。

続きまして、2番ですが、トレッキング歩道の整備について。

青木村トレッキングマップがありますが、十観山山頂からの眺望の改善と各コースの手入れ状況はどうでしょうか。横手キャンプ場横の看板には、松本方面も眺望できるとの写真もあります。歩道には倒木などもあり、手入れが必要と思われる箇所もかなりありますので、よろしくお願ひします。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） ただいま議員のほうから御質問いただきましたトレッキングコースの十観山に関わる関係でございます。

議員の御説明の中で、横手キャンプ場にあります十観山トレッキングコース案内図には、山頂から北アルプスを臨む写真を添えて御案内をさせていただいております。初心者から楽しめる登山として、十観山山頂からは北アルプス、南アルプス、北信五岳、浅間山など、その名のとおり10を超える山々360度の広がりを楽しめます。見下ろせば青木村の田園風景や上田の街並み、小諸や佐久方面への広がりも楽しめます。残念ながら木々の生育とともに、また季節の中で見えない時期もありますので、ここは住民の皆さん、所有者の皆さんとの御理解をいただきながら間伐等を進めさせていただきたいと思います。

登山道のコースにつきましては、草刈り等を春・秋、地域の皆さんにお願いしているところでございます。十観山には、十観山コースと湯川コースと2コースあります。田沢温泉共同浴場駐車場を駐車していただければ、ぐるりと1周回って登って下りてこられるコース設定となっております。そのところも含めて、今御指摘をいただきました倒木等あれば、こちらのほうで、また住民の皆さん、あるいは森林組合のほうにもお願いしながら適切なコース設定にしていきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（平林幸一君） 松澤議員。

○2番（松澤広海君） ありがとうございました。よろしくお願ひします。

続きまして、3番目ですが、丸子信州新線の狭窄箇所解消についてお願いしたいと思います。

釜房の上、入山地区、大型ダンプが通れば他車の通行が不能、人でも通れない。そんな状況で交通事故発生の危険が大きいです。新青木トンネル掘削の際の排出土運搬の際の大支障となり得ると思います。よろしくお願ひします。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 丸子信州新線の入山地区の道路の拡幅について答弁させていただきま

す。

主要地方道、丸子信州新線につきましては、青木村から上田市の丸子地区に結ぶ主要地方道でございます。県の第一次緊急輸送路でございます。国道143号と国道254号を結ぶ主要な災害の際には路線になるわけでございます。日常の通勤などで利用する生活道路に加えまして、鹿教湯病院につながる命の道となるわけでございますので、本路線の改良につきましては、大変重要になってくるというふうに思っております。

管理者であります上田建設事務所によりますと、沓掛地区におきまして、令和元年度より進めてまいりました地滑り対策の仕上げといたしまして、国道143号、青木峠トンネルより発生する発生土を活用いたしまして、抑え盛土という事業を予定しております。こういったことで、この事業と併せて、御質問の道路改良はしてまいりというふうに伺っております。

また、その際、ダンプの運搬路となりますリフレッシュパークとコミュニティセンターの間の村道についてでございますけれども、部分改良をするというふうに聞いております。このほか、湯原地区では道路の防災工事を進めておりまして、現道の安全確保に努めていただいているところでございます。なお、丸子信州新線の上田市側の事業進捗でありますけれども、鹿教湯側で現在、用地測量と補償について進めていると伺っております。いずれにいたしましても、村といたしまして入山地区を含めて、丸子信州新線の改良が一掃するよう上田建設事務所に協力し要望してまいります。

○議長（平林幸一君） 松澤議員。

○2番（松澤広海君） ありがとうございました。よろしくお願ひします。

これにて私の質問は終わります。

○議長（平林幸一君） 松澤議員の一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩といたします。

次の一般質問の再開は、午後1時といたします。

休憩 午前1時48分

再開 午後 1時00分

○議長（平林幸一君） 休憩前に引き続き会議の一般質問を再開いたします。

◇ 金 井 とも子 君

○議長（平林幸一君） 続いて、10番、金井とも子議員の登壇をお願いいたします。

金井議員。

〔10番 金井とも子君 登壇〕

○10番（金井とも子君） 10番、金井とも子でございます。

私の質問は、青木村の公共施設の整備と維持についてでございます。

村長さんをはじめ、担当の皆様にお伺いを申し上げます。一括しての質問ですので、御答弁をよろしくお願ひいたします。

青木村には多くの村の公共施設があります。役場庁舎はじめ、保育園、小中学校、児童センター、文化会館、体育館、村営プール、図書館と付随した五島慶太未来創造館、郷土博物館、社会福祉協議会の入った老人福祉センター、くつろぎの湯、室内ゲートボール場、郷土美術館と喫茶室、昆虫資料館、総合グラウンドと管理事務所、テニスコート、ゲートボール場、村営住宅、道の駅あおきの農産物直売所、こまゆみ食堂、体験館、農産加工施設2棟、ふるさと公園、リフレッシュパーク、横手キャンプ場と十観山駐車場、公共トイレ、村営バス車庫と青木駅と商工会館と喫茶店、消防団関係施設、防災倉庫、ごみ収集施設、村松・入奈良本マレット場・夫神の旧マレット場の公共トイレ、上水道施設と下水道施設、青木の森別荘と管理事務所、村道、田沢・沓掛共同浴場など、膨大な施設を維持管理されております。

建築から既に何十年もたっているものが大部分だと思われます。あまりの広範囲に、村当局の維持管理、経費の節約、また、先ほどの塩澤議員からの質問にもありました交流センターのトイレの清掃などに対して、役場職員自らの体を張っての労働、作業を考えますと、頭が下がる思いで、尊敬の念まで感ずるというところでございます。

さて、諸々疑問に思っている点や要望がありますので、次について、村長をはじめ関係の皆様に質問させていただきますので、御答弁をよろしくお願ひいたします。予算の伴うものがありますので、よろしくお願ひいたします。

1番として、私の思いつく限りの村の公共施設を申し上げましたが、間違っているものもあったでしょうか。把握されていないものもあるかと思いますので、このほかに村が経営されている施設はございますか。村で維持されている公共施設の全体の件数並びに延べ面積についてお教えください。

2番目として、そのほか疑問に思っている施設についてお聞きします。

社会福祉法人大樹会の特別養護老人ホーム、ラポートあおきの施設は、建設は青木村と上田市で共同で行ったと思いますが、現在は大樹会様または青木村・上田市共有財産か、どこの所有、帰属でしょうか。維持費等については、大樹会様に補助されているのでしょうか。

次に、各地区公民館の所有者は各地区の住民となりますか。

さらに、指定管理者を指定している村の施設をお教えください。

3番目に、リフレッシュパークについて、建築年をお教えください。

ローラー滑り台について、以前、住民の方から要望があり修理をお願いしましたが、その実施状況はいかがでしょうか、確認にまいりましたところ、ローラーの欠けているところはありませんでしたが、ところどころローラーが下がっているところがありました。しかし、当面は問題ないと思いました。

アスレチックについては、使用できないものが2か所ほどありました。全体に木材やロープが変色し、これも経過年数から仕方がないことなのかも知れませんが、使用するには大丈夫なのかと感じました。安全点検は実施されているのでしょうか。されているとしたら、どのような方法で実施されているのかお聞かせください。また、今後建て替えなどのお考えはいかがでしょうか。

4番目に、リフレッシュパークの遊具や、マレットゴルフ場、パターゴルフ場などを利用する場合、かなりな坂の山道を歩いていくこととなっています。車の侵入が制限されていますが、高齢者が孫の引率で訪れることがあるかと思われます。遊具の近く付近へ駐車場の設置など一考をお願いいたします。

5番目として、くつろぎの湯についてお尋ねいたします。

くつろぎの湯について住民の方から要望がありました。近隣の上田市さらの湯は、650円と値上がりしたこともあり、上田市方面の方も来館するなど、夕方から夜間にかけて、女性のお風呂は利用者が集中する時間帯があります。

私は日頃あまり利用はしておりませんけれども、このような要望をお聞きしましたので、利用してみました。私が行ったときには、約20人の方が入浴されておりました。洗い場がなかなか空きませんで、お風呂の中で待っておりましたけれども、ちょっとのぼせあんぱいとなってしまいそうになりました。

利用者は男性よりも女性が多いと思うのですが、女性の髪や体を洗う洗い場は6か所しかなく、また長時間使用する方も多く、待ち時間が長くなってしまい、要領よくやらないとい

つまでたっても洗うことができないことがあるとのことでございます。せめてあと3か所くらい増設していただけないかとの強い要望があります。いかかでしょうか。奥のタイルの壁際に、むき出しの仮設でもよいので設置をお願いできないでしょうか。利用している女性たちの切なるお願いでございます。

6番目に、体育館の入口階段、左側のスロープ付近にはコンクールの剥がれや汚損があります。また、文化会館から体育館に向かう通路になりますが、外の階段も黒ずんで見た目もきれいとは言えません。さらに、体育館や武道館の外壁もモルタルが剥げていて、黒ずみで外観が見苦しい感じがします。何かもう少し美的観点から対策等のお考えはありませんでしょうか。

7番目に、村営プールについてですが、3月議会で同僚議員より、更衣室の床の汚れがひどく着替えができないとの質問があり、その後、床の塗り替えを実施いただいて快適になりました。早速の対応に感謝いたします。

しかし、流水プールのプールサイドにはタイルの間から草が生えていて歩くにも不快感があります。また、タイルの上は泥というか砂が足裏につくし、タイルにつまづいて痛い思いをすることもあるとのことです。上段にある競泳プールのプールサイドのような舗装ができないでしょうか。

8番目に、村営住宅も耐用年数が相当過ぎているものがあると思いますが、耐震の対策はできているのでしょうか。また、空き室も相当数ありますが、村営住宅の将来についての計画など、どのようにお考えでしょうか。

9番目に、このように、かなり老朽化の進んだ公共施設が多数ありますが、まだ私の目届かない、施設内や機械なども老朽化し、近く修理が必要な場合もあるのではないかと思います。村として今後の施設設備の更新についてどのようにお考えでしょうか。

修理で忍んでいく方法もありますが、基金の利用等も視野に入れて、更新、改築されてはいかがでしょうか。この方法や将来についてのお考えも御答弁願います。

以上、いろいろな質問でございますが、よろしく御答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 金井議員さんから御質問いただきました村の公共施設の整備と維持について、全体の考え方をまず私から御答弁させていただき、あわせまして9番の老朽化の進んだ公共施設の更新、改築の考え方について答弁をさせていただきます。

御質問いただきましたように、村では先輩の皆さんの大変な御尽力によりまして、人口同規模の市町村に比べまして、教育、文化など、かなりの施設が充実しているというふうに思っております。

村では定期的に、青木村公共施設等総合管理計画を専門職のいるコンサルタントへ委託をしまして、今後の公共施設等の適正配置を実現するための基本的な考え方をまとめ、これらを基に公共施設の整備と維持に努めているところでございます。

建築物や橋梁などは必ず経年劣化するものでございます。また、これらに關係する法律あるいは基準に対して、追加とか変更とか、あるいは防災とか、気候により更新が必要のものなど、必要に応じ対応しているところでございます。

今後、村の人口減少も念頭に、劣化が激しいものなど、住民の皆さんのお理解をいただきながら、統合あるいは移設、あるいは撤廃が必要となる施設も出てくるかと思います。いずれにいたしましても、長寿命化に適した方法、工法を選択し、村民の皆さんのお利便に供してまいりたいと思っております。

先日、日曜日、私は村内を車でぐるぐる回ることがあるんですけども、グラウンドに行きましたら、教育委員会の職員がビーバーを、あの真夏の中を、炎天下、草刈りをしているんですよ。

教育委員会のポジションは非常に広いんですよね。村民の皆さんからも、「いやあ、ちょっと草刈りひでいでえ」というような御質問もいただくこともままあるんですけども、委託費と言いましょうか。業者の皆さんにお願いして刈るという方法もありますけれども、やはり、この基金を少しでも備えて、今後の村民の皆さんのおいろいろな利用に供していきたい。まだほかに公共施設の整備をすることもたくさんあります。そういう中で、少しでも税金を大事にしていこうという我々の姿勢も御理解をいただきたいと思います。

冒頭、尊敬にというふうに言っていただきましたけれども、本当に私も、炎天下、教育委員会の職員がビーバーでのグラウンドの広いのを1人で草刈りしている。本当に頭が下がる思いでした。そんなことも併せて、御理解いただければありがたく思っております。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

〔住民福祉課長 小根沢義行君 登壇〕

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、私のほうから、質問2の一部分と5についてお答えいたします。

質問2の特別養護老人ホームラポートあおきについてですが、特別養護老人ホームラポー

トあおきの施設整備につきましては、平成6年度に国庫補助事業として実施しております、国・県・青木村・上田市等で補助を行い、社会福祉法人大樹会が建設しております。ですので、土地、建物とも、所有は社会福祉法人大樹会のものでございます。

また、維持経費につきましては、介護保険施設であるため、入所者等の利用料、介護保険給付費等により運営されており、村で維持費等の補助は実施しておりません。

続きまして、質問5のくつろぎの湯の洗い場の増設についてお答えいたします。

くつろぎの湯の御利用につきましては、現在大人300円、小中学生200円となっておりますが、70歳以上の村民は利用料が無料となっておりまして、無料の施設利用者が全体の利用者の中の約8割となっております。このため、くつろぎの湯の運営費のうち、利用者負担割合は約1割で、残りの9割は現在村の負担でございます。

今議会におきましても、くつろぎの湯のエアコン、室外機及び電気設備修繕料約228万円ほどの補正予算をお願いしたところでございますが。今後も耐用年数を迎える高額のボイラの更新等、維持管理に多額の費用がかかる見込みであることから、洗い場の増設は現在では難しい状況でございます。

今まで、利用マナーを守り、お互いに譲り合って洗い場を利用するようにお願いしてきたところではございますが、今後も引き続き、マナーを守り利用することや、また午前10時から午後8時までの営業時間の中で、夕方の4時から7時くらいの時間帯が混雑する時間帯でありますので、利用時間をずらすなどの調整をしていただくと、利用する方が気持ちよく利用できるよう、呼びかけ等を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君）　沓掛教育長。

〔教育長　沓掛英明君　登壇〕

○教育長（沓掛英明君）　私は、6番と7番についてお話しします。

まず6番目は、総合体育館の入口階段スロープ、それから体育館、武道館の外壁のモルタル等の破損についてであります。お話をあったように、前回の議会では、プールの更衣室の床面について指摘を受けまして、塗装を行ったところであります。

今回は、体育館の階段やスロープの破損、汚れについて御指摘をいただきました。体育館は、築46年がたっております。修繕の必要な箇所が出てきていることは承知しております。毎年、周りの植栽も適宜、剪定や草取りを行っておりますし、今、村長さんに見ていただいでもううれしかったんですが、図書館から体育館、武道館のあの植栽も、文化会館の周り

も、本当に職員がよくやってくれているなと思います。

そういうことと、屋根のトラスのふき替え工事ですとか、階段の改修工事も実は数年前には行つきました。一気に全ての箇所を改修するということは難しいんですが、必要性や重要性を考え、できるところから実施していきたいと考えています。

御指摘を受けた箇所で言うと、スロープの破損と、御指摘にはなかったんですが、国旗、村旗等を掲揚する掲揚台が破損しております、そこはどうしていこうかなということで、検討してまいりたいと考えております。

次に、7番目の村営プールのタイルの間の草であります。今年は暑い日が本当に続いて、今日も暑いんですけども、9月7日の日曜日まで、村営プールの運用を延長しました。多くの皆様にご利用いただきました。合計でですと、約5,600人の利用がありました。青木村のプールは水がきれいで穴場だと、上田市の人たちの間からも評判がよいと聞いています。

御指摘のあった村営プールの流水プール部分のプールサイドですが、確かに草が生えておりまして、歩きづらいなというのは感じているところです。ただ、期間中には、人が歩く場所には青い、このくらいのビニールシート製のものを敷き詰めてぎりぎり対応したりとか、係員が草取りをしたり、ここも私たち教育委員会で草刈り機で草刈りをしたこともございました。

この部分を樹脂製のものに変えるとなると、大変大きな額の工事になり、予算化には政策の重要性や必要性を踏まえて決定していく必要があると思っていますが、この件については、実施の有無も踏まえて、今後の課題とさせていただきたいと思います。

ただし、気持ちよくプールを利用していただくことが大切であると思っておりまして、来年度は、春から早めに雑草の管理を行つて、快適な利用ができるように、教育委員会として努力をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

[参事兼総務企画課長 稲垣和美君 登壇]

○参事兼総務企画課長（稻垣和美君） それでは、私からは、1番目、2番目の一部、3番目、4番目についてお答えをさせていただきます。

まず初めに、1番目の、議員さんに上げていただいた村が経営している施設以外にどんなものがあるか、また公共施設全体の件数等に関する御質問でございますけれども、上げていただいた以外の公共施設としまして、主なものでございますが、保健センター、武道館、歴

史文化資料館、民族文化資料館、交流ハウス、ぷらっとホーム、獣友会館、二地域居住者向けコンパクト住宅、エネ空あおきタワー、高速情報通信センター、高齢者生活センターなどがございます。

公共施設全体の件数と延べ面積でございますが、青木村公共施設等総合管理計画では、建物数計214件、建物の延べ面積は5万915平方メートルでございます。

続きまして、2番目の御質問の一部でございます各地区公民館の所有者の御質問、また指定管理者に関する御質問でございます。

まず公民館でございますが、こちらは原則、各区の所有になりますけれども、中には補助事業等を受けている関係で、村が所有になっているものもございます。維持管理につきましては、いずれの公民館も各区で行っていただいているという状況でございます。

続きまして、指定管理者施設でございますけれども、まず田沢温泉共同浴場有乳湯、こちらは委託先として田沢共有財産組合、続きまして沓掛温泉小倉乃湯、こちらは沓掛へお願いをしております。続きましてリフレッシュパーク青木、こちらは信州上小森林組合青木支所へお願いしております。

4番、くつろぎの湯、それから5番、老人福祉センターについては、いずれも青木村社会福祉協議会へお願いしております。6番目としまして、高齢者生活福祉センター、こちらはラポートあおきさんへ委託をしております。最後、7番目、道の駅あおき及びふるさと公園あおきにつきましては、株式会社道の駅あおきさんへ委託をしているという状況でございます。

続きまして、3番目、リフレッシュパーク青木の建築年、施設の安全点検等に関する御質問でございます。

リフレッシュパーク青木は平成3年4月24日にオープンをしました。施設の竣工は平成3年3月30日でございます。遊具等の施設につきましては、毎年度、オープンする前の時期に、専門の業者に点検委託を実施しております。その結果、オープン前までに修繕が可能な施設は補修をしておりまして、ローラー滑り台についても同様の対応をとっております。

一方、部品調達等に時間を要しまして、オープンまでに間に合わない施設につきましては、使用禁止とする対応をとっておりまして、御指摘のアスレチック施設につきましては、木製でありますことから、経年劣化してきている部材もございまして、点検の結果、安全性が確保できない施設については使用禁止しております。

施設の建て替え、更新についての考え方でございますが、大きく分けまして、1つとして

安全性の確保、2つとして利用者ニーズの把握、3つとしてデザイン、景観への配慮、4番目として法令、基準の確認、5番目として建設コストと予算の確保、6番目として運用、維持管理のしやすさ、ランニングコストなど、多角的な観点から検討が必要であるというふうに認識をしております。

リフレッシュパークは御覧のとおり、県内でも池釣りや渓流釣りが体験できる施設として魅力が大きく、釣りが目的に訪れるお客様も大変多いものと捉えております。こうした強みを生かしつつ、幅広い年代層からの御意見をお聞きしながら、慎重に検討していくべきであると考えておりますので、更新の是非を決定するまでには、ある程度の時間を要するものと認識をしております。

最後、4番目、リフレッシュパークの遊具付近へ駐車場設置の考えについての御質問でございます。

リフレッシュパークあおきは、その設置目的から、農林業と観光、スポーツ、レクリエーションを結び付けた施設でありますし、地域の活性化と、都市と農村との触れ合いの場として整備をされております。駐車場からパーク内まで歩いて入園することも、運動の一環であるというふうに捉えております。

仮に、議員御提案の駐車場を設置して乗り入れすると、パーク内の安全確保が危うくなりますし、またそのための人員を配置することも必要になってくると想定されます。現段階では、現行施設の維持、補修をしながら、パークの存続を図っていくことに注力したいと考えておりますので、御提案として受け止めさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

〔商工観光移住課長 小林利行君 登壇〕

○商工観光移住課長（小林利行君） それでは最後に、私のほうから8番、村営住宅の将来、計画についてお答えいたします。

まず、村営住宅は97戸、その目的から大きく2つ種類がございます。収入申告から家賃が決定する住宅、村営住宅が56戸、若者、子育て世帯が入居する若者定住促進住宅41戸、合計97戸の住宅を用意しております。

質問にありました耐震化につきましては、昭和57年以降の建築であり、建築基準法上の問題はありません。しかし、木造の耐用年数は公営住宅法では30年とされており、昭和61年から整備された青木中央団地の多くは40年近くたとうとしております。そのことから、公営

住宅等長寿命化計画に沿って、大規模修繕ではなく、建て替えを現在検討しております。

議員の御質問の中に、村住の空き家が散見されるとの御意見がございましたが、建て替えの計画があるということ、また、建て替え工事の際に必要な移転先として確保しているところでございます。

建て替えに当たっては、今入居されている方の意向調査を進めながら、入居されている方の御意向に沿って退去を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 金井議員。

○10番（金井とも子君） 御答弁、丁寧にやっていただきましてありがとうございました。

くつろぎの湯についてさらに申し上げたいことがございます。

女性のほうですが、シャワーも2か所ありましたけれども、1か所は物置状態になっておりまして、使用できるシャワーは1か所しかありません。打たせ湯も停止しています。ここを修理して使用できるようにすると、洗い場として利用できるのではと思いましたので、再度使用できるようにお考えをしていただきたいと思います。

また、シャンプーや石けんは備え付けてありませんので、利用者は持参していますが、その入れ物を置いておくところが洗い場付近にはありません。できましたら、置いておける棚等を設置していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

さらに、70歳以上の方は無料で利用できますが、一部の方から、無料では大変心苦しいので料金を100円でもいいので取っていただけないかなというふうに申し出る方がいらっしゃいます。そのお金で設備の充実を図っていただきたいというような御意見があります。

村長さんの福祉政策の観点から、長い間村に貢献された高齢者を慰労する意味からも、無料で御利用いただきたいとのことでございますが、さて、ここで1つの提案がございます。

そういう利用者の方もいらっしゃいますので、募金箱のようなものを設置され、利用されたときにお気持ちを入れていただくことはいかがなものでしょうか。

以上のことについては、あらかじめ質問として通告させていただいておりませんので、お聞きいただきいて、こういった考え方もあるということで胸にお納めいただき、何かの折に思い出して、もしできたら実現していただけたらと存じます。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

[村長 北村政夫君 登壇]

○村長（北村政夫君） くつろぎの湯に関してでありますと、最初のほうのシャンプー、石け

んですね。私の承知している限りでは、シャンプーと石けんは置いてあります。女性の湯は知りませんけれども、男性の湯は、石けんは置いてあります。シャンプー兼用のものを各蛇口ごとに置いてあります。

それから、打たせ湯のところが、危険だということでやめたというふうに承知しておりますけれども、そのところにシャワーをということですけれども、相当直さなければならぬと思うんですね。

女性のほうも、多分蛇口は6個あったと思います。先ほど20名というふうに伺いましたけれども、男性のほうも、私はたまに行くんですけれども、15名いたことはないですね。ですから、女性のほうが異常に多いのかも知れませんけれども、時間帯は先ほど課長が答弁したように、ほとんどゼロのときもありますので、70歳以上の利用者が8割、9割近いわけですから、その皆さんの年齢から言えば、時間調整はできるというふうに思っていますので、そこは調整をしていただきたいなというふうに思います。

シャワーを作るとなると、相当の、ある程度まとまった金がありますし、多分これの補助金はないというふうに思います。全部単費でしなければならないというふうに思いますので、それは、私の答弁で冒頭申し上げましたような状況を勘案して、それぞれ皆さんで譲り合うということを、それから時間調整をしていただくことを、というふうに思っています。

男性のお風呂も、実は長い人がいたりして、長いというよりは隣と話をしていて、本当にお湯を出しっぱなしで話しっぱなしでというような人をたまに見かけまして、腹の中ではいかがなものかなというふうに言って、掲示してもらったりしているんですけどもね。そんな方もおります。多分女性のほうもそうだろうと思います。

それから、70歳以上の方の300円で募金箱、京都へ行くと志納金というようなことも検討したんですが、いろいろな人の意見を聞いてみると、募金箱があって素通りするのがしにくいというお話も、私はまま聞いております。ですから、そういうような、300円を入れていただくということですけれども、その目的が、シャワーを作るために300円、あるいは100円でもいいんですけども、とてもそれでは何十年たってもそれに達しないというふうに思います。

冒頭、御質問でもいただきましたように、70歳以上の皆さんには、本当に村のために御貢献をいただいた皆さんには、今しばらくと言いましょうか、私は無料で行いたい。福祉施設ですから、そうしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 金井議員。

○10番（金井とも子君） ありがとうございました。

シャンプーのことはちょっと、私もよく確認しなくて申し訳ございません。

でも、大体の方がマイシャンプーとマイリンス、それから石けんなんかも持って行っているような気がしますので。このくらいの、そういうものを入れる入れ物を、皆さん持って行っていますので、できればそれを置く台がちょっとあればいいなかと思いましたので、よろしくお願ひいたします。

さて、これからは、高齢化、生産人口の減少による税収の伸び悩みが懸念される一方で、公共施設や上下水道や公共バスなど、インフラの老朽化がこの青木村でも進んでいる状況にあります。加えて、土木・建設事業の金額の高騰、原材料の調達の遅れなどもあり、整備には困難を感じております。

しかし、将来的な住民ニーズの変化など、様々な課題に対応しながら持続可能な公共サービスを提供していく必要があると考えます。将来の社会構造を見据えて、有利な補助金や基金を利用しての維持管理や更新を図ること、また、前に村長さんも言っておられたことがあります、スクラップ・アンド・ビルトにより、設備等の効率化、集中化を実現し、持続可能な公共施設、インフラ維持管理の在り方を検討し、村全体に展開していただくことを期待しております。

村長さんをはじめ、村職員の皆様には、最大限の御努力と知恵を集結して、事に当たっておられることと推察し、感謝申し上げるとともに、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。本当に、リスペクトさせていただきたいと思っております。

以上で私の質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） 10番、金井議員の一般質問は終了しました。

通告のありました6人の議員の質問はこれで全て終了しました。

◎ 総括質疑

○議長（平林幸一君） 引き続いて会議を進めます。

これより令和6年度一般会計及び特別会計の決算についての総括質疑を行います。

質疑のある方。

[発言する声なし]

○議長（平林幸一君） なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

◎委員会付託

○議長（平林幸一君） 続いて、委員会付託を行います。

本会議に上程されました議案第1号から議案第6号までと請願第1号から請願第2号を常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） 稲垣事務局長より、内容について説明を申し上げます。

○議会事務局長（稻垣和美君） それでは、皆様には事前にお配りをしてあるかと思いますけれども、令和7年第3回定例会議案等委員会付託明細について御説を明申し上げます。

まず初めに、1枚ものの付託明細のほうを御覧をいただければと存じます。

委員会に付託する案件につきましては、議案第1号から議案第6号まで、それぞれの委員会へ付託をいたします。

請願第1号、第2号につきましては、委員会へ付託をいたします。

以下の報告2件と、議案第7号から第17号までにつきましては、最終日の本会議で御審議をお願いいたします。

初めに、議案第1号 令和6年度青木村一般会計決算の認定につきましては、別刷りの令和6年度青木村一般会計決算等委員会付託明細を御覧をいただきたいと存じます。

歳入については、1枚目の表ページと裏ページになります。該当するページにつきましては、左端に記載しております12ページから37ページまでとなりますので、よろしくお願ひいたします。

歳出につきましては、最後のページを御覧ください。該当するページは、38ページから119ページまでとなります。

また、特別会計、企業会計につきましては、下段の表のとおりとなります。

なお、付託の委員会名につきましては、右端の欄に各々記載しております委員会にて御審議をお願いいたします。

1枚ものの付託明細に戻っていただきまして、議案第2号、第3号、第4号は社会文教委員会でお願いいたします。議案第5号と第6号につきましては、総務建設産業委員会で御審議をお願いいたします。

請願第1号、第2号につきましては、社会文教委員会で御審議をお願いいたします。

以上、委員会付託明細について御説明申し上げました。

○議長（平林幸一君） 皆さんのはうから、何か不明な点ございましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） よろしいでしょうか。

◎散会の宣告

○議長（平林幸一君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

散会 午後 1時40分

令和 7 年 9 月 1 9 日 (金曜日)

(第 3 号)

令和7年第3回青木村議会定例会会議録

議事日程（第3号）

令和7年9月19日（金曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議事日程の報告
- 日程第 2 委員長審査報告
- 日程第 3 報告第 1号 健全化判断比率について
- 日程第 4 報告第 2号 資金不足比率について
- 日程第 5 議案第 1号 令和6年度青木村一般会計決算の認定について
- 日程第 6 議案第 2号 令和6年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第 3号 令和6年度青木村介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第 4号 令和6年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第 9 議案第 5号 令和6年度青木村簡易水道事業会計決算の認定について
- 日程第 10 議案第 6号 令和6年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 11 議案第 7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 8号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 9号 青木村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 10号 青木村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 11号 青木村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第 16 議案第 12号 青木村営簡易水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 13号 青木村公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 14号 第6次青木村長期振興計画の計画期間の変更について
- 日程第 19 議案第 15号 監査委員の選任について
- 日程第 20 議案第 16号 教育委員会委員の選任について

日程第21 議案第17号 令和7年度青木村一般会計補正予算について
日程第22 請願第1号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の
請願について
日程第23 請願第2号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・
「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書につ
いて

出席議員（9名）

1番	小林 久美子 君	2番	松澤 広海 君
3番	北澤 久美子 君	4番	宮澤 政美知 君
5番	宮入典子 君	6番	松本淳英 君
7番	塩澤敏樹 君	8番	平林幸一 君
10番	金井とも子 君		

欠席議員（1名）

9番 坂井 弘君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫 君	教育長	沓掛英明 君
参事 兼 総務企画課長	稻垣和美 君	商工観光移住 課長	小林利行 君
住民福祉課長	小根沢義行 君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管理監	高柳則男 君
建設農林課長	奈良本安秀 君	教育次長兼 公民館長	小林宏記 君
保育園長	成沢亮子 君	建設農林課 長補佐兼 上下水道 推進監兼 上下水道係長	小林義昌 君
建設農林課 長補佐兼 農業振興係長 兼副防災危機 管理監	上原博信 君	建設農林課 長補佐兼 建設係長	横沢幸哉 君
税務会計課 資産税係長	小山明之 君	住民福祉課 長補佐兼 地域包括支援 センター長	早乙女敦 君

總務企画課
担当課長兼
事業推進室長

塩澤和宏君

總務企画課
企画財政係長

金井大介君

住民福祉課
保健衛生係長

上原加代君

住民福祉課
住民福祉係長

津田直樹君

税務会計課
住民税係長

片山雅史君

教育委員会
教育係長

奈良本いずみ君

商工観光課
移住商工観光移住係長

宮澤俊博君

總務企画課
課長補佐兼
總務係長

依田哲哉君

事務局職員出席者

事務局長

稻垣和美

事務局員

依田哲哉

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（平林幸一君） 定刻になりましたので、本日の会議を開会いたします。

なお、9番、坂井弘議員より、本日の会議について欠席届が提出されております。御報告をいたします。

◎議事日程の報告

○議長（平林幸一君） 本日の日程は、委員会付託についての委員長報告をいただいた後、報告第1号から第2号、議案第1号から請願第2号までを議題とし、質疑、討論、採決の順で行います。

なお、報告第1号及び第2号の討論、採決はございませんので、御承知おきをお願いします。

◎委員長審査報告

○議長（平林幸一君） それでは、各委員長より委員会審議の内容について報告をお願いいたします。

最初に、総務建設産業委員会においての質疑内容等について委員長より報告を願います。
松本総務建設産業委員長。

○総務建設産業委員長（松本淳英君） おはようございます。

それでは、総務建設産業委員会に付託の事件につき審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第74条の規定により報告いたします。

議案第1号 令和6年度青木村一般会計決算の認定について。

歳入については、固定資産税、法人住民税増加の要因や定額減税の影響、特別交付税の算定方法、ふるさと応援寄附金の状況、キャンプ場使用料減額の要因、村営住宅使用料の滞納の状況などについて質疑が出されました。

歳出においては、総務企画課、税務会計課関係では、業務委託の状況、村有施設の土地の借り上げ状況、地域おこし協力隊、地域活性化企業人の活動状況、防災備蓄品の今後の見通しや防災応援協定の提携先などについて質疑が出されました。

また、建設農林課、商工観光移住課関係では、上下水道繰出金、農業関連補助金・交付金について、国道143号バイパス事業、村単道路工事、移住定住の状況、村営住宅の老朽化への対応、空き家の現状について、多岐にわたり質疑がなされました。

反対議論はなく、賛成討論では、コロナ渦から回復している経済状況の中で、企業誘致による自主財源の確保と有利な財源の活用による規律ある財政運営が計画的に実行されていることが評価できる。今後も村が抱える課題に対して継続的な取組に加え、積極的に新しい取組を実施し、地域・村民のニーズに応える事業展開を望むとの賛成討論があり、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、議案第5号 令和6年度青木村簡易水道事業会計決算認定について。

損益勘定留保資金や水道施設の耐震化、事業運営の健全化について質疑があり、討論なく全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

最後に、議案第6号 令和6年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計の認定について。

質疑、討論なく全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（平林幸一君） 続いて、社会文教委員会について委員長より報告をお願いします。

金井社会文教委員長。

○社会文教委員長（金井とも子君） 社会文教委員会に付託の事件について、9月11日に委員会審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第74条の規定により報告いたします。

議案第1号 令和6年度青木村一般会計決算の認定について。

教育委員会関係において、歳入では、保育料増額の理由、滞納繰越しの扱い、屋内ゲートボール場の利用状況、子供のための教育・保育給付交付金等の国及び県補助金の内容等について。

歳出では、物価高騰を受けての給食の状況、工事請負の業者選定について、水曜クラブの活動、スクールソーシャルワーカーの効果と成果について、タブレット端末使用による目の健康への影響、中学校備品の利用状況、部活動の状況、図書館の空調・LED工事の効果、図書館エコールの利用状況、五島慶太未来創造館の企画展と来館者数、総合グラウンドのLED工事等について、質疑、応答がなされました。

住民福祉課関係においては、歳入では、保健センター使用料の内訳と実績、一般廃棄物処

理業等許可申請手数料の内訳及び内容、民生費国庫補助金の地域少子化対策重点推進交付金の内容、未熟児養育医療事務負担金の内容、コロナワクチン定期接種の実績と村の助成金額について。

歳出では、障害者福祉費の負担金補助及び交付金と扶助費の内訳と内容、新規事業のカンガルー教室とがんアピアランス補助金の内容について、環境衛生費の負担金及び補助金の内容とごみの減量について、老人福祉費における委託料のうち配食サービスの委託先と業務内容について、それぞれ質疑、応答がされました。

反対討論はなく、賛成討論として、教育委員会関係では、児童センター、図書館、そしてグラウンド、テニスコートのＬＥＤ化が行われ、エネルギーの消費量を削減する上でも、また、より快適な省エネ対策が図られています。

また、文化会館のトイレの洋式化、さらに保育園・小学校トイレの洋式化が行われ、子供達が生活を送る上で、より快適で衛生的な環境を提供することができています。

五島慶太未来創造館でも、様々な企画展が行われ、多くの来館者が来られ、また利用していただけたことなどが評価されました。

住民福祉課関係においては、証明書のコンビニ交付時の児童手当の拡充、慰労給付費の充実と子育て関係に手厚い支援が行われています。また、低所得者世帯でも各種支援金がスムーズに支払われました。

新規事業では、補聴器購入補助、発達に心配のある親子の遊びの教室としてカンガルー教室への支援事業、また、がん患者への包括的ケア事業のアピアランスケアの補助、結婚新生活支援事業も始まり、各種支援金の円滑な支払いなどが評価されました。

今後も住み続けたい村のさらなる実現に向け、一層の御努力を重ねるよう要望するとともに、私達も精いっぱい尽力することを誓うとの賛成討論があり、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定しました。

続いて、議案第2号 令和6年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定について。

保険給付費交付金の保険者努力支援分についての制度内容と算定基準について、健康教育費の内容等について、質疑応答がなされました。

討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定しました。

議案第3号 令和6年度青木村介護保険特別会計決算の認定について。

介護保険料未納の際の督促料、保険者努力支援交付金の内容、成年後見制度の相談件数や緊急通報体制等整備事業について、質疑応答がなされました。

討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定しました。

議案第4号 令和6年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定について。

後期高齢者医療保険料の収入未済額について、また滞納者の状況、今後の不納欠損処分について、質疑応答がなされました。

討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定しました。

請願第1号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願について。

質疑、討論なく、全員賛成にて採択すべきものとすることに決定しました。

請願第2号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書について。

質疑、討論なく、全員賛成にて採択すべきものとすることに決定しました。

以上、社会文教委員会に付託されました事件の審査結果について、報告いたしました。

○議長（平林幸一君） ありがとうございました。

◎報告第1号の質疑

○議長（平林幸一君） それでは、9月3日の議会開会日にお配りしました議事日程に沿って進めてまいります。

報告第1号 健全化判断比率について質疑のみを行います。

質疑ありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） 報告第1号 健全化判断比率についての質疑を終了します。

◎報告第2号の質疑

○議長（平林幸一君） 続いて、報告第2号 資金不足比率について質疑を行います。

質疑ありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） 報告第2号 資金不足比率についての質疑を終了します。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 続いて、議案第1号 令和6年度青木村一般会計決算の認定についてを議題とし、質疑に入ります。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

塩澤敏樹議員。

○7番（塩澤敏樹君） 私は、第1号議案 令和6年度青木村一般会計決算の認定について賛成の立場で討論いたします。

令和6年度青木村一般会計、歳入総額は40億9,107万5,306円、歳出総額は38億6,454万7,468円となり、歳入歳出差引額は2億2,652万7,838円の黒字、また、翌年度へ繰越すべき財源を差し引いた実質収支額は2億162万7,838円となりました。

令和6年度は、令和4年度スタートした第6次青木村長期振興計画の前期基本計画の5か年の3年目の年となり、具体的な実施事業の計画が進められました。

歳入については、村税は、前年度比1億9,952万円、42.7%増の6億6,702万円。企業誘致により法人住民税や固定資産税が増と期待どおりの成果を達成しています。

村債では、前年度比3億5,870万円増の2億190万円で、情報通信ネットワーク等高機能化促進事業、農業用水路改修工事、村道あおきの森、1号線災害復旧工事の財源として、地方公債交付税措置がある有利な財源を活用していることを評価します。健全化判断比率等に關しても問題なく、健全な財政運営だった点を評価いたします。

歳出について、総務建設産業関係では、総務費13億854万円では、情報通信サービス事業2億818万円、地方厚生プロジェクト事業1,471万円、地方創生臨時交付金事業2,670万円、村営バス運行管理費2,673万円等、農林水産業費では2億5,597万円では、農業用水路等長

寿命化、防災減災事業等商工費 1 億2,694万円では、商工業振興費3,413万円、昆虫資料館950万円、移住定住促進事業2,809万円等、土木費 3 億2,804万円では、公共下水道費 1 億8,245万円、道路橋梁費9,918万円等でありました。

住民福祉課関係では、証明書コンビニ交付事業で、全国どこでも最寄りのコンビニエンスストアで店舗で設置されているマルチコピー機、キヨスクもあったんですかね、証明書が取得できる事業の促進が図られています。

児童手当の拡充、医療給付費の充実等、子育てに手厚い支援が行われています。また、低所得世帯の皆さんにも各種支援金がスムーズに支払われました。

新規事業では、補聴器購入補助、発達に心配のある親子の遊びの教室カンガルー教室への支援事業、がん患者さんへ包括的ケア事業のアピアランスケアの補助金、そして結婚新生活支援事業も始まりました。これからも様々な方への手厚い支援をお願いします。

教育委員会関係では、児童センター、図書館、そしてグラウンド、テニスコートのＬＥＤ化が図られ、エネルギーの使用量を削減する省エネ対策が図られました。

また、文化会館のトイレの洋式化、そして保育園・小学校トイレの洋式化が行われ、子供達が生活を送る上でより快適で衛生的な環境を提供することができました。これからも利用される皆さんに快適な環境づくりをお願いします。

五島慶太未来創造館でも様々な企画展が行われ、多くの来館者が来られました。これからも五島慶太未来創造館をはじめ各施設で魅力ある企画を立てていただき、多くの方に来館、利用していただける取組をお願いします。

以上、今後も住み続けたい村のさらなる実現に向け、私達も精いっぱい尽力することをお誓いしまして、第 1 号議案 令和 6 年度青木村一般会計決算認定についての賛成討論といたします。

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

議案第 1 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第 1 号 令和 6 年度青木村一般会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 続いて、議案第2号 令和6年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第2号 令和6年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 続いて、議案第3号 令和6年度青木村介護保険特別会計決算の認定についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

議案第3号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第3号 令和6年度青木村介護保険特別会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 続いて、議案第4号 令和6年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

議案第4号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

[挙手全員]

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第4号 令和6年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 続いて、議案第5号 令和6年度青木村簡易水道事業会計決算の認定についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

議案第5号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第5号 令和6年度青木村簡易水道事業会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 続いて、議案第6号 令和6年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計決算の認定についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

議案第6号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第6号 令和6年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 続いて、議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

金井とも子議員。

○10番（金井とも子君） 特別職の費用弁償、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正についてお聞きいたします。

農業委員さんに対しての最適化交付金ということだそうですけれども、農地の最適化の推進というものは、どのようなものをお考えでしょうか。具体的な内容をお教えいただきたいと思います。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） お答え申し上げます。

農地の最適化利用交付金事業の中の活動につきましては、具体的には、担い手への農地の利用の集積、集約化、それから遊休農地の発生防止・解消、それから新規参入の促進、主にはこういった活動の推進をしていくという活動になっております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 金井議員。

○10番（金井とも子君） ありがとうございました。

具体的にもし分かっていたらでよろしいんですけども、1日当たりの報酬というふうに

なっておりますけれども、また予算の範囲内とありますけれども、大体の試算で1日当たり幾らぐらいの予算を予定していらっしゃるのでしょうか。お教えいただきたいと思います。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） お答え申し上げます。

この交付金事業については、特にその上限とか単価というものは設定はされておりませんが、現在のところ我々のほうで想定していますのは、現在の農業委員さんの年額がお一人17万8,800円でございます。これを365で割りますと、1日当たり約500円になります。

この交付金事業、国の方で活動の目標として示されている数字が月10日程度の活動というものを目標と設定されておりますので、その10日間とさせていただいて、500円を掛けると月5,000円。そうしますと、年額でお一人約6万円の交付金という算定をしております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 金井議員。

○10番（金井とも子君） 隨分ちょっと少額かなというふうにも考えましたけれども、予算の範囲内ですので、仕方がないかなと思います。

これにつきましては、国の補助金というものは、あるんでしょうか。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） お答え申し上げます。

国の補助事業で農地利用最適化交付金事業の交付金を財源として、交付をさせていただきます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 金井議員。

○10番（金井とも子君） 承知いたしました。

正確な執行を望んでおりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（平林幸一君） ほかに質疑ございますか。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

議案第7号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 続いて、議案第8号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

塩澤敏樹議員。

○7番（塩澤敏樹君） 働き方がよくなっていく環境づくりをしていくことは大切なことだと思います。

役場として職員の皆さんにこのような育児休業を取る周知といいますか、働きかけ等の取組については、どのようにになっているのかお聞かせください。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稻垣和美君） お答え申し上げます。

本条例案を可決お認めをいただきました暁には、システムのグループペアまた書面等で職員に周知をして対象となる方には、こういった拡充措置がされたということを周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） よろしくお願ひいたします。

職員の皆さん、男性、女性問わず子供に関わる時間を増やしていただくという取組をぜひとも気兼ねなくできるような職場をつくっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（平林幸一君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

議案第8号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

[挙手全員]

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第8号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 続いて、議案第9号 青木村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

議案第9号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第9号 青木村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 続いて、議案第10号 青木村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

議案第10号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第10号 青木村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 続いて、議案第11号 青木村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

する基準を定める条例についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

北澤久美子議員。

○3番（北澤久美子君） お願いします。

こども誰でも通園制度ということで、法律により来年、令和8年4月から実施予定というふうになっておりますけれども、この制度は、保育園に通っていない子供達への対象ということで、今までも保護者の方から保育園にいろいろな声が、こういった声があったのかどうか、始まってみないとどれだけの人数が利用されるかは、分かりませんけれども、今まで保護者様からこのような保育園に通っていないんだけれどというような要望、需要がどれだけ声があったのかという状況をちょっと教えていただければと思います。

○議長（平林幸一君） 成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 保育園からお答えさせていただきます。

青木村の保育園では、青木村というか、青木村の中では、そういった需要やニーズはございませんでした。今回の制度に関しましては国から下りてきたものになっております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 北澤議員。

○3番（北澤久美子君） ありがとうございます。

国でとなっていて今度法律でなってきておりますけれども、本当に今の保育だけでも大変で、今度通っていない子供達のところにまで目というと、本当の御苦労だなと思いまして、ちょっと質問させていただきました。ありがとうございます。

○議長（平林幸一君） ほかに質疑ございますか。

金井とも子議員。

○10番（金井とも子君） 北澤議員のほうから質問されたのであれなんですか、割と自由な時間に来て保育を受けるというような感じに受け取るんですけれども、給食とかそういったものは、お金を払えばできるというようなことですけれども、やはり利用するには予約が必要ということなんでしょうか。

○議長（平林幸一君） 成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） お答えさせていただきます。

こちらですが、まず利用登録をしていただきます。その後、面接、利用予約、そして使用される保護者と保育園のほうの職員体制が整ったところでの受入れというようになっており

ます。

○議長（平林幸一君） 金井議員。

○10番（金井とも子君） 分かりました。保育園のほうに大分負担がかかると思いますので、その点について体制が整ったら予約を受け入れるということのようですので、あまり無理がないかなというふうに感じました。

大分画期的な方法だと思いますので、十分手当していただいてやっていただければと思います。ありがとうございます。

○議長（平林幸一君） ほかに質疑ございますか。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

議案第11号について原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

[举手全員]

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第11号 青木村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 続いて、議案第12号 青木村営簡易水道条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

金井とも子議員。

○10番（金井とも子君） 確認ですけれども、概要のところに、下から2行目のところにあ

りますが、他の水道事業者が指定した給水装置工事業者による給水装置工事を行うことができるよう改正するというふうに書いてありますけれども、他の水道事業者というのは、他の自治体でよろしいでしょうか。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） お答え申し上げます。

水道事業者は、市町村でございますので、自治体とお考えていただいて結構でございます。
以上です。

○議長（平林幸一君） 金井議員、いいですか。

ほかに質疑ございますか。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

議案第12号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

[挙手全員]

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第12号 青木村営簡易水道条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 続いて、議案第13号 青木村公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

議案第13号について原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

〔举手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第13号 青木村公共下水道条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 続いて、議案第14号 第6次青木村長期振興計画の計画期間の変更についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

金井とも子議員。

○10番（金井とも子君） また、確認でございますけれども、新たな長期振興計画ということで令和9年度から18年度までの期間となると思いますけれども、その間もやはり前期基本計画と後期基本計画も5年ごとに定めるということでよろしいでしょうか。

○議長（平林幸一君） 塩澤事業推進室長。

○総務企画課担当課長兼事業推進室長（塩澤和宏君） ご回答申し上げます。

新しい計画の期間ということですが、体系を含めて、新しい計画は策定したいという考え方で、計画期間ですか、そういったことも根本から見直しをして、20年後、30年後に見据えた必要な計画年数を設けて策定していきたいと思っております。

以上です。

○議長（平林幸一君） いいですか。

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

議案第14号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

[挙手全員]

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第14号 第6次青木村長期振興計画の計画期間の変更については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

議員の皆さんには議員控室へお願いをいたします。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時55分

○議長（平林幸一君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 議案第15号 監査委員の選任についてを議題とし、提案説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君） それでは、議案第15号 監査委員の選任についてをお願いいたします。

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意をお願いいたします。

住所は、青木村大字村松963番地、氏名は、沓掛計三さん、生年月日は、昭和24年7月6日生まれでございます。

関係する法規について申し上げますと、地方自治法の196条に監査委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任するとなつております。

計三さんの少し説明をさせていただきますと、役場の職員を37年間経験され、議会も通算の3期を経験し、2年間議長としてお務めいただきました。

それから、事業経営ということで、今農業法人の青木村機械作業部会の受託組合の副組合長をされておられます。

御案内のとおり温厚な人柄でありまして人望も厚いと、こういうことから沓掛計三さんを監査委員として最適な方と判断してお願いするものでございます。

令和7年9月3日提出、青木村長、北村政夫。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 本案について質疑を行います。

質疑のある方ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

議案第15号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第15号 監査委員の選任については、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 続いて、議案第16号 教育委員会委員の任命についてを議題とし、北村村長の説明をお願いします。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第16号 教育委員の任命についてをお願いいたします。

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会の同意をお願いするものでございます。

住所、青木村大字村松556番地、氏名は、片田章偉さん、生年月日は、昭和23年10月20日でございます。

関係法規はただいま申し上げたとおりでございまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第4条に、委員は地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するとなっております。

片田章偉さんは、今教育長職務代理で2期目でございます。教育に長く携わられまして9校に合計お勤めで、2つの小学校の校長さんをお勤めいただきました。長野県教育委員会会長の表彰もいただいております。

青木村の教育に大変御協力いただきまして、学校担任も急遽お願いしたりして深い関わりをお願いしております。人柄は御案内のとおり周囲からは大変厚い信頼を得ております。

以上のことから片田章偉さんをお願いするものでございます。

令和7年9月3日提出、青木村長、北村政夫。

○議長（平林幸一君） 本案について質疑を行います。

質疑のある方ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

議案第16号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第16号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 続いて、議案第17号 令和7年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

松本淳英議員。

○6番（松本淳英君） 9ページ、10ページで質問させていただきます。

初めに、地方創生臨時交付事業におきまして、負担金補助及び交付金で村内の稻作に関する基盤強化を図る事業ということを説明受けましたが、もう少し詳細につきましていただけましたら、答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長（奈良本安秀君） お答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、この支援金は、米の安定供給と持続可能な農業生産基盤の強化を図る事業を予定しておるところなんですけれども、具体的には今後明らかになってきます国の政策、動向を注視しながら支援策を講じていく予定でございます。と申しますのも、御存じのように政府は、8月5日に米の政策の関係閣僚会議で増産にかじを切る方針を打ち出したわけでございますけれども、しかしながら、その増産については、課題も多いというところで、最近の新聞報道等では、米の民間在庫が2026年度6月末で229万トンということで、適正と言われている180～200万トンを上回る可能性があって、過剰を招く可能性もあるということです。

目指す方向ですか、課題というのは、見えてはいるんですけども、なかなか具体的な支援策が国の方からまだ示されてこないということと、また、2027年、令和9年度から水田政策の大幅な見直しが予定されているということもございまして、なかなか具体的な支援策については、国の今後出していく支援策を、よく中身を吟味させていただいて、村にと

ってどういう支援が効果的なのかということをよく検討していきたいと思っております。

このタイミングで予算計上させていただいた理由は、地方創生交付金事業が今年度中に事業執行を完了しなければならないというところで、なかなか12月の補正では、事業実施が間に合わない可能性もあるため、今議会補正において予算措置だけはお認めをいただきたいというものでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） ありがとうございました。

国の具体的な施策がまだはっきりしないという中で、いろいろ御苦労いただいているかと思います。一般質問のときにございましたスマート農業に関する補助金等、農業の環境が大きく変わる中、いろんな御努力をされているかと思います。

引き続き、青木村らしい農業政策が打てるよう御尽力いただけたらと思います。

○議長（平林幸一君） ほかにございますか。

小林久美子議員。

○1番（小林久美子議員） 11、12ページなんですけれども、林業振興費のこれが松くい虫に対する補助金というように聞いたんですけれども、推進事業と聞いたんですけれども、松くい虫の事業費が、結構、一昨年、去年、今年と、どんどん金額が増大しているんですけれども、これ先ほど村長さんもおっしゃられたように、青木村にとって松茸はとても大切なものなんですが、果たしてどのくらい、年々増加の一途なのですけれども、この先の見通しは、どのようにお考えでしょうか。

○議長（平林幸一君） 横沢補佐。

○建設農林課課長補佐兼建設係長（横沢幸哉君） それでは、お答えします。

ここ数年の松くい虫の被害量の数字なんですけれども、令和6年度については、委員会でもお示しましたとおり、4,190立米の被害、駆除量ということになります。

令和5年度につきましても3,299立米、令和4年度が1,615立米、令和3年度が1,440立米ということで、ここ2年間で急に増えてきております。やはりその天候が一番左右するかと思うのですけれども、ここ近年暑い日が続きますので、線虫を移動させるマツノマダラカミキリの移動が多いということが原因になるかと思います。

また、この補助事業についてやっている松くい虫なんですけれども、基本的に標高800メートル以下についての事業を中心にやりなさいということになっておりますが、現状を見る

と、標高900メートル近いところまで今被害木が出ているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 加えて答弁をさせていただきますが、今、小林議員のほうから松茸という話が出ましたけれども、松茸は結果として付随するものでございます。

国土を守る、山を守るということが青木村の安全安心につながると、青木村は御案内のとおり表土が浅いんで、よく松の大木が、台風の後行ってみると、あの大木が倒れていますよね。あれは、表土が浅いということと、それから松の特性が直根でなくて、横に張っていくという特性からもあると思います。

このまま放置しますと、筑北村とか麻績村とか、ああいう状況に山が真っ赤になって、真っ白になって、そして、我々の経験だとだいたい3年～5年、5年すると大雨が降ると、どっと土砂崩壊がするのです。ということで、山を守るということが最優先、いわゆる国土を守るということが最優先でさせていただいております。

おっしゃられたとおり、財政から見ると、とてもこれ大変なんですよ。ということで県のほうには、足しげく通いまして、昨年度末には、長野県中で余ったといいましょうか、不用額になりそうな額を全て青木村に投入していただきまして、この松くい虫の除去に努めました。

今年度も何回も行ったり、それから試験場からも来ていただいて、いろいろ御指導いただきながら、どういう方法が効果があるかということも、どういうふうにしたらいいかとか、ドローンで今年も山の奥のほうもチェックするとか、そんなことでやっております。

それからもう一つ、今までのような抜倒駆除だけではなくて、しばらく前から樹種転換といって、一山全部、松を、健全な松も切って、バッファゾーンを造って、もうそれ以上飛ばないようにということで、今年は塩野入池の付近の2か所、普通ですと、樹種転換1か所つけばいいほうなんですけれども、特に今年は県のほうに認めていただいて、2か所の樹種転換をする予定です。

様々なことをしながら、これをやっていきたいというふうに、様々なことというのは、財政的には大変なんですけれども、御案内のとおり隣の村へ行くとああいう状況ですんで、あれはいかがなものかなというふうに思っております。また、財政的には苦しいのですが、こういうところは歯を食いしばって思っています。

最も効果があるのは、空中散布ができればいいんですよね。かつては、御案内と思います

けれども、空中散布をやってそれなりの効果があったんですけども、その土地、地域の皆さんから県内に広がりまして、この地域もヘリコプターによる空中散布は、中止しております。

何年か前に、阿部知事が来てくれて、上田でこの松くい虫に対するシンポジウムをいたしました。空中散布が主なテーマでありましたけれども、その方面から来た皆さんは大合唱で反対ということあります。

我々もできれば空中散布をすればいいんですけども、健康被害があるというふうなことをおっしゃられる方もいたし、その団体の皆さんのお話を聞くと鼻血が出たとか、そんなような話も聞いております。

どこまで医学的に検証されたというのは、はっきり我々には分かりませんけれども、こういった状況をしていかないと、青木村の松は御案内のとおりの状況でn乗で、倍ではなくn乗で増えていきます、ということで、財政的には本当にどうしようかなというのにはありますけれども、冒頭申し上げましたように、これをやらないと土砂崩壊とか、そういったことで、安心安全な村づくりの面から、しばらくこれで頑張りたいと思っております。

○議長（平林幸一君） 小林議員。

○1番（小林久美子議員） 本当に、村長さんはじめ皆様の御苦労が目に見えないところの苦労を教えていただきましてありがとうございました。

ちょっと聞いた話なんですけれども、松にこう注射みたいに打つといいっていう話を聞いたんですが、やっぱり何百本、何千本とある松にそれを施行するのは大変だとは思いますが、松茸を探っている方とともに特に、やっぱり村民一人一人も意識を持って自分の松林を守るという意識を持ってやっていってもらえたらいいなと思います。

それを通常の時間の中でやるのは、とっても大変だということは私も庭をやっているのでもよく分かりますが、何とか青木村の松茸を守っていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 松の木に液体を注入とは、樹幹注入というんですけども、あれ1本やるとやっぱり1万円、いや数万円するんですよ。5～6本打たなければならぬとかです。

景観を守らなければならぬところ、例えば大法寺の周辺とか、そういうところは、予防的にやっていますけれども、なかなか試験場の、林業試験場研ですかね、皆さんに来てもらったりして、いろいろこんな方法、あるいは効果的な場所の選定、なるべく貴重な税金を使

わないようにこの方法をやりながら、村土を守っていきたいというふうに思っております。

それから、これ放っておくと、さっきも言いましたようにどんどん拡大するスピードが速いんですよ。ですから、本当に今財政的には歯を食いしばってやっています。

それから、森林組合の皆さんも本当に、除去する適期があるんですね。春と秋に。その時期に森林組合の青木支所だけでは無理なんで、上小森林組合の全てのところから班を集めてもらって、集中的にやっていただく、そんな協力をいただきながら一生懸命やっております。

○議長（平林幸一君） 小林議員。

○1番（小林久美子議員） ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） ほかにございますか。

松本淳英議員。

○6番（松本淳英君） 同じく、先ほどの質問、9ページ、10ページです。

村営バス運行管理費ですが、新たに地域路線バス運行支援補助金のほうが計上されることになるかと思います。

この補助金につきまして、上田市との補助払いがどのようにになっているのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 稲垣課長。

○参事兼総務企画課長（稻垣和美君） お答え申し上げます。

今回の新たな路線バスの運行支援補助金につきましては、利便増進事業ということでございまして、青木・上田間の千曲バスの路線の部分を上田市と青木村で折半で補助するというものでございます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） ありがとうございました。

限られた財源の中で、路線の維持ということで大変な御努力をしていただいているかと思います。利用促進や利用者の負担軽減も引き続き御検討いただけたらと思っているところでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（平林幸一君） ほかにございますか。

塩澤敏樹議員。

○7番（塩澤敏樹君） 11ページ、12ページ、商工費の一番下、昆虫資料館の修繕費であり

ます。

建ってもう40年近くなるんですかね。自分が大学時代の頃ですから、相当古くなってきているんだと思います。

村には、そういう施設もたくさんあるわけですが、昆虫資料館には、貴重な標本等があり、保つていくためには、環境が大切になってくる。今、このように暑くなってきてている状況でありますと、お聞きすると昆虫資料館も大変暑くなってきたと、サンプルといいますか、標本を守るためにも、快適性、空調等がこれからも必要になってくるんではないかと思いますが、先ほど言ったとおり、昆虫資料館等も大変古くなってきて、これからの昆虫資料館の運営といいますか、設備に関して村はどのように考えているか、お伺いしたいと思います。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 昆虫資料館、もともと温水施設を村が買って、小川原辰雄先生に活用していただいたという経緯がございます。

一つ課題は、通年オープンできないんですよね。というようなことがあったり、古くなったりして、昆虫資料館の在り方というのを文化施設ですから、文化を大事にする村としても、どういうふうなことのその昆虫資料館の在り方を今後研究していくというときに来ているなというふうには思っております。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） よろしくお願ひします。

下にあるキャンプ場が今、民営の方が委託されて経営されていると、あそこら辺一帯をパラグライダーもありますし、この前お願いしましたチョウの公園を造るということに関しても、そのような形で複合的にいろんな施設を集めて、そこで観光的にも運営されたらいいのかなと思います。

以上になりますが、自分の両親もそこの開所当時、そこで働かせていただきまして、その時に自分もこの青木村に来たという状態でありますと、自分も移住してきた一人であります、大変昆虫資料館といいますか、保養センターあおきには、大変思い出がありますと、どうにかこのまま継続し、より発展的な施設になっていくような形をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（平林幸一君） ほかに皆さんのはうからありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

議案第17号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

[挙手全員]

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第17号 令和7年度青木村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 続いて、請願第1号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

北澤久美子議員。

○3番（北澤久美子君） 私は、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願に賛成の立場で討論します。

高度情報社会になり、情報リテラシーの教育も必須になってきています。そのほか食育や防災教育、主催者教育など、何々教育と言われる内容も新たに取り入れられることが多くなっています。学ぶべき知識が増えているだけではなく、やるべきこと、つけるべき力の範

囲も広がっているのです。

その結果、増えた範囲が全てカリキュラムに詰め込まれオーバーロードを起こしております。

学校では、限られた時間で多くのことを効率よくかつ子供が主体的に学ぶような授業や行事などの工夫に努めています。しかし、指導すべき内容が多くなりすぎると学習者の主体性の重視は難しくなり、表面的な学びになりかねません。

指導内容が増えると教材研究や指導法の検討にかかる時間も増え、教員の職務時間も超過の状態に陥ります。

学校の働き方改革を進めるという喫緊の課題を抱えながら、時間をかけて取り組みたいことがあるのに、時間に制限がかかるという状況に陥っています。

これまでも学習指導要領の理念と学校現場の実践の乖離という問題がたびたび指摘されてきました。次代を担う子供に身につけさせたい力の明確化は必要なことですが、カリキュラム・オーバーロードの状態では、その理念は絵に描いた餅です。

それだけではなく、子供も教師も心身の健康を損ねるような状態に陥ります。これでは、教育の在り方として、本末転倒と言わざるを得ません。

過去の成果と課題はもちろん、現在の学校現場の窮状を踏まえ、教育活動の最前線に立つ行政や学校、教職員が将来の展望を抱きながら教育活動の展開ができるような国の答申や学習指導要領改訂となることが強く望まれています。

2027年前後に次の学習指導要領の告示があります。全国小学校長連合会は、国が内容検討の際に、ぜひ重視して欲しいこととして、小学校教育の充実・改善に関わる要望書を文部科学省に提出しました。

そこには、次期学習指導要領の改訂を見越した指導内容及び指導時数の削減が記されております。これは、教育の質を高めるためには、カリキュラム・オーバーロードの解消が不可欠であり、子供や教員の心身の健康を守るためにも現場の声を反映した柔軟な教育課程の編成がされることを要望し、賛成討論とします。

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

請願第1号は原案のとおり採択することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成多数〕

○議長（平林幸一君） 賛成多数。

請願第1号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願について

ては、原案のとおり採択することに決定しました。

◎請願第2号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 続いて、請願第2号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

金井とも子議員。

○10番（金井とも子君） 私は、このことについて、賛成の立場から討論を行います。

村の小学校では、村の措置で1年生は14人の2クラスです。

指導される先生方は教材を工夫され、一人一人に合った内容のものを用意され、また児童一人一人にゆっくり寄り添って話を聞いている姿が見られていて、少人数学級のよさを感じられているようです。

学校現場では、心のケア、いじめ、不登校等の解決すべき課題に加え、保護者対応、子供達の豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

こうした中、令和3年3月に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が成立し、公立小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。

今後、小学校だけにとどまるのではなく、中学校、高等学校等での35人学級の実現が必要であります。きめ細かな教育をするためには、さらなる学級編制の標準引下げが不可欠であり、このような状況を受け、厳しい財政状況の中、独自に教職員の人的措置を図っている青

木村のような自治体もありますが、これにより、自治体間の教育格差が生じることは、大きな問題であります。

豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員定数の改善も求められています。また、義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。

国の施策として、定数改善に向けた財源保障を行い、子供達が全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることは、憲法の理念にもかなうものであります。

子供達に豊かな学びを保障する観点から、教育現場の一層の改善を図るため国及び政府が実態に応じたさらなる政策を推進されることを強く要望し、賛成討論といたします。

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

請願第2号は原案のとおり採択することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成多数〕

○議長（平林幸一君） 賛成多数。

請願第2号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書については、原案のとおり採択することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（平林幸一君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和7年第3回青木村議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時27分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

青木村議会議長

青木村議会議員

青木村議会議員